

令和6年11月定例会

農水経済委員会

予算決算委員会（農水経済分科会）

会 議 録

長 崎 県 議 会

目 次

(1 1 月 2 6 日 (委 員 間 討 議))

1、開催日時・場所	1
2、出席者	1
3、経過	
《委員会》	
審査内容等に関する委員間討議（協議）	1

(第 1 日 目)

1、開催日時・場所	3
2、出席者	3
3、審査事件	3
4、付託事件	3
5、経過	
(産業労働部)	
《分科会》	
産業労働部長予算議案等説明	4
新産業推進課長補足説明	5
予算議案等に対する質疑	6
予算議案に対する討論	9
《委員会》	
産業労働部長総括説明	9
議案に対する討論	11
決議に基づく提出資料説明	11
企業振興課長補足説明	11
雇用労働政策課長補足説明	14
陳情審査	15
議案外所管事務一般に対する質問	15

(第 2 日 目)

1、開催日時・場所	45
2、出席者	45
3、経過	
(水産部)	
《分科会》	
水産部長予算議案説明	45
水産加工流通課企画監補足説明	46
水産経営課長補足説明	46
漁港漁場課長補足説明	47
予算議案に対する質疑	47
予算議案に対する討論	49
《委員会》	
水産部長所管事項説明	49
決議に基づく提出資料説明	51
陳情審査	51

議案外所管事務一般に対する質問	5 1
(第3日目)	
1、開催日時・場所	7 3
2、出席者	7 3
3、経過	
(農 林 部)	
《分科会》	
農林部長予算議案説明	7 3
農業経営課長補足説明	7 4
農政課長補足説明	7 5
予算議案に対する質疑	7 5
予算議案に対する討論	7 8
《委員会》	
農林部長所管事項説明	7 8
決議に基づく提出資料説明	8 0
陳情審査	8 1
議案外所管事務一般に対する質問	8 1
委員間討議	9 8
(12月19日〔追加上程予算議案審査〕)	
1、開催日時・場所	1 0 1
2、出席者	1 0 1
3、経過	
(産業労働部・水産部・農 林 部)	
《分科会》	
産業労働部長予算議案説明	1 0 2
水産部長予算議案説明	1 0 2
農林部長予算議案説明	1 0 3
産業政策課長補足説明	1 0 3
漁政課長補足説明	1 0 5
水産加工流通課企画監補足説明	1 0 5
漁港漁場課長補足説明	1 0 6
畜産課長補足説明	1 0 6
農村整備課長補足説明	1 0 7
林政課長補足説明	1 0 8
森林整備室長補足説明	1 0 9
予算議案に対する質疑	1 1 0
予算議案に対する討論	1 1 6
・審査結果報告書	1 1 7
(配付資料)	
・分科会関係議案説明資料	(産業労働部)
・委員会関係議案説明資料	(産業労働部)

- | | |
|--------------|--------------|
| ・分科会関係議案説明資料 | (水産部) |
| ・委員会関係議案説明資料 | (水産部) |
| ・分科会関係議案説明資料 | (農林部) |
| ・委員会関係議案説明資料 | (農林部) |
| | |
| ・分科会関係議案説明資料 | (産業労働部：経済対策) |
| ・分科会関係議案説明資料 | (水産部：経済対策) |
| ・分科会関係議案説明資料 | (農林部：経済対策) |

1 1 月 2 6 日

(委員間討議)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年11月26日

自 午後 1時30分
至 午後 1時33分
於 委員会室 4

2、出席委員の氏名

委 員 長	中村 一三 君
副 委 員 長	山村 健志 君
委 員	溝口 芙美雄 君
〃	瀬川 光之 君
〃	山口 初實 君
〃	前田 哲也 君
〃	近藤 智昭 君
〃	堤 典子 君
〃	大倉 聡 君
〃	白川 鮎美 君
〃	虎島 泰洋 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

な し

6、審査の経過次のとおり

— 午後 1時30分 開会 —

【中村(一)委員長】 ただいまから、農水経済委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず、会議録署名委員を慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、白川委員、虎島委員の両人をお願いいたします。

本日の委員会は、令和6年11月定例会における本委員会の審査内容等を決定するための委員間討議であります。

審査方法についてお諮りいたします。

審査方法は、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることにいたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。しばらく休憩いたします。

— 午後 1時31分 休憩 —

— 午後 1時32分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者へ正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ほかにないようですので、これをもちまして本日の農水経済委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

— 午後 1時33分 散会 —

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年12月9日

自 午前 9時57分
至 午後 2時45分
於 委員会室4

新産業推進課長 原田 啓輔 君
新エネルギー推進室長 岩永 俊一 君
経営支援課長 下窄 賢剛 君
未来人材課長 末續 友基 君
未来人材課企画監
（外国人材担当） 高見 誠 君
雇用労働政策課長 黒川恵司郎 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長)	中村 一三 君
副委員長(副会長)	山村 健志 君
委 員	溝口英美雄 君
〃	瀬川 光之 君
〃	山口 初實 君
〃	前田 哲也 君
〃	近藤 智昭 君
〃	堤 典子 君
〃	大倉 聡 君
〃	白川 鮎美 君
〃	虎島 泰洋 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

産業労働部長	宮地 智弘 君
産業労働部政策監 （産業人材確保・育成担当）	石田 智久 君
産業労働部次長	井内 真人 君
工業技術センター所長	野中 一洋 君
窯業技術センター所長	小田口裕之 君
産業政策課長	吉田 稔 君
企業振興課長	香月 康夫 君
企業振興課企画監 （企業誘致推進担当）	石川 拓朗 君

6、審査事件の件名

○予算決算委員会（農水経済分科会）

第93号議案

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）
（関係分）

7、付託事件の件名

○農水経済委員会

（1）議 案

第114号議案

公の施設の指定管理者の指定について

（2）請 願

な し

（3）陳 情

・要望書（令和7年度 森林・林業・木材産業の
施策要望）

・市政に関する要望について（長崎市）

・令和7年度離島・過疎地域の振興施策に対する
要望書

・要望書（島原半島関係4期成会等）

・令和7年度長崎県農林施策に関する要請書

・要望書（本県における農業競争力強化のため
の農業農村整備事業の強力な推進に向けて）

・要望書（壱岐市）

8、審査の経過次のとおり

―― 午前 9時57分 開会 ――

【中村(一)委員長】 皆さん、おはようございます。

ただいまから、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第114号議案「公の施設の指定管理者の指定について」でございます。

そのほか、陳情7件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されました予算議案の関係部分を農水経済分科会において審査することになっておりますので、本分科会として審査いたします案件は、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は、従来どおり、分科会審査、委員会審査の順に行うこととし、部局ごとに、配付しております審査順序のとおり行いたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

なお、議案外の質問につきましては、各部局の審査における委員1回当たりの質問時間は、理事者の答弁を含め20分を限度とし、一巡した後、審査時間が残っている場合に限って、再度の質問ができることといたしますので、よろしくお願ひいたします。

これより、産業労働部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、委員の皆様にお諮りいたします。

本日審査を行う第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分と、委員会付託議案である第114号議案「公の施設の指定管理者の指定について」は、関連があることから、まず、予算議案及び第114号議案について説明を受け、一括して質疑を行い、その後、予算議案についての討論・採決を行うことといたします。

そして、委員会再開後、第114号議案について討論・採決を行うこととしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 それでは、そのように進めさせていただきます。

次に、理事者側から、試験研究機関の幹部職員の紹介を受けることといたします。

【宮地産業労働部長】 おはようございます。

産業労働部の試験研究機関の幹部職員をご紹介いたします。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村(一)委員長】 ありがとうございます。

【中村(一)分科会長】 それでは、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

産業労働部長より、予算議案及び第114号議案について説明を求めます。

【宮地産業労働部長】 産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

資料といたしましては、予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料でございます。

2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いしております議案は、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予

算（第4号）」のうち関係部分であります。

補正予算のうち産業労働部関係について、ご説明いたします。

歳出予算は、記載のとおりであり、その内容は、職員給与費関係既定予算の過不足の調整に要する経費であります。

次に、債務負担の内容についてご説明いたします。

「長崎県ビジネス支援プラザ管理運営負担金」は、長崎県ビジネス支援プラザの管理運営に要する経費について、令和7年度から令和11年度までの債務負担として、4,490万2,000円を措置するものであります。

また、関連する議案であります第114号議案「公の施設の指定管理者の指定について」につきましましては、長崎県ビジネス支援プラザの管理運営を行う指定管理者を公募した結果、株式会社コンベンションリンケージを指定管理者として指定しようとするものであります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 次に、新産業推進課長より補足説明を求めます。

【原田新産業推進課長】 私の方から長崎県ビジネス支援プラザ指定管理者の指定について、補足説明をさせていただきます。

資料は、予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料（産業労働部）の2ページをお開きください。

まず、当施設でございますが、1に記載のとおり、本県の産業構造の高度化・多様化を推進し、地域経済の発展のため、新たな産業や高付加価値型の産業を創出・育成する拠点として、

平成17年4月に長崎市出島町に設置したものであり、これから創業しようとする方、あるいは創業して間もない方などを支援する施設でございます。

施設の概要については、2に記載のとおりで、所在地は出島交流会館、11階建ての建物の中の2階と8階、9階、10階部分、合計4階分を使用いたしております。

2階は、スタートアップ交流拠点「CO-DEJIMA」、8階と9階は創業支援を行う場所でございます。半個室の創業準備室が合計10ブース、広さが12平米から27平米までの創業者育成室が合計8室などとなっております。創業者育成室8室のうち現在7室が入居中でございます。

10階につきましては、県外からの誘致企業に対して、年限を区切って貸しております。これを今3室に分けておりまして、現在1社が入居中でございます。

今回提案しております指定管理者は、東京都千代田区が本社の株式会社コンベンションリンケージでございます。

指定期間は、来年、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

指定管理者が行う業務については、5に記載のとおり(1)から(3)まででございます。

まず、プラザの使用許可、プラザと附属設備の維持・修繕、その他運営に必要な業務といたしまして(3)でございますが、使用者、入居者の方であられる創業から間もない、あるいは新たに創業される方々に対する相談業務、そして使用料の徴収等に関する業務となっております。

3ページをご覧ください。

選定経過については、6に記載のとおり、本年8月30日から9月24日まで募集をいたしまし

たところ3者から応募がございました。

金融機関や創業支援の専門家、民間の企業経営者、民間の創業者育成施設の経営者といった外部の有識者4名で構成した選定委員会において、管理運営方針や事業計画等の応募内容を審査した結果、(7)に記載の理由などから、満点の8割を超える最も高い評価点を獲得した株式会社コンベンションリンケージを、安定的な管理運営や、公平な使用の確保などを適切に実施できる能力を有すると判断いたしまして、指定管理者の候補に決定したものでございます。

債務負担額につきましては、指定管理予定期間の5年分といたしまして4,490万2,000円を計上させていただいております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案及び第114号議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【虎島委員】 ご説明ありがとうございました。

補足説明資料にありました債務負担額、5年で4,500万円程度ということが計上されておりますけれども、この負担金の内訳を教えてくださいたいと思います。これまでの実績等、比較も併せてお願いします。

【原田新産業推進課長】 まず金額につきましては、指定管理候補者から提案があった積算内訳の項目、単価、数量が妥当であることを確認の上、決定をいたしております。

内訳といたしましては、人件費が約4分の3、75%程度、4,490万2,000円のうち3,375万4,000円になっております。ほかにはセミナー開催にかかる謝金とか、コピー機のリース料などの事務経費がございます。

現在の5年間の計画と比較しますと、デジタルツールの活用に伴う紙の資料の削減などがありまして、コピー機のリース料の削減など、事務費が130万円ほど削減されているところでございます。

一方で、人件費は、ベースアップ等も勘案して徐々に増えていく計画となっております。

【虎島委員】 業務を見ると、相談業務とか割と専門的な内容も含まれているかなと思っております。

ビジネス支援プラザのホームページを見ますと、入居企業の紹介、卒業した企業の声というのが掲載されておまして、成功者の意見として好意的な内容で非常に安心はしているところであります。

これまでも、今回、指定管理者となりましたコンベンションリンケージが運営されてきたというところですけども、入居企業のうち事業を継続されている企業数でありますとか、具体的な成功事例などの成果があれば教えてください。

【原田新産業推進課長】 今回の候補者であるコンベンションリンケージ様に今も指定管理をお願いしております。令和2年4月以降、既に4年半経過しておりますが、その間の入居企業数は30社になっております。

このうち、現在も事業を継続している方の数は30分の25ということで、割合といたしましては83%となっております。

また、目標の一つとしまして入居者の創業件数、毎年度3件というのがありまして、これにつきましては、令和2年度がコロナ禍の影響で入居者が減少いたしましたが、それ以外は達成しておまして、令和2年4月以降5年間で16件の創業件数、年平均3件以上を達成いたしてお

ります。

具体的な成功事例といたしましては、令和3年7月に入居後、令和5年5月に退去するまでに、全従業員数が100人増加するなど急成長を遂げた波佐見町に本社があられる県内外の自治体を対象に、ふるさと納税支援事業などを手がけられている企業様の実績などがございます。

【虎島委員】目標を上回る成果が出ているということで、ありがとうございます。

また、県では、ビジネス支援プラザのほかに「ミライ企業Nagasaki」を開催するなど様々な施策に取り組んでいらっしゃると思いますけれども、出口の一つとして上場というものがあると思いますが、そのほか県としてゴール、最終的にどのような姿を目指しているのかというのがございましたら、どのような支援をしようとしているのか教えていただきたいと思います。

【原田新産業推進課長】まず、県では、スタートアップ交流拠点「CO-DEJIMA」を2019年に開設したところでございますが、そこでスタートアップの支援というものに本格的に着手をいたしております。

まずは、スタートアップにチャレンジする方を増やしたいと考えまして、県の総合計画において、スタートアップの創出・誘致件数を目標とさせていただいて、直近の令和5年度につきましては、目標の8件を超える11件という成果が出ているところでございます。

一方で、そうした創出、生まれてきたスタートアップの売上拡大、規模拡大がもっと進めばと考えておりまして、一つが、今委員おっしゃっていただいた成長に必要な資金調達を支援する「ミライ企業Nagasaki」というイベントもございますし、さらなる充実が必要であると考えております。

今後、スタートアップの先進地である首都圏との連携が欠かせないと思っておりますので、首都圏の大企業等との取引拡大を支援する取組などを来年度に向けてしっかり検討していきたいと考えております。

県が支援するスタートアップでは、社員の平均年齢が20代とか30代という非常に若い企業も少なくないところでございまして、若者の働く場になっていると感じているところでございます。

若者が生き生きと働く企業が、県内でぞくぞくと誕生する姿を実現できますよう、できるだけ早期に売上増によって雇用の拡大を図っていただけるようなご支援に努めてまいりたいと考えております。

【虎島委員】ありがとうございます。上場が唯一のゴールではないというところで様々な支援を、これからもよろしくお願いいたします。

以上です。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】虎島委員の質問に私も関連で、ちょっと引っかかっているんです。人件費が4分の3ぐらいに当たるということで、今回の指定管理というのは、あくまで建物の管理ということで見ておいていいんですかね。

何が言いたいかというと、スタートアップした企業を、さっき言ったように伸ばしていくというのは、当然別のメニューの中で、いろんな支援メニューがあると思っているんです。

ただ、この指定管理を受けているコンベンションリンクージが、独自にもっとノウハウを生かして、こういうことをやらせたいとか、こういうことをやりたいというようなところのできる幅というのはないんですよね。この指定管理

の中に、そこまで求めているんですよね。言っている意味わかりますか、すみません。

【原田新産業推進課長】今のご質問でございますが、指定管理者でご応募いただく時に提案をいただくわけなんですけれども、その中で、それぞれ各提案者の独自、自主事業というものの項目に含めていただいて提案をいただくような形になっております。

例えば、コンベンションリンケージさんでいえば女性起業家の創出のセミナーを、コンベンションリンケージさんは全国でそういう産業支援施設の指定管理などをされておりますので、そういったネットワークを生かしながら、女性起業のセミナーを集中的に開催するとか、そういった独自の取組なども提案していただいております。そういった費用も含まれているところでございます。

【前田委員】これ、前回に続いて2回目ですよ。（発言する者あり）ずっとということならいいんですけれども、せっかく指定管理の審査を受けて選ばれたら、やっぱりおっしゃるような自主事業というか、もっともっと伸ばすところに、このコンベンションリンケージさんの得意なところを伸ばしてほしいし、当然、全国で展開する中で、他の市町とか、他の県の中で学んでいることとか、あると思うんですよ。そう考えた時に、自主的な事業をやるところの予算が、提案があったとはいえ、少ないのかなという気がしているんですね。

ですから、今後伸ばしていくということを考えた時に、これは毎年、1年1年の協定になりますよね。ですから、そこを確認する中で、もう少し伸びしろを伸ばせるということがあるならば、この金額に捉われず、もちろんそこは見直しとか、追加があるかもしれませんけれど

も、せっかくなので、もっと自主事業とか、もっとほかの自治体でやっていることを組み込むような、そこが指定管理にならないんだったら、本庁の中で、担当の部署の中で事業化するようなところを考えてほしいというふうに思っておりますけれども、言っている意味がわかるんだったら、政策監か部長からご答弁いただきたいと思います。

【宮地産業労働部長】今、前田委員おっしゃられたとおり、県外でも運営の実績を持たれているところでございますので、いろいろそのノウハウを生かしながら、本県においても、いろいろ現在取り組まれている以上のものを我々としても求めていきたいと思っております。

あと、全体の創業支援という中で見れば、九州各7県で見ますと、本県は大体今年度の予算で言うと3番目でございます。

その中で、本県の特徴としては、今回ご審議いただいている分もございますが、非常にインキュベーション施設が充実しているというのが、一つ我々の特徴かなと思っておりますので、いわゆるスタートアップみたいな、イノベーティブな創業だけでなく、若い方が地域で、最近のカフェであったりとかいろんな取組が進んでいるところもありますので、そういうのも含めまして、全体として、長崎県内において、そういう創業を志すような、若い人がチャレンジできるような機運というのを我々としても醸成していきたいと思っております。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって予算議案及び第114号議案に対する質疑を終了いたします。

次に、予算議案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第93号のうち関係部分は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第93号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【中村(一)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたします。

まず、産業労働部長より総括説明を求めます。

【宮地産業労働部長】 産業労働部関係の議案等について、ご説明いたします。

資料といたしましては、農水経済委員会関係議案説明資料当初版と追加1、追加2でございます。

まず、当初版の2ページをご覧ください。

初めに、議案についてでございますが、第114号議案「公の施設の指定管理者の指定について」につきましては、先ほど分科会にてご説明いたしましたので、説明を省略させていただきます。

続きまして、議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告いたしますのは、令和7年度的主要施策について、経済・雇用の動向について、半導体産業成長戦略の策定について、航空機産業の振興について、企業誘致の推進について、県内企業のデジタル化の推進について、海洋エネルギー関連産業の振興について、中小・小規

模事業者への資金繰り支援について、事業承継の促進について、産業人材の育成・確保について、外国人材の活用について、高等技術専門校の見直しについて、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について、事務事業評価の実施について、研究事業評価の実施についてであります。

このうち、新たな動きについて主なものをご説明いたします。

追加1の2ページをご覧ください。

（令和7年度の主要施策について）

令和7年度の予算編成に向けて「令和7年度長崎県的主要施策（素案）」を策定いたしました。これは、計画期間の最終年度を迎える長崎県総合計画の総仕上げと、新しい長崎県づくりのビジョンが目指す「未来大国」の実現に向けて、令和7年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、産業労働部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

産業労働部では、地域経済の維持・活性化を図るため、半導体関連産業や海洋エネルギー関連産業等の成長産業の振興を強化するとともに、中小・小規模事業者へのきめ細やかな対策や産業を支える人材の確保・育成など、本県産業の振興に必要な各種施策について、三つの基本方針に基づき推進してまいります。

一つ目に、国内投資が活発化している半導体関連産業や航空機関連産業、海洋エネルギー関連産業などの成長産業における県内企業の設備投資や取引拡大、サプライチェーン強化を支援するほか、今後、拡大が見込まれる水素市場への参入を促進してまいります。

二つ目に、厳しい経営環境が続く中小・小規

模事業者に対し、デジタル化等による生産性向上や価格転嫁の推進、資金需要への対応など、きめ細やかな対策を講じてまいります。

三つ目に、若者の県内定着やUIターン促進、高度外国人材の受入体制の構築等の取組を進め、産業人材の確保・育成を図るほか、雇用の場の創出に資するスタートアップの誘致や取引拡大等を支援してまいります。

なお、令和7年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で、さらに検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、追加2の2ページをご覧ください。

（半導体産業成長戦略の策定について）

県では、国内投資が活発で、今後とも世界的に成長が見込まれる半導体産業の振興策について、県民の皆様にはわかりやすくお示しするため「半導体産業成長戦略」の策定を進めており、今般、骨子として取りまとめたところであります。

骨子では、「県内企業の受注拡大」、「人材育成・確保」、「インフラ整備」を柱として、半導体製造装置のアンカー企業誘致とその波及効果を最大化するための受注体制の構築、産学官連携による人材育成・確保の仕組みづくり、産業集積に必要な工業団地などのインフラ整備について、今後の取組の方向性を示しております。

また、策定に当たっては、関係部局と協議を行うとともに、半導体関連企業や教育機関、市町等から構成するワーキンググループを「ながさき半導体ネットワーク」内に設置し、ご意見

をお聞きしながら、さらに検討を深めているところであります。

今後、県議会や企業等のご意見もお伺いしながら、効果的な施策の構築を図り、本県の強みを生かした戦略の年度内作成に向け、取組を進めてまいります。

次に、当初版の5ページ中段をご覧ください。

（中小・小規模事業者への資金繰り支援について）

県内中小事業者の経営環境は、コロナ関連融資の返済本格化に加え、物価高騰や人手不足、最低賃金の上昇など、厳しい状況が続いており、中小事業者が賃上げの原資となる売上拡大を図るためには、経営力強化に取り組む必要があります。

このため、県では、売上拡大など賃上げにつながる前向きな取組を支援するための国の「経営力強化保証制度」を活用した低利な制度融資を創設し、12月2日から運用を開始したところであります。

今後とも、地域経済の状況を注視し、関係機関と連携しながら、県内中小事業者への資金繰り支援に万全を期してまいります。

次に、当初版の7ページをご覧ください。

（高等技術専門校の見直しについて）

高等技術専門校の見直しについては、去る10月18日、第4回目となる「長崎県立高等技術専門校のあり方検討有識者会議」を開催し、県内新規高卒者数の低下などに伴う入校者数の減少や、人手不足による県内求人件数の増加など、校を取り巻く状況変化を踏まえ、今後の対応策を「見直しの方向性」として取りまとめたところであります。

その中では、「訓練内容については、修了生の出口となる県内企業のニーズに即しているこ

とから、主たる訓練科については定員の変更は行わず、必要なカリキュラムの充実を図っていくこと」、「高等技術専門校の認知度向上に向け、さらなるPRの強化を行うこと」などについて、今後、取り組むこととしております。

引き続き、県内産業を現場で支える技能者の育成に努めてまいります。

その他の項目については、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(一)委員長】 以上で説明が終わりました。

第114号議案に対する質疑は終了しておりますので、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第114号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、第114号議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【吉田産業政策課長】 私の方からは、「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づく産業労働部関係の状況について、ご説明いたします。

資料でございますが、農水経済委員会提出資料産業労働部をご覧ください。

今回、ご報告いたしますのは、いずれも令和6年9月から10月におけるものでございます。

まず、2ページから11ページですが、こちらは、知事及び部長等に対する陳情・要望のうち県議会議長宛てにも同様の要望が行われたものに対する県の対応状況を整理したものでございます。産業労働部関係の計6項目について掲載しております。

次に、12ページから13ページにつきましては、附属機関の会議結果について1件を掲載しております。

最後に、別紙をご覧ください。

物品管理室が契約手続を代行しております1,000万円以上の契約案件について、参考資料として添付しているものでございます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【中村(一)委員長】 次に、企業振興課長より補足説明を求めます。

【香月企業振興課長】 私の方から半導体産業の成長戦略骨子案の説明をさせていただきます。

資料は、表紙が、「長崎県半導体産業成長戦略(仮称)骨子案」というものでございまして、1ページめくっていただいて目次のページでございます。左側に番号を付しておりますが、記載の10項目ご説明をさせていただきます。

項目の1から5については、市場の動向ですとか投資の状況、あと本県が抱える課題、こういったものを国の検討会の資料も交えながら説明をさせていただきます。

後半の6から10が、今検討を進めております半導体戦略の骨子の関連になります。

早速、3ページをご覧くださいと思います。

資料のタイトルが、「半導体を取り巻く環境（世界の半導体産業）」と書いている資料でございます。

資料の左側に棒グラフを記載しておりますけれども、これは半導体の世界市場の推移でございます。パソコンですとかスマートフォン、高速通信、AIなどの製品の進化ですとか、サービスの高度化に伴いまして、市場も右肩上がりになっておりまして、左から三つ目の真ん中の棒が直近2020年の状況でございます、市場規模約50兆円となっております。それが、一番右5つ目の一番高い棒の2030年には、約100兆円規模ということで、10年間で2倍という成長が見込まれております。

このほか、資料の中央部分に、設計・製造に携わる代表的な企業、右側は、半導体の製造装置ですとか、素材の関連で活躍する企業などが記載されております。

グローバル企業が名を連ねる中で諫早に製造の拠点を持つソニー、大村に製造拠点のあるSUMCO、こういったところが世界を代表する主要企業ということで記載がされているところです。

4ページをご覧くださいと思います。

これは日本の半導体市場の推移を示したものでございます。棒グラフが市場の規模、赤い折れ線が日本のシェアを示したものでございます。

ページの上の方、四角の囲みの中にも書いてありますが、35年前、1988年、日本の世界シェアは約50%を誇っておりました。それが2019年には10%に落ち込んでいるという現状でございます。

こうした中、国においては、経済安全保障の

観点からも今後の巻き返しが急務ということで目標を定めておりまして、右側に3本棒グラフを作っておりますが、薄いブルーの世界市場の規模に対し、赤い着色の部分が日本の市場規模という目標を掲げておりまして、現行2020年、約5兆円の売上げを、2030年に約15兆円、3倍に引上げようという国の目標がでございます。

先ほど世界市場の伸びを2倍と申し上げましたが、国は3倍ということで、世界シェアの伸びに1.5倍のスピードで成長をさせるという目標を掲げているところでございます。

続きまして5ページをご覧くださいと思います。

これは、国が公表しております九州への半導体関連の投資状況をまとめたものでございます。2021年4月から2024年の6月、およそ3年間に公表された主な投資でございまして約100件、4兆7,400億円以上の投資が計画をされております。

この資料の中に青い太線で囲っている部分が本県への投資でございまして、既存の県内企業の規模拡大ですとか、本県に県外から新規立地ということで進出してきた企業の投資、こういったものが相次いで本県にも予定されているといった状況がでございます。

続きまして6ページをご覧くださいと思います。今、本県の半導体産業の状況でございます。

グラフは、県全体の製造品出荷額の推移を示したものでございまして、グラフの中に色分けをしている部分は、それぞれの分野ごとに占める割合を見えやすいようにしたものでございます。

緑が、半導体関連でございまして、この推移のグラフの右手に二つ抜き出して比較をしているグラフがございまして、50年前、1975年と現

在2022年を比較したものを抜粋して掲載をしています。

1975年、半導体の出荷額は約342億円、全体に占める割合としてはわずか4%でございました。それが直近の2022年には出荷額が3,203億円、全体の20%に拡大をしております。

右側には、県内の半導体関連企業を掲載しておりますけれども、約80社ほど関連企業がございまして、半導体産業が本県経済を支える基幹産業へと成長している状況がうかがえるかと思えます。

7ページをご覧くださいと思います。

次に、課題と対策でございます。左側のグラフが都道府県別の半導体関連産業の出荷額を示しております。

本県を含む赤く着色している自治体が5つございますが、こちらが、戦略を策定して、半導体関連産業の振興に取り組んでいる自治体でございます。

本県の半導体関連の製造品出荷額は、全国で第27位ということで、一定、規模はあるものの、半導体産業の振興に注力する他の自治体と比較すると、事業所数がまだまだ少ないといった状況もありまして、サプライチェーンの拡がりも欠けている状況と捉えております。そのため県内企業の金属加工の技術、人材、こういったものが生かせるサプライチェーンとして、拡大が期待される半導体製造装置のアンカー企業の誘致に注力をしながら、県内での受注体制の構築、こういったものを加速させていくことが重要と考えているところでございます。

8ページでございます。

戦略の概要ということで、まず、左上に策定の趣旨の欄を設けております。

半導体関連の需要を県内に取り込むため、県

の取組・方針を県民の皆様方、企業の方々にわかりやすくお示しすることで、県内企業の新規参入、規模拡大、関連企業の誘致促進につなげ、本県の経済成長を目指すものでございます。

右上に特徴を掲げておりますが、本県の新たな取組を記載することとしたいと思っております。先ほど申しましたサプライチェーンの構築・強化、工業団地などのインフラ整備、アンカー企業の誘致、こういったものを盛り込むことを想定しているところでございます。

戦略の位置付けと計画の期間ですが、来年度策定を予定しております新たな県の総合計画を踏まえた「産業振興プラン」における戦略と位置付けることとしておりまして、今回の半導体戦略の取組の期間を次の総合計画の終期と一致するように、令和12年度までの6年間で設定を考えているところでございます。

続きまして9ページをご覧くださいと思います。戦略の概要でございます。

この戦略では、三つの柱を掲げる予定としておりまして、左側の三つの柱①から③とございますが、一つ目が県内企業の受注拡大、二つ目、人材育成・確保、三つ目がインフラ整備と、これを三つの柱として関連施策を進めてまいりたいと考えております。

基本方針の欄に青い文字で記載しておりますが、これは取り組む内容の項目でございまして、次のページで説明させていただければと思います。10ページをお開きいただければと思います。

項目8、半導体関連事業の主要な施策の素案です。

来年度、サプライチェーンの構築・強化、産業人材の育成・確保を集中的に支援するための新たな事業ですとか、県内企業の規模拡大、な

がさき半導体ネットワークを核とした人材育成・確保、民間事業者の開発スキームでの完成を目指す東彼杵町での工業団地整備などを進めてまいりたいと考えております。

中でも、①県内企業の受注拡大の囲みの中に記載しておりますが、新規に立ち上げる半導体関連産業サプライチェーン強化推進事業については、県内の雇用と半導体、特に半導体の製造装置メーカーからの受注獲得を目指し、複数の企業による連携した取組ですとか、県内企業が取り組む半導体関連の人材育成、こういったものの支援を考えておりまして、6,100万円を今要求しているところでございます。

また、既存の次世代基幹産業育成事業を活用して、県外の受注獲得のための出展費ですとか、大学との連携事業を支援するために2,000万円を要求しているところでございます。

次に、11ページ、工業団地の整備でございます。

こちらは、今、東彼杵の整備の公募手续をしているところでございますが、豊富な工業用水、高速インターから約1キロというアクセスの良さを生かして、県内への波及効果の高い企業の誘致に向けた受け皿として、最短で令和9年10月の分譲開始を予定しているところでございます。

続きまして12ページ、数値目標でございます。

これは、今回、県として戦略の中で掲げた目標ということでございまして、半導体関連産業の売上げと雇用者数を掲げたいということで検討を進めております。

売上高については、ここ6年間の世界市場の成長率5%をベースに、国が世界市場の成長の1.5倍というふうなことを掲げておりますので、5%の1.5倍、7.5%が国内市場の伸びと。これに

県独自の施策による効果を加味して年10%の成長を目標に掲げ、6年後の令和12年には、半導体関連産業の売上高1兆円超えの達成を目指すことと考えております。

雇用については、本県におけるこれまでの状況を踏まえ、年5%を成長目標に掲げまして、令和12年には県内造船業と肩を並べる、匹敵する8,860名を目指して、進めていきたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【中村(一)委員長】 次に、雇用労働政策課長より補足説明を求めます。

【黒川雇用労働政策課長】 私からは長崎県立高等技術専門校の見直しの方向性について、ご説明いたします。

お手元の資料の農水経済委員会補足説明資料産業労働部をご覧ください。

4ページ以降が、有識者会議で取りまとめたものになりますけれども、2ページと3ページに概要を取りまとめておりますので、この概要資料に沿ってご説明をいたします。

まず、2ページをご覧ください。

1の見直しの背景でございますが、高技専の主な入校者である県内新規高卒者数が減少する一方、県内企業からの求人数は増加しておりまして、このような環境変化の中、今後のあり方を有識者会議においてご検討いただいたものでございます。

次に、2の現状・課題でございますけれども、高技専の入校者数が近年減少している状況は、表のとおりでございます。また、県内求人件数は、商業デザイン科を除けば高い水準にあるとともに、県内就職率ともに高い状況でございます。

次に、3ページをご覧ください。

これらを踏まえまして昨年12月に有識者会議を設置しまして、今年10月までに4回の会議において検討を重ねまして、見直しの方向性について取りまとめてまいりました。

最後に、4の見直しのポイントでございます。

各訓練科については、商業デザイン科を除きまして定員を維持し、今後のニーズ等を踏まえて対応していくこと、そしてまた、企業ニーズを踏まえたカリキュラムの充実や関係機関との連携を図ること、そして特に重要な点ですが、これまでこちらの方でもご意見をいただいておりますけれども、各種入校対策を行っていくことを軸としております。

さらに、企業の在職者向けの訓練などにも、企業ニーズに応じて対応していくことなども、併せて見直しの柱としております。

以上で、ご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

【中村(一)委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

対象番号として、43、46、56、この3件であります。

陳情書について何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料について、ご質問はありませんか。

【堤委員】 政策等決定過程の参考資料がありましたよね。集中契約の1,000万円以上の契約状況で、雇用労働政策課が所管課で、数値制御旋盤ですか、1,800万円の契約がありますけれども、これについてこういったもので、どういうところで使われるのかというようなところをお尋ねしたいと思います。

【黒川雇用労働政策課長】 こちらの数値制御旋盤につきましては、機械加工の機械設備でございます。主に軸形状の、例えば、ネジですとか、そういったもので加工を行うための設備でございます。

現在使っております、これは佐世保校にありますけれども、佐世保高等技術専門校で利用しておりますこの設備が、平成14年度に入れたものが老朽化しております、こちらの設備を更新するものでございます。

主に、この設備につきましては、機械加工を選択した生徒が就職した際に、就職する企業の工場等ではほとんど使われているような主力の設備でございまして、訓練に非常に必要となる設備となっております。

【堤委員】 高技専の佐世保校の方で使用するもので、機械加工に使われると。そして、一般の企業の中で、こういったものを使った作業が行われているということで、老朽化した今のものに対して、これを新しく入れて、そういう実地に適応したというか、そういう訓練が行われるということですね。

長崎校は、こういうものはないんですか。

【黒川雇用労働政策課長】 長崎校の機械加工の現場にも同様の設備がございまして、3年前に設備を更新しております。

【堤委員】 長崎校はもう既に導入されているということですね。

1,800万円と非常に高額なものですけれども、そういう高技専の中で様々な訓練に使われる機械というか、そういったものはほかにも古くなって実際の現場ではもう使われていないとか、あるいはこれからまた更新しなければいけないというようなものがあるのではないかと思います。その状況はどんなふうになっているんでしょうか。

【黒川雇用労働政策課長】校の設備につきましては、毎年度、各学科の方でも必要な設備について老朽化したもの、また業界のニーズに対応するため、人材育成のために必要な設備というのは、毎年度検討の上、設備計画を出して、国の助成も入っているものですから、国の方にも計画を出して、しっかり検討をした上で導入をさせていただいております。

【堤委員】計画的に国の助成なども受けながら、優先順位をつけて設備更新をしていくということかなと思いますけれども、即戦力になる人材の育成ということが、高技専は言われていますので、本当に実際の現場で役に立つような、そういう設備更新をこれからも進めていただきたいと思います。

終わります。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について質問はありませんか。

【大倉委員】おはようございます。

私からは海洋エネルギー関連産業について、まずご質問します。とりわけ洋上風力発電ですね。

これは、今、五島市沖と西海市江島沖が促進区域に指定されているという中で、本県にとっ

ても成長産業として、そして将来的には本県の基幹産業の一つにもなってもらいたいと私は考えているわけです。

ただ、そういう中で、この洋上風力発電の将来的な課題として、人材不足ということがやはり言われているわけです。そういう中、先月、伊王島に人材育成センターが開所いたしました。

このセンターについて伺いたいんですけれども、どんな人材育成センターを将来的に目指していくのか、そして本県としての、長崎県としての関わり方はどういった関わり方をしているのか、そしてしていくのか、そのあたりを教えてください。

【岩永新エネルギー推進室長】先日、伊王島の方に開設されました訓練施設のことについてお答えしたいと思います。

委員ご指摘のとおり、日本風力発電協会の推計によりますと、全国で洋上風力発電の導入が進む一方で、国内においては、洋上風力発電の建設ですとか、保守関係の洋上作業員というのが、2,030年時点で1万5,700人必要とされておりまして、この人材不足というのが懸念されているところでございます。

このような中、去る11月7日に、県と海洋エネルギー関連産業の拠点形成について連携協定を締結しております長崎海洋産業クラスター形成推進協議会が、日本財団の支援を受けまして、設置・運営する洋上風力発電施設の建設・保守作業員を養成する訓練施設「長崎海洋アカデミートレーニング」というのを長崎市の伊王島の方に開設いたしました。

クラスター協議会の発表によりますと、この施設では、事故の防止や救助、傷病者への応急処置などを身につける安全訓練などを行うということで、洋上風力発電設備の作業に従事する

際に必須となる業界団体のGWOの国際認証資格が取得可能な施設ということになっております。

また、同様の資格が取得できる施設といたしましては、この施設が国内最大規模と言われておりまして、この施設を使用した訓練が、既に11月から開講されているところでございます。

県といたしましては、このような全国に誇れる訓練施設が完成いたしましたして、この施設で訓練を受講することによって、この洋上風力発電産業に参入する企業が増えて、産業の裾野が広がっていくというふうに考えておりますし、県内外から多くの視察などを通じて、カーボンニュートラルや海洋エネルギー関連産業への理解醸成も期待できるものと考えております。

県では、多くの県内企業が活用することによって、洋上風力発電関連分野への県内企業の参入促進に努めてまいりたいと考えております。

【大倉委員】この洋上風力発電の人材育成センターの概要、中身については、よくわかりました。

県としての関わり方、そのあたりの分も含めて教えてください。

【岩永新エネルギー推進室長】県といたしましては、先ほど少し申し上げましたとおり、多くの県内企業の活用に尽力したいと思っております。今後、拡大が見込まれるこの洋上風力発電の保守点検分野への参入というのを県内企業に期待したいということで、今年度から新たに、この施設への訓練受講に対する補助制度を創設いたしましたして、支援を行っているところでございます。

今後とも、洋上風力関連産業における人材育成を図りまして、国内外の需要獲得に向け、県内企業の支援に努めてまいりたいと考えており

ます。

【大倉委員】わかりました。

人材に関してなんですけれども、先ほど答弁いただきました。2030年には1万5,700人が必要ということで、さらに、将来的にはもっとも必要と言われていると思います。2050年には4万8,500人だったと思うんですけれども、それぐらい必要なわけで、現在その人材は5,000人ほどしかないと言われている中で、やはりこれは本当に人材をしっかりと育成していくことによって、この洋上風力発電が本県の中でしっかりとした基幹産業の一つに成長していくというふうに考えています。

ですから、この人材育成センターの期待値も高いわけで、ぜひしっかりと本県としても関わっていただきたいと思っているところでございます。

そもそもこの洋上風力発電は、やっぱり本県として造船業という一つの基幹産業があります。そこの親和性も高いと思うんですけれども、改めて、この洋上風力発電全般に関して将来的な展望、期待、そのあたりのところを教えてください。

【岩永新エネルギー推進室長】現在、注力しております洋上風力発電事業につきましては、2040年に最大45ギガワットということで、国が目標を大きく掲げておるところでございます。

今後、現在、主流になっております着床式から造船業と親和性が高い浮体式の方に移っていくというふうに見込まれておりますので、その浮体式洋上風力産業の、特に基礎部分ですね。その部分につきまして、県内産業の基幹産業となるようにしっかりと県内企業に参画していただきまして、産業発展に努めていきたいと、そのための支援、後押しというのをしっかりとやって

いきたいと考えております。

【大倉委員】 今後の展開として、例えば、高島などでも新たにタワーを建てるなどの話があるというふうに聞いているんですけど、そのあたりの進捗状況などを教えていただきたいと思っています。

【岩永新エネルギー推進室長】 クラスター協議会からのお話によりますと、今後、洋上で作業をされる年間の需要者が約3,200人ほど、そのうち約1,000人を、この伊王島の施設で受け入れていくということを目指されておるところでございます。

これに合わせまして来年度につきましては、現場での機械の据え付けですとか、点検修理を安全に行う技能習得のための技能訓練棟が完成予定というふうにお聞きしております。

また、その次の年度、2026年度には、委員ご指摘にありました長崎市高島沖へ訓練用のタワーを設置いたしまして、実際に海域で船から乗り移る訓練というのをを行う研修訓練を行うことができるようになるということで、この訓練用のタワーが設置されて訓練ができるようになりますと、世界初の取組というふうにお聞きしているところでございます。

【大倉委員】 非常に期待が持てると思います。ぜひ積極的に取り組んでください。

この海洋エネルギー関連でいきますと、潮の流れ、満ち引き、干満を生かしてエネルギーをつくる潮流発電というものもありますけれども、これに関してはどうのように認識されているのか、将来的なことはどうなのか、そして課題はどうなのか、そのあたりも教えていただきたいと思っています。

【岩永新エネルギー推進室長】 この潮流発電につきましては、全国的にまだまだ実証段階とい

うことで、県内においても、五島の奈留瀬戸という場所で実証事業が進んでいるところでございます。

県内では、その奈留瀬戸の方で九電みらいエナジーが代表事業者、長崎海洋産業クラスター形成推進協議会が共同の事業者となりまして実証をやっているところでございまして、令和元年度から環境省事業として採択を受けまして実施しているところでございます。

潮流発電の今後の見込みですけれども、潮流発電を設置するには、潮流発電が実施可能な潮流が必要になってまいりますし、漁業権ですとか、航路などの制約を受けない場所で実証するというような条件が必要になってまいります。

設置に適した場所というのがやはり限られてまいります。一定の規則性を持った潮汐力、月と太陽の引力によって潮の満ち引きがあることですので、これが規則性がありますので、年間を通じて安定的で予測可能な発電方式だと思っております。今後の開発が期待されているところかと認識をしております。

【大倉委員】 洋上風力よりは、潮流発電は何かとまだまだ課題があって、そこを克服していくというところが必要ということですね。承知しました。

いずれにしても、この海洋関係のエネルギー分野は、本県にとっては非常に大きな成長産業として基幹産業に将来的にはなってもらいたいというところですから、ぜひ頑張ってもらいたいと思います。

それから、もう1点、外国人材の活用に関するのを伺いたいんですけども、外国人労働者の方々は、今後、本県でも大いに活躍をしていただきたいと思っております。優秀な人材もたくさんいるというふうに伺っております。非

常に真面目で、勤勉で、何なら日本人よりもしっかりと働いてくれるなんていう声が現場からあるということも聞いています。

そこで質問したいのが、やはり優秀な外国人をしっかりと受入れていく体制づくり、環境整備というものが非常に大切になってくると思うわけなんですね。県においてのそういった取組状況を伺いたいわけなんです。

例えば、企業がこういった準備、整備をしていけばいいのか。外国人労働者を受入れたいと思っている企業がこういった取組が必要なのか、それをまずちゃんと知ってもらうという必要があると思うんですけれども、そういう部分で県としての取組を何か行っていたら教えてください。

【高見未来人材課企画監】これまで企業向けの外国人材受入促進セミナーを開催しておりまして、その中で既に外国人材を受入れている企業の方々からパネルディスカッションを実施しまして、受入事業の紹介をしていただいております。

これまでのパネルディスカッションでは、外国人材3名に1名の社員を専属でつけまして、日本語を教えているとか、あと、長く働いていただきたいということで、困りごとを遠慮なく話してもらえるように同じ国籍のメンターを置いて働きやすい関係をつくっていると、そういったお話を体験談としてお話しいただいているところがございます。

【大倉委員】そういった外国人労働者の方を受入れる企業の裾野を広げていくということは、非常に大切だと思っています。

今、答弁いただきました外国人の方を受入れるための促進セミナーはどれだけ参加者があって、こういった声が出ているのか、そのあたり

を教えてください。

【高見未来人材課企画監】令和5年度は、パネルディスカッションを含むセミナーを2回開催しておりまして、合計で178名の方にご参加いただいております。令和6年度は、去る11月13日に開催しまして50名の方に参加していただいております。

参加者のアンケートを拝見しますと、「外国人材を受入れている企業の生のお声を聞けてよかった」、「長く活躍してもらうためにいろんな工夫をされていることがわかった」など、好評をいただいているところでございます。

【大倉委員】わかりました。このセミナー事例を紹介して、そして、その参加者からも好評ということで、県の取組というのは、もちろん評価しますが、こういったセミナー的な、座学的なものも当然大事なんですけれども、それだけじゃなくて、やはり現場レベルでの研修とか視察、そういったことも今後必要だと私は思うんですね。

というのも裾野を広げるという意味で、企業の優良事例を広げていく、そういったことのためにも、例えば、企業が企業のところに行って、そして学んでいく。そういったさらに受入を広げていくような体制づくり、それがあれば、例えば対話がそこで生まれて、そして、現場のことがよくわかるというつながりが生まれると思うんですけれども、今後、企業と企業のマッチングというか、そのあたりが一緒になって取り組んでいく、そのために県がパイプ役となる、そういったことを実施するような取組予定などはございますか。

【高見未来人材課企画監】外国人材の方にはしっかりとご活躍していただく環境を整備することは、日本人社員にとっても働きやすい環境につなが

るほか、外国人材の活躍が日本人社員の刺激にもなって、企業の体制強化が図られるものと考えております。

委員のご提案を参考に、今後とも受入済み企業の事例紹介を効果的に企業の皆様にお伝えをして、受入環境づくりに向けた理解促進に取り組み、促進を図ってまいりたいと考えております。

【大倉委員】ぜひ受入環境づくりへの理解促進、このあたりを県としても検討、取組を進めていってほしいと思います。

1巡目を取りあえず終わります。

【中村(一)委員長】 ここで、しばらく休憩いたします。

— 午前11時10分 休憩 —

— 午前11時18分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。
ほかに質問はありませんか。

【近藤委員】 私の方から、離島地域を含めた県内全域でのスタートアップ創出について伺います。

配付資料の令和7年度長崎県の主要施策の中で33ページが一番下に、「県内全域でスタートアップの創出を促進」と記載されています。

新たなビジネスモデルによって成長を目指すスタートアップへの支援については、県はこれまで「ミライ企業Nagasaki」の開催をはじめとした様々な取組を進めているところで、県外からの誘致を含むスタートアップ創出について、目標件数を上回る実績が出ていると聞いており、評価しております。

そうした中で、来年度から33ページに記載の県内全域でのスタートアップの創出を促進することですが、具体的にどんな取組を予定し

ているのか、お尋ねします。

【原田新産業推進課長】 県内全域でのスタートアップ創出についてのお尋ねでございます。

県では、これまで長崎市内のスタートアップ交流拠点「CO-DEJIMA」などを運営し、セミナーや交流会等のイベント開催のほか、創業に関する相談対応等を通じてスタートアップ創出に努めてまいりました。

また、資金調達の支援や起業の機運醸成のため、投資家等とのマッチングイベント「ミライ企業Nagasaki」を年1回開催しております。連携するビジネスプランコンテストは、長崎市や佐世保市など一部の市町が主催するものに限られていることもありまして、現在、県が支援するスタートアップは、長崎市など都市部に集中し、離島をはじめ、その他の地域でスタートアップの創出があまり進んでないところでございます。

こうした中、先般、10月17日の決算審査の委員会の際に、「地域社会に貢献する起業家の育成を各部局が連携して実施すべき」とのご意見をいただいたところでありますので、来年度に向けて、離島を含む県内全域で新規事業にチャレンジする方、スタートアップの予備軍を掘り起こし、育成するため、地域振興部とも連携しながら、スタートアップに果敢にチャレンジされる方を対象として、交流会やワークショップ等を開催する仕組みを検討しております。

これによりまして、県内全域から「ミライ企業Nagasaki」への登壇を目指す応募者が増えることで、このイベントの登壇者のさらなるレベルアップにつながることも期待しているところでございます。

【近藤委員】 そうですね。一定の成果が出ている「ミライ企業Nagasaki」を中心にスタートア

ップ創出といった入口の強化にも努めるなど、それぞれの部局が連携して一貫した支援を実施していくものと理解しました。とてもよい取組だと思いますので、引き続きしっかりと進めていただくようお願いします。

実は、私の地元新上五島町には、平成30年4月に地元の企業と有志が出資して設立された株式会社BSCIというバイオ系のスタートアップ企業があります。

同社は、糖尿病などの生活習慣病の予防等に効く成分フコキサンチンを含む微細藻類を大量に培養できる技術を武器に事業を展開されています。この有効成分が入っている化粧品が今年3月から、健康食品サプリメントが11月から販売となっております。

県の産業労働部にも様々な支援をしてもらっていることを聞いておりますが、これまでどんな支援をしていただけたのか教えてください。

【原田新産業推進課長】高度な技術を基盤として、離島における働く場の創出等につながるBSCI社の取組は、地域経済の活性化のために大切であると考えておりまして、様々な支援を実施いたしております。

まず、BSCI社が生産設備の整備とか、培養技術の研究開発等を継続的に進められる中で、収益源となる化粧品と健康食品の早期の製品化を促進するため、昨年度、国の補助金獲得に向けた共同研究体制の構築や申請書の作成等について支援をしており、2件の補助金の採択が実現したところであります。

また、微細藻類の生産設備と培養技術の活用による、大手企業等からの委託培養による収入確保を目指し、具体的なニーズを持つ企業とのビジネスマッチングを、産業振興財団と連携しながら実施いたしております。

その他、よろず支援拠点を通じた販売管理システム導入に関する専門家の紹介や、新上五島町のふるさと納税の返礼品登録、県内の有名ホテルの中にある販売店のご紹介など、製品の販路拡大に向けて、新上五島町をはじめとした多くの関係機関と連携し、様々な支援を進めているところでございます。

【近藤委員】県も手厚い支援をしているところであり、感謝しております。おかげで今年3月から販売が始まっている化粧品の売上げは順調に進んでいるようです。

このBSCI社のプロジェクトは、建設会社をはじめとした地元企業等の株主の皆さんが、若い人たちの働く場をつくるために一生懸命に取り組んでいるものであり、いわば新上五島町の夢です。成功するためにも、新上五島町など関係機関と一緒に、引き続きしっかりと支援をお願いします。

また、長崎市など都市部だけでなく、離島を含めた県内地域でBSCI社のような新たな事業にチャレンジする多くのスタートアップ企業が創出されることは、人口減少が続く中で地域の活力の維持、さらには活性化のために、とても重要だと思います。来年度からの新たな取組が大きな成果につながることを期待しております。

もう一つ、五島うどんの振興について伺います。

私の地元新上五島町では、10月の組織改正により「五島うどん課」を設立し、魅力発信や後継者の育成に取り組んでおります。

先日は、その一環として有川中学校の生徒91人が、県庁やスタジアムシティなどで五島うどんのPRを行いました。私は県庁でのPRに参加しましたが、来場した県民へ有川中の子どもさんたちが五島うどんを配布しながら、楽しそう

に地元をPRしておりました。

地元の産業を知ること、ふるさとへの思いが強くなり、地域への愛着が湧く、将来を担う世代がこうした機会に触れることは有意義であり、引き続き地場産業の育成に力を入れてほしいと思っております。

そこで、地元根づき、地域を支える産業である五島うどんの支援状況と、こういった成果が出ているのか、お尋ねします。

【香月企業振興課長】五島うどんの振興についてでございます。

県では、産地の取組を、地元新上五島町とも連携しながら後押しをしているところでございまして、主に首都圏等で開催される商談会への出展ですとか商品開発、こういったものを支援しておりまして、販路開拓といったことが中心になろうかと思っております。

こうした取組の中で、昨年、大手コンビニが県内約200店舗で販売した長崎五島うどん、これはレンジでそのままカップごと温めると食べられる製品でございまして、味、手軽さなどが評価を受けまして、今年度11月上旬から再度販売が開始されているところでございます。昨年200店舗だったのが今年は4倍の800店舗ということで、展開が拡大しているところでございます。

今回の商品づくりに当たっては、大手コンビニに力を入れていただきまして、産地に入り込んで、麺の食感の改良ですとか、地元の食材、五島灘の塩、こういったものを使うことで、さらに風味を増すといった商品の改良が加えられたところでございます。

実際に製麺の事業者では、この増産に向けて県の方で国の交付金を使った経済対策の事業で製造業の設備投資を支援した事業を行いました。

この事業を活用して工場の増築も進められているところでございます。

今後とも、地元の意向を踏まえて、地元の新上五島町と連携しながら、産地の取組を支援してまいりたいと考えております。

【近藤委員】地元の製麺所の皆様から、課題の一つとして販路開拓という話もよく伺います。島外の事業者とつながる機会はとても大事です。これからも地元のニーズを捉えた支援に努めていただきたいと思います。

販路に加えて、人手不足も大きな課題であると伺っているのですが、人口減少が続く中、生産現場の担い手の高齢化も進んでおり、簡単に解決できるものではないと承知しております。深刻な人手不足への対策としては、中小・小規模事業者のデジタル化の推進なども重要であると思っておりますが、県はどういった支援に取り組んでいるのか、お尋ねします。

【原田新産業推進課長】県ではデジタル化による生産性向上などの支援に取り組んでおりまして、新上五島町をはじめ、離島の事業者の方にも積極的にご活用いただいております。

今年度のデジタル力向上支援補助金の採択は313社となりました。このうち新上五島町の企業は14社となっております、離島地域で最も多くなっております。

五島うどんを製造されている事業所においても、これまで紙で行っていた勤怠管理をシステム化して、労務管理や給与計算を効率化するなどの取組を進められているところでございます。

また、高い成長とか、地域経済への波及効果が期待できるサービス産業事業者等に対しまして、デジタル活用等による生産性向上などを支援する「長崎県ネクストリーディング企業」においても、今年度までに認定した伴走支援先29

社のうち新上五島町の企業が3社、その中の2社が五島うどんを製造されておりまして、在庫管理の効率化やネット通販等についてアドバイスする専門家の派遣などによりまして、継続的なご支援を行っているところでございます。

【近藤委員】 ありがとうございます。本当すごいです。

モデルとなるような事例を作り、それが横展開され、地域に広がっていけば、さらに生産性向上の取組が加速すると思うので、引き続き頑張ってください。

五島手延べうどんは、味だけではなく、中国の書物に書かれた唐菓子と製法が一致していることから、7世紀から9世紀に遣唐使が伝えたもので、新上五島町がうどんの発祥の地と言われております。

こうした歴史的なストーリー性があり、地元で形成されている産業ですので、引き続き地元とも連携しながら、しっかりした支援をよろしくをお願いします。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【白川委員】 先ほどの大倉委員の質問に関連をして、外国人材の件について、お伺いしたいと思います。

施策の進捗評価の6ページにおいては、「県内の外国人材の就労者数が5,751名と、令和7年の最終目標値を既に上回っている」というふうに記載があります。

今後の外国人材受入の方向性について教えてください。

【高見未来人材課企画監】 この間、県内の外国人労働者数は、年度目標を上回りながら順調に増加しておりまして、おっしゃるように、既に令和7年度の目標数値を上回る実績値となっておりますけれども、人手不足が課題となる中、

産業の担い手を確保する手段として、外国人材の受入促進は重要であると考えておりまして、令和7年度の目標水準とか現行の達成状況にとられることなく、今後も庁内で連携しながら、受入促進にしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

【白川委員】 目標は既に達成していますけれども、人材不足は解消していないというふうに思っていますので、ぜひとも推進に向けて引き続きお願いしたいと思います。

先ほど大倉委員からは、企業向けのセミナーについての質問がございました。そういったソフト面において、やはり選ばれる長崎県になっていくというのは大変重要かと思いますが、ハード面ですね、外国人を受入れるということでは、住まい、住環境が必要となってくるというふうに思います。また、宗教や言葉の壁もそうですし、働く人たちが、より充実した生活を送れるようにという配慮も必要だと思います。

先日、野母地区の水産系の会社さんを視察させていただきましたら、ベトナムから10名程度来られているということでした。そこは寮を新設されて住環境を整えておられました。本当にすばらしい寮設備でありまして、共同キッチンとか、共同の洗濯場だったりとか、同じ国の人たちが一緒に住んでおられるということで非常にすばらしい設備と。

あとは、買い物もなかなか近くにないので、月に1回、2回は送迎をしながら、お買い物にも連れていっていただいているというようなことで、非常に企業努力をされているところを見させていただきました。

そういったところで、県が、そういうふうに寮を設置するとかというのはなかなか難しいと思うんですけれども、例えば、空き家をそうい

った外国人の方の住まいのためにマッチングをするとか、そういったことは考えられないでしょうか。また、周りの住民の方等の理解、交流等も含めて、県ができることがあれば教えてください。

【高見未来人材課企画監】 まず、住まいの確保については、関係法令により、受入企業がやはり実施すべきものとされておりまして、外国人材を受入れている企業にお伺いしたところ、委員がおっしゃるように空き家の借り上げとか、借家、マンション等の借り上げにより確保していただいて複数人でシェアしているというふうに聞いておりますので、まずは同様のご対応をお願いしたいと考えております。

ただ、一方で物件が乏しい地域においては、企業単独では対応が難しい部分もあるかと考えております。このため、昨年6月に庁内の関係14課による庁内連絡会議を立上げまして、住居の確保の課題についても協議をしまして、関係課で連携して協議する体制を整備しております。

その後、8月に産業労働部において県内の商工団体に対しまして、地域の中で住居に関する相談があった場合には地域で、まずは協議をいただいて、その上で県に相談があった場合には、県の関係課で解決に向けた対応を協議していくというふうな体制を整えております。

それから、宗教等の部分、地域の住民の理解とかに関しましては、本年度から受入企業に対しまして、宗教、文化等の理解を深めるための研修会の開催とか、環境整備に関するアドバイザーの派遣を行っております。

また、文化観光国際部においては、外国人の方からのご相談に多言語で対応できる外国人相談窓口を設置しております。

それから、地域住民と在留外国人がやさしい日本語で交流をしながら、言葉とか文化、生活に必要なことを学んでいただいて、相互理解にもつながるような地域日本語教室を実施しているところでございます。

【白川委員】 地域の方との連携や、また相談窓口も設置をいただいているということで、外国人材の方がやはり長くその地において就労に携わっていただく、新しい方が、この長崎に、また就労したいということで選ばれる長崎県となるような取組を行っていただいているということで感謝申し上げたいと思います。今、その地域では、外国人の方がいらっしゃる生活というのが地域でも当たり前になりつつあるということで、他の地域の皆さんの理解も大分浸透しているということでありますので、引き続きよろしくをお願いしたいと思います。

次が、部長説明の6ページにあります県外大学とのUIターン就職支援に関する連携協定について、東海大学が3校目というふうにありますけれども、この大学の選定はどのような基準で行われているのか教えてください。

【末續未来人材課長】 部長説明では、3校目、東海大学と記載しておりますけれども、今年度、まず5月に京都女子大学と締結をいたしまして、その後、7月に神奈川大学、そして今回の東海大学と締結をいたしております。

締結に当たりましては、基本的な我々の基準といたしましては、まず九州の大学の場合は、本県出身の学生が多く行ってらっしゃる大学ということで、そこは文系、理系は問わず、学部をお持ちのところたくさん行っているところが、九州という距離感がありますので、UIターンも非常に見込めるということで、九州の大学は、そういう基準で選定をさせていただいてお

ります。

また、関西、関東の大学につきましては、特に2つ共通している事項がございます、一つは、理工系や情報系の学部があるということでございます。現在、半導体をはじめといたしまして製造業に関する成長分野であるとか、情報系の分野というところは、本県としても産業振興を進めているところでございますが、県内大学で関係する学部というのが、まだ少ないというところもございまして、そこにつきましては県外大学からUIターンを期待して、そういう観点で結んでおります。

2点目が、それぞれの大学におきましてUIターン就職に非常に積極的であるというところがございます。そのようなUIターン就職に積極的で、我々との協力もいとわずやっていただける大学で、かつ本県の出身の学生が多かったり、理工系、情報系の学部がきちんとあったりと、そういう大学を選定して結ばせていただいております。

【白川委員】九州では県内出身者が多いところ、また関東、関西では、理工学系の生徒さんが多いところというふうに理解をいたしました。また、UIターンに熱心なところということですね。

今年度が3校目ということですが、これまでの累計というか、ほかにもあるかと思っておりますので、教えてください。

【末續未来人材課長】本県と大学との連携協定につきましては、平成27年度に明治大学と連携協定を締結したのを皮切りに、本年11月の東海大学までで計11校と連携協定を締結しているところでございます。

【白川委員】では、その連携協定を結んだ大学とは、主にどのような取組をされているのか教えてください。

【末續未来人材課長】まず、関西とか関東の大学というのは、どうしても距離があるものですから、なかなか企業が行ったりとか、学生が来たりというのが難しいですので、今は県内企業に求人を大学に出してくださいというお話をしております、その求人情報であるとか、私どもの方も県内企業の魅力を伝えるような機会としまして、UIターンの就職相談会などが学内でございますので、そういったところに職員を派遣いたしまして対応いたしております。

九州の大学につきましては、長崎との距離も近いものですから、例えば、学内での説明会は複数の企業に大学に行っていただきまして、この学生との具体的な交流会を実施いたしております。

また、県内企業の見学ツアーということでバスを借り上げまして、学生に県内企業を複数社見学いただくような、そういった具体的な取組を今複数の大学と始めているところでございます。

【白川委員】九州内の大学とは大変良い取組が行われているということを理解いたしました。関東、関西は、確かに距離があるので、なかなか難しいと思いますけれども、せっかくそうやって協定を結んでまでも門戸を広げていただいているということがあると思いますので、ぜひともオンライン等も活用いただいて、関東、関西に出ていった長崎県出身者の方々にもしっかりと県内企業のPRができるように、よろしくお願いしたいというふうに思います。

それでは次ですが、部長説明のページ3にあります企業倒産10件ですが、業種と倒産理由を教えてください。

【下窄経営支援課長】部長説明に記載しております、令和6年8月から令和6年10月までの直近3

か月の倒産件数10件でございます。

この数字は、民間の信用調査会社が発表している数字でございます。この10件の業種の内訳でございますけれども、サービス業が4件、製造業が2件、運輸業も2件、建設業が1件、卸売業が1件という内訳になっております。

また、倒産理由でございますけれども、販売不振が9件、既往のしわ寄せ、これは赤字が累積しているという意味でございますけれども、既往のしわ寄せが1件という内訳になっております。

【白川委員】 詳しい業種も教えていただき、ありがとうございます。販売不振等の経営赤字が主だということで、前年や前々年の比較としても、特別に多い件数ではないということではあるようですけれども、コロナ後のゼロゼロ融資の返済等が影響していないかとか、または後継者不足による黒字倒産ではないかということを危惧しての質問をさせていただきました。何か救済措置がないのか、県の支援策が、しっかりと中小企業の皆様にも届くような情報配信を今後お願いをしたいというふうに思います。

最後に、事務事業評価の結果についての資料のページ16です。スタートアップ・クロステック推進事業と、その次のページの上場チャレンジステップアッププロジェクト事業の欄が廃止になっておりますけれども、理由を教えてください。

【原田新産業推進課長】 廃止事業に関するご質問でございます。

まず、スタートアップ・クロステック推進事業につきましては、都市部での交流イベントを通じて、本県にゆかりのある起業家や都市部スタートアップ等を県内に呼び込むことで、新たなビジネスの創出に向けた土壌の創出を図るも

のです。

令和5年度から東京のスタートアップ集積拠点等において開催した本県スタートアップとの交流イベントなどによりまして、令和5年度は県外から5社のスタートアップが県内に拠点を構えたほか、投資家等との関係構築が一定達成できたものと認識いたしております。

来年度におきましては、本事業の成果を生かしながら、首都圏の投資家等との連携をさらに強化しまして、プッシュ型でのスタートアップの呼び込みを推進する新たな事業へと発展させることを検討しておりまして、首都圏から本県への流れを、より一層加速していきたいと検討しているところでございます。

もう一つ、上場チャレンジステップアッププロジェクト事業の廃止の理由でございますが、この事業につきましては、今年度から新たに開始したものでございますが、2019年3月、5年半前に十八銀行が上場廃止になって以降、県内に本社を置きます上場企業が1社もないという異常事態が続く中で、上場企業の早期輩出を図り、若者の雇用の場の創出など、そういったものにつなげる目的で、緊急対策的に開始したものでございまして、経営管理のあり方などの必要なノウハウを学び合う場の提供などに努めております。

こうした取組をしている中で、本年8月29日付で、県がご支援をさせていただいておりました佐世保市の企業が福岡証券取引所へ上場されまして、この事業の目標である、3年間で1社の上場企業輩出が達成できました。

この上場を達成された企業の経営者様からお話を伺いますと、上場を目指す上で管理部門の増員が必要で、監査などにも多額の費用が発生するとのことでした。そういう状況なので、ま

ずは売上げの増加による事業規模の拡大が不可欠であるというお話を伺ったところでございます。

県といたしましては、実際に上場を目指すかどうにかかわらず、売上げ増加に直接つながりやすい支援を通じて、上場も目指せる体力を備えた企業を増やしたいと考えておりまして、来年度に向けて、県内の有望なスタートアップを対象とした首都圏の大企業等との取引拡大を支援する新たな事業を検討いたしております。

なお、上場を希望する企業に対しては、今の取組、今年度の取組によって、証券取引所とか証券会社、そういった関係機関との関係構築が進みましたことから、連携したセミナー等を交流拠点である「CO-DEJIMA」などを中心に開催することで、引き続き必要な支援を継続してまいりたいと考えております。

【白川委員】丁寧なご説明ありがとうございます。

スタートアップ・クロステック推進事業については、先日、成長産業・県土強靱化対策特別委員会で渋谷キューズさんの方を視察させていただきました。大変規模感の大きなスタートアップ施設ということで大変勉強になりました。

そこでも、多分この事業が連携をしているところだと思いましたので、廃止となると、非常に何でなのかなと消極的な印象を受けたんですけども、そうではなくて、東京だけではなくて、ほかの都市圏や地方からのスタートアップから長崎に来たい創業者を探していくことに重点を置くというようなことで、発展的な廃止というふうに受け止めましたので、よかったなと思います。

何しろ都市部のスタートアップと長崎のスタートアップの施設、規模観の差は大変あるもの

の、非常に参考になるものがありまして、やはりメンター制度、先に起業されている方ですか、そういったスタートアップする方を支援したいというような方たちを長崎県内でもしっかりと集めて、育んでいくということが重要ではないかなというふうに視察をして思いましたので、そういったところをぜひ取り入れていただきたいなというふうに思っております。

あと、もう一つの上場チャレンジステップアッププロジェクト事業に関しては、やはり上場というものが経費的にもハードルが高いということの経験を経て、また、これに対して上場だけがゴールではないというようなことがあり、売上拡大の支援の方にシフトして事業を新しく行っていくということで理解をいたしました。

ぜひとも、スタートアップした方たちがしっかりと売上げ規模を拡大して、上場も目指す、また、その企業それぞれの目標を達成できるような支援を引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

【中村(一)委員長】 産業労働部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き、産業労働部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前 11時53分 休憩 —

— 午後 1時29分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。
午前中に引き続き産業労働部関係の審査を行います。

ほかに質問はありませんか。

【堤委員】 初めに、県外大学生のUIターン就職支援のことで、午前中に白川委員の方からい

ろいろ質問がありました。私が質問したかったところもほぼ網羅されているんですが、この連携協定の中身というか、こういった項目が協定に定められているのか、お尋ねします。

【末續未来人材課長】各大学との連携協定につきましては、連携協定書というものを交わすわけですが、概ねひな形を決めておりまして、それを基にやっております。

例えば、一番直近に結びました東海大学との協定につきましては、連携事項として6つの事項を掲げております。

6つ読ませていただきますと、1つ目が県内企業等の情報、就職支援情報等の周知に関する事、2点目が県内企業等による学内での就職イベントに関する事、3つ目がUIターン就職に係る情報交換及び実績把握に関する事、4点目が長崎県内における学生のUIターン就職活動の支援に関する事、5点目が、長崎県内の企業等における学生のインターンシップ受入れ支援に関する事、最後にその他、学生のUIターン就職促進に関する事ということで、大学にいる学生が県内で活動されるであるとか、私どもが大学に行きましていろいろ周知活動をする時に、お互い協力してやりましょうということで網羅的に定めているものでございます。

【堤委員】わかりました。情報の周知とか、学内でのイベントとか、いろいろな情報交換、実績把握、また学生に対する支援とか、インターンシップ受入れとか、大体こういった項目で、大学によって学ぶ中身も違いますし、こういった業種が対応しているかというのも違うでしょうが、大体これでされているということですね。ありがとうございます。

それと別の件ですが、高技専の見直しの方向性について出ていましたけれども、その

中で在職者訓練の充実という項目がありました。この在職者訓練について現状どうなっているのか、お聞きしたいと思います。

【黒川雇用労働政策課長】在職者訓練についてのお尋ねでございますけれども、県内企業の在職者向けに高等技術専門校の施設ですとか設備を活用しながら、各訓練科の特色を生かした訓練というのを現在実施しております。

今年度ですと13コース、定員96名で取り組んでおります。例えば、CADという設計のソフトを使った建築の製図を行うセミナーですとか、あとは電気系ですと2級電気工事施工管理技術検定試験対策などを行っております。そのほかにも、オフィス系で若手職員向けのビジネスマナー講習といったものも実施しております。

【堤委員】この在職者訓練について、いろいろな技術力の向上とか、資格取得とか、そういったことになるかと思うんですが、ポリテクセンターでも、やっぱり在職者に対する訓練などが行われていると思うんですが、第11次長崎県職業能力開発計画というのがありますが、来年度までの5年間で計画の期間とされています。

その施策の概要の中に、高等技術専門校、ポリテクセンターの役割分担と連携ということが書かれているわけですが、この役割分担というのは、つまりポリテクセンターと高技専とはどのような分担をされているのか、お尋ねします。

【黒川雇用労働政策課長】ポリテクセンターと高等技術専門校のすみ分けでございますけれども、主に、ものづくり分野の訓練につきましては、高等技術専門校は基礎的な訓練に特化したやり方をやっております。

ポリテクセンターについては、例えば、それより一歩上の専門性の高いような技術関係の訓練を行っております。

【堤委員】わかりました。高技専の方は基礎的な職業訓練であって、ポリテクセンターの方は専門性を高めるということは、ここのところが在職者を対象とした訓練になるということなんですかね。

【黒川雇用労働政策課長】ポリテクセンターは、例えば離職者の求職者等でハローワークに来られた、もともと職を生かして就職したいという方が、もう一つ上の技術資格を取られてチャレンジされるような場合に受講されるようなケースが多いかと思います。

一方で、高技専の方は、どちらかというと資格関係の準備のセミナーですとか、あとは例えば機械加工についての図面の読み方の基礎講座ですとか、そういった形でポリテクセンターと高技専も、我々も入ってですけども、普段から訓練メニューについては切り分けてやっております。

【堤委員】わかりました。ポリテクセンターの方は、再就職に向けた訓練とか、スキルアップということで取り組まれるということかと思えます。

それと、事業評価の8ページに就職氷河期世代人材マッチング事業が今年度で終了ということで、国の方も終了するとお聞きしていますが、「来年度以降、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リスクリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」と書かれていますが、来年度以降の中高年層に向けた取組というのはどういうふうなことでしていかれるのか、お尋ねします。

【黒川雇用労働政策課長】国では、氷河期世代の就労支援について、骨太の方針の中などでも、5年間の集中的な取組によりまして一定の成果を上げたとしておりまして、今年度から氷河期

対策の交付金が終了しているところでございます。

来年度以降は、方針の中でも、中高年層に向けた施策を通じまして、相談、リスクリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援するというふうになっております。

それで、これまでは、我々、氷河期対策として交付金を活用しまして、長期にわたって無業の状態、就職できていなかった方などの、例えば巡回相談ですとか、心理カウンセリングなどの社会参加から就職につながるような支援というものを行っておりました。

一方で、そのあたりの支援を一定我々もやってきたということもありまして、今後は人材活躍支援センターを築町の方に設置しておりますので、こちらを中心に氷河期世代を含む中高年支援として、これまでのキャリアカウンセリングや適職診断などのほか、例えばITのスキルなど、そういったリスクリングを行うといったことの支援を行うようにしております。

また、そのほか不本意ながら非正規にあらわれるような在職者の方、不安定な状況で就職されている方等を支援したいと思っております。また、こういった方々が利用しやすいようにメールでの相談ですとかライン等でもご相談できるようなWeb等の相談体制を強化するとともに、オンラインでのセミナーで受講ですとか、あるいはアーカイブ配信で後で見れるような対応等も行っており、利便性を強化するなど引き続き就労支援に努めていきたいと考えております。

【堤委員】今のお話をお聞きますと、中高年層といっても就職氷河期を経て、だんだんに年を重ねた皆さんが対象になるのかなと思うんですが、そういう理解でよろしいですか。

【黒川雇用労働政策課長】おっしゃるとおり、

現在ですと38歳から大体53歳くらいの幅になりますけれども、スタート当時は32～33歳から40代後半ぐらいが氷河期世代ということで支援しておりましたので、徐々にその年代が上がってきておるといふふうにご理解いただければと思います。

【堤委員】わかりました。中高年層と書かれているので、もう少し高齢者の方も入るのかなと思ったんですが、そういうことよりも、むしろ就職氷河期世代の年齢が上がって、そういった世代のところを重点的に取り組んでいかれるのかなと思います。

今、どこの業界も人手不足で人材の確保ということが大変課題になっています。そしてまた、この世代の皆さんというのなかなか正規雇用にとどり着けなくて、非正規で、これからやっぱり年を重ねていくにつれて老後の不安とか、そういったところにもつながっていくのかなと思いますので、しっかり雇用、そういうスキルアップして安定した働き方ができるような、そういう支援をしっかりお願いしたいと思います。

以上で終わります。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【虎島委員】私は、主要施策の方から幾つかお聞きしたいと思います。まずは水素です。

私は、これまで水素については、いろいろと意見をしてまいりましたが、今回、基本方針に「水素」という言葉がようやくというか、やっとというか、満を持して書いていただいたというふうに思っていて期待をしているところです。

実際、基本方針に「水素」と書いたということで、今後、具体的に、どのように進めていくのか、意気込みを含めてお伺いしたいと思います。

【岩永新エネルギー推進室長】来年度における

水素関連事業の内容についてのご質問です。

県におきましては、脱炭素社会の実現に向けて、マーケットの成長とビジネス化が見込まれる水素関連産業につきまして、県内企業の新規参入や受注獲得といったものを後押しすることで、サプライチェーンの構築と水素関連産業の振興を図っていきたいと考えております。

そのため、来年度予算におきましては、従来から取り組んでおります水素事業化研究会の研究内容をベースに、大手企業と県内企業が連携しながら、実用化を目指すための支援制度の創設などについて検討しているところでございます。

また、県といたしましては、カーボンニュートラルの研究に取り組んでおられます長崎大学と連携いたしまして、ビジネスには少し時間がかかりそうな案件など幅広く検討しながら、産学官で議論を深めてまいりたいと考えております。

【虎島委員】先日、三菱重工の研究所に行きましたら、水素製造プラントが幾つか開発されていて、一つは、もう既にほぼ実用化に近づいているというような状況でありました。県内で水素産業を立ち上げるということになると、使う人がいないと製造してもしようがないということもあると思いますが、水素がないと水素をやりたいという人もいないわけですので、どちらが先かというのはなかなか難しい問題だと思いますけれども、いろんな後押しをしていただいて、ぜひ後れを取らないように水素を進めていただきたいというふうに思います。

もう一つ、プロジェクトF事業ということについてお伺いしたいと思います。

33ページが一番上にありますけれども、プロジェクトF、なかなか耳慣れない言葉でありま

すが、県内食料品製造事業者を支援ということ
で具体的な内容について教えてください。

【香月企業振興課長】 ご質問のプロジェクトF、
対象は県内の食料品製造業の事業者の方々がご
ざいます。県内の状況を見ますと、あまり規模
が大きい中で、一人当たりの付加価値額を
上げていきたいと考え、我々も県内の食料品製
造業の方々とお話をしたところ、できるだけ高
く買ってくれる、高く売れるところに売りたい
ですとか、あと、課題として自社の生産性をま
だまだ上げていきたいというふうなお声もいた
だいていて、まだ具体的な取組までは展開でき
てないというふうな状況を伺ってますので、高
く売れる市場への販売の強化と、併せて、例え
ばアドバイザーに現場を実際診断いただいて具
体的な改善につながるようなアドバイスをいた
だきながら、県内食料品製造業の生産性を上げ
ていくような取組を今検討しているところでご
ざいます。

【虎島委員】 現場というのは、製造事業者の工
場ということでしょうか。

【香月企業振興課長】 すみません、説明が不足
しておりました。おっしゃるように食料品製造
業の現場でございまして、例えば県内の事例で
いうと、我々がいろいろ聞き取った中では、自
社の人脈を使って、そういった取組をなさって、
工場内の整頓から着手して、今では企業の中で
従業員から具体的な改善提案があるまで意識が
変わって、5日間で作っていたものが4日で
できるようになって、その分またほかの事業分野
の商品の開発だったり、製造だったり、新たな
ものに着手できるようになったという事例を聞
いてますので、具体的なそういった改善につな
げながら、生産性の向上につなげることができ
ないかというのを検討しているところでござい

ます。

【虎島委員】 わかりました。

あと、プロジェクトFという名前をつけたと
いうところですけども、実際この名前をつけ
て、今後さらに発展をさせていくような事業に
なっていくという考えでしょうか。

【香月企業振興課長】 これまで、先ほど申しま
した食料品製造業の現場に入り込んで生産性を
向上させていくような事業はやったことがなく
て、新たな取組ということでプロジェクトとい
うような名前をつけさせていただいたんですが、
今後3年間ぐらいで、改善が進んで、次の展開
については企業のニーズも変わってくるかと思
いますので、そこは企業の状況なども踏まえな
がら、また次、足らざる部分は何か、目指すと
ころは何かというのを検討していきたいと思っ
ているところでございます。

【虎島委員】 某番組的な改善をしながら達成し
ていくというような夢を描かれているものと、
今やっと理解しました。ありがとうございます。

もう一つ、スタートアップの件で、議案審査
でも少し元気をいただきましたけれども、来年
度の新規事業として、スタートアップ首都圏チ
ャレンジ事業というのを企画されております。
プッシュ型のスタートアップですね。首都圏企
業との取引拡大と支援というのがメニューにな
っておりますけれども、具体的にどのようなも
のがあるか教えてください。

【原田新産業推進課長】 スタートアップ首都圏
チャレンジ事業についてのご質問でございます。

先ほど白川委員からも廃止事業の関係でご質
問いただいたものとも関係するんですが、令和
5年度からスタートアップ・クロステック推進
事業というものを実施しておりまして、主に、
首都圏でピッチイベントに登壇していただいて、

そこで投資家等との関係をつくるといった取組を進めておったんですが、そのイベントの実施からプッシュ型の営業ということで、これまでの事業で投資家等との関係構築が一定達成できておりますので、そうした投資家のつてとか、あるいは直接首都圏のスタートアップ企業に営業活動を行って県内への呼び込みをするということで、その県内の呼び込みを強化するというのが一つでございます。

もう一つが、先ほども上場チャレンジステップアッププロジェクト事業の廃止のところでも若干ご説明したんですが、売上げの拡大、成長支援というのが必要かなと思っておりますので、県内の有望なスタートアップを対象として首都圏の大企業との取引拡大、具体的には、スタートアップが直接首都圏に行きましてベンチャーキャピタルとか、投資家、あるいは大手保険会社、大手電機メーカーといったところと直接話ができるような場に入っていただいて、実際に資金調達だけではなくてビジネスマッチングですね。実際の仕事の取引が増えるような場を設定して、売上げの増加につながるような取組を実施したいと考えておるところでございます。

【虎島委員】首都圏でのそういったスタートアップイベントということですが、今、向こうで行われているものに参加できるルートをつくってあげるという意味でしょうか。

【原田新産業推進課長】今までやってきておるイベントというのが、CICという東京でスタートアップ集積拠点があるんですけれども、そういったところで県内のスタートアップが投資家等の前でPRをしていただいて、本県の事業環境を周知したり、資金調達を募るというのが主な取組でした。取引拡大につきましては、むしろ資金調達というよりもビジネスマッチングとい

うことで、スタートアップですぐ消費者向けの仕事というのはなかなか難しいので、大企業と連携したりとか、いわゆるBtoBという取引なんですけれども、そういったものを通じて事業拡大を早期に進めていただくようなビジネスマッチングの方を中心に拡大していくものです。そういったイベント、大企業と県内のスタートアップが直接お話ができるような場を、有望なスタートアップを対象に設定していきたいと考えております。

【虎島委員】理解しました。取引拡大ということで、県の責任というか、それをつなげる力というのが非常に重要になってくると思いますので、ぜひ頑張っていただきたいと思います。

よく耳にするのが、産学官の連携が見えないというようなご指摘もあります。大学でもアントレプレナーシップセンターとか、かなり力を入れてやられていると思いますけれども、現在の取組等がありましたら教えてください。

【原田新産業推進課長】スタートアップ支援における産学官連携というところでございますが、一つが、県が毎年1回やっております投資家とのマッチングイベント「ミライ企業Nagasaki」につきましては、十八親和銀行にお願いをして、運営をしていただいております。そういった意味で、十八親和銀行との連携は進んでおるところでございます。

あと、学のところなんですけど、スタートアップにつきましては、大学発の企業様もたくさんいらっしゃいますので、特に県内のスタートアップではIT系が非常に多くございますので、今度、スタジアムシティの中に長崎大学の情報データ科学部関係の大学院も設置されたところでもありますので、そういったところとも緊密に関係を持ちながら、情報収集もしながら、学生の

方も含めた、そういったスタートアップに挑戦する方の掘り起こしをしっかりと進めていきたいと思っております。

【虎島委員】先日、スタジアムシティを訪問した時に、オフィス棟に大学が入ったということで非常に連携が見えてくるんじゃないかという期待があるというようなお話も聞いております。県もしっかりと後押しというか、より広い範囲で連携ができるようにサポートをお願いしたいと思います。

以上です。

【中村(一)委員長】ほかにありませんか。

【山口委員】お疲れさまでございます。お尋ねします。

中小・小規模事業者への資金繰りの支援の関係についてお尋ねしますが、記載のようにコロナは終わりましたが、まだ、その返済に追われている中小の事業者もいらっしゃるかと思います。物価は今上がっておりまして、最低賃金も、ここ近年、大きく上昇しています。そういう中でも、長崎県は、まだ全国平均の1,055円に比べると100円程度低い状況です。そういう状況で、中小の働く側にとっては少しずつよくなっているというふうに判断しますが、経営する皆さんにとっては、物価高を含めて結構負担になっておられると思います。

そういう状況で、「経営力強化保証制度というのを新しく創設した」と記載されておりますけれども、具体的にどういうものなのか、簡単に結構ですが、教えていただけますか。

【下窄経営支援課長】経営安定資金の中に経営力強化という区分を設けまして、新たに県内の中小企業を支援する制度でございます。

目的としましては、物価高騰等を踏まえた金融支援の一環としまして、売上拡大など賃上げ

等につながる前向きな中小企業の取組を支援するため、国の経営力強化保証制度を活用して、九州の中でも一番低利な制度融資というものを創設いたしまして、去る12月2日から運用を開始したところでございます。

対象者の要件でございますけれども、金融機関と認定経営革新等支援機関というものがございますけれども、そういったところの支援を受けつつ、事業計画の策定及び計画の実行を金融機関等が伴走して支援するような仕組みを設けまして、そういうふうな伴走支援を受けながら、計画を実行していくといったところに、この制度が使える仕組みになっております。

運転資金及び設備資金にも使えるものになっておりまして、融資限度額が5,000万円、利率は1.1%になっております。

償還期間を申し上げますと、運転資金については5年以内、設備資金は7年以内になっている制度でございます。

【山口委員】この種の融資制度というのは、従来からもあったのかなとは思いますが、今度、新たに、こういう形で創設をされたということで、12月2日から運用するということで、まだ1週間しかたっていないんですが、それぞれ事業者の皆さんも年越しが目前に迫ってますので、どういう運用状況なのかなと、2日以降、この1週間で。窓口は、市町村になっているのかなとは思いますが、その辺を含めて状況を教えていただけますか。

【下窄経営支援課長】制度の申込みについては、金融機関の方に申し込みをしていただくようになっております。

委員もおっしゃったとおり12月2日から運用を開始しておりまして、今どれぐらいの申し込みがあっているというところについては、申し

訳ございません、把握しておりませんが、制度については、金融機関、あるいは商工会、商工会議所等を通じて事業者の皆さんに広く周知をしているところでございます。

【山口委員】 こういう制度について、関係先についての周知がどういう形でなされているのかなと気になるのですが、教えていただけますか。

【下窄経営支援課長】 先ほども答弁申し上げましたけれども、金融機関、県内の商工会、商工会議所等を通じて周知をお願いしているのもありますし、県のメルマガ等、あるいはホームページ等でも周知を図っているところでございます。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【前田委員】 産業労働部だけに限った話じゃないんですけれども、総合計画が令和7年度が最終年度ということで、総合計画の進捗状況一覧の21ページに産業労働部関係の指標に関する今の進捗が載ってます。

評価が可能な指標として37で、そのうち、「やや遅れ」と「遅れ」が15ということです。

以前から意見してますけど、この5か年計画を立てた時に、当然、中間年度で見直して、指標等を見直すか、もしくは達成ができないとなるならば、どうやって達成するかということについて政策や予算を拡充したり、新規を立ち上げたりして評価していくべきだという認識をしています。

ただ、残念ながら、このまま進捗したとしても、2年遅れぐらいの実績が出るものもあるとしても、令和7年度で閉めた時に、この遅れたもののKPIの目標値が達成できないんじゃないかと思っているんですね。それはなぜかというと、令和7年度も含めて、6年度も含めて、施策

に変化がないからなんですよ。

さっき言ったように、この目標値を達成しなきゃいけないということであるならば、途中途中で数字の見直しだけではなくて、取り組み方を変えていかないといけないと思っております。

ですから、多分この進捗でいったら、令和7年度で終わった時点で、もしくは実績値が2年遅れで出る分は、令和9年度において、令和7年度達成できなかったねということになってしまっているのかという話なんです。

ですから、新年度に向けて今予算を編成しようとしてますけれども、こういった遅れている分野について、もう少し積極的な施策とか、予算を立てていくべきだと思うし、そのことが次の5か年計画の目標、そして最終的な目標値になると思っているんですけれども、その辺の意識とか、新年度の予算編成に向けての取組の考え方について、お尋ねしたいと思います。

【吉田産業政策課長】 今、委員からご質問がありました進捗状況でございますが、今この指標数というところで全体の42、様々な統計資料を使っておりますけど、実績把握ができないのが5ございまして、評価可能というのが37ございます。

今の進捗状況でございますが、「達成」であったり「順調」、ここは二重にございますが、パーセントでいけば59%、県庁全体で見た時の「達成」、「順調」というのが51%でございまして、それに比べれば産業労働部は進んでいるのかなという認識でございます。

ちなみに、昨年度の「達成」、「順調」の割合でございますが、51%ということで、この1年間で10%、ポイントが上がっているのかなという状況でございます。

委員からご指摘がございましたとおり、令和

7年の「達成」に向けて、それぞれ見直し等を行っているところでございます。

ちなみに、昨年度、中間評価の中で航空機関連につきましては、既に最終目標を達成しようという勢いがございましたので、上方修正とさせていただきます。

それ以外の業務につきましても、今、事務事業評価の中でいろいろ記載させていただいておりますが、改善を図ったりだとか、そういう取組をさせていただく中で、令和7年度の「達成」に向けて取り組んでいるところでございます。

ちなみに、先ほどの主要な施策のところの我々の認識といたしまして、成長産業を基幹産業に持っていくための取組、あと中小企業、小規模事業所が長崎県は多くございます。そのデジタル化等に向けた支援の強化、また人材確保、そういう視点を持ったところで引き続き取り組んでいるところでございます。

【前田委員】 おのおのの比較は、すみません、どうでもいい話なんです、私としては。基幹産業を産業労働部がどれだけ成長させていくかという中で、その51%という数字がどうかという、目標を達成したのに51という数字は低いじゃないですか、どう考えたって。それはいいんですよ、低いのも。もしかすると目標の設定の仕方に誤りがあったかもしれないし、KPIの取り方として、その数字自体を取ること自体にも問題があったのかもしれない。

ただ、立てた以上、それをやっぱ達成できるための努力というものをどうやっているのかというのが見えてこないという話をしているのと、もし達成できないとするならば、その先、令和7年度が終わった後どう取り組んでいくかとするためには、本当は昨年度ぐらいから、そこにエンジンをかけなきゃいけなかったと思っ

てますけども、僕が見る限りは、そこは何も感じないですね、正直。このまま多分達成できなかったで終わるんじゃないですか。部長、いかがですか。

【宮地産業労働部長】 今、前田委員からお話がありましたとおり、総合計画で目標を設置して、それに対する成果というのを達成すべきというのは、県民にお約束をした目標ですので、それに対して努力をしていくというのは、我々も認識しております。

一方で、結果として、全体で見れば達成できてないものもありますので、それについては不断の見直しでやっていくということは、もう委員おっしゃるとおりでございます。

県庁の中でも、とりわけ産業労働部というところは、いわゆる言葉が適切かどうかはわかりませんが、あまりお役所的にならずに、事業を1回構築したら3年間はやるんだとか、そういうのにとらわれずに、時代の変化を捉えて、たとえ昨年度やった事業であっても効果が薄いのであれば、すぐ見直すというのは、今年度の予算でも、私も直接指示をして、まだ目につくところまでにはなかなか行き届いておりませんが、そういうのをやりたいということでやっているところでございます。

とりわけ、今回、委員の皆様方にもご説明差し上げた半導体戦略などについては、総合計画の見直しでいくと1年早い状態でございますが、これは1年待つのではなくて、今やらないと手遅れになるという我々の危機意識もあって、今回、ご相談差し上げたところでございます。

その他、我々産業労働部に課せられたミッションというのは、県民にとっても非常に重要な事柄だと認識しておりますので、委員おっしゃられるとおり、目に見える形で我々も努力して、

お示ししていきたいと思っております。

【前田委員】 言い過ぎたかもしれませんが、努力しているのはわかっているんですね。だから、その努力を今おっしゃったように見える形でやっぱり説明してもらわなきゃいけないし、努力として、こういったことをこういうふうに見直したとか、当然、行政だけで物事が達成するわけじゃないですから、民間とか、もっと言えば各自治体の連携も含めて達成する数字だと思ってます。

ただ、こういうふうな形になってきた時に、やっぱり変わってないねというものじゃまずいと思うので、その都度その都度、そこだけ突出して、こういう変化をつけてますよみたいなものを今後議会の方にも提示していただきたいことを要望しておきたいと思います。

【中村(一)委員長】 ほかにありませんか。

【溝口委員】 長崎県の半導体産業成長戦略骨子案について質問させていただきたいと思います。

課題としては、やはり企業の受注が少ないとか、サプライチェーンを強化していかないとけないとか、人材の育成・確保とか、インフラの整備とかいろいろあると思いますけれども、東彼杵に企業が来ないと、この戦略達成が大変難しい位置になってくるんじゃないかと私は思うんですけども、その辺についてどのようにスケジュール的にやっていこうとしているのか。

公募をかけて、10月で一応終わったんですけども、3月までに引き延ばしたというその理由と今後のスケジュールについてお尋ねしたいと思います。

【石川企業振興課企画監】 東彼杵で計画されております工業団地についてのお尋ねでございます。

東彼杵町の工業団地につきましては、民間の

開発事業者を活用して整備をするという方針の下、8月29日に公募を開始したところでございます。

当初、10月末までということで公募をしておりますが、複数の事業者から問い合わせがあり、参加の申し込みというのも実際にございました。ところが、提案書の提出期限が近くなった時に、参加の申し込みをした事業者から、期間が短いというふうな申し出がございまして、それを踏まえまして期間を3月28日まで延ばしたということでございます。

実際に手が上がったということもございまして、この手法自体は問題はないと考えておりますけれども、期間が短かったということは、我々も反省をしております。

今後のスケジュールということですが、3月末に公募を締め切りまして、その後、4月に専門家で構成する選定委員会で優先交渉事業者を選ぶこととしております。

その後、6月の議会で、選定の状況等をご説明いたしまして、7月をめどに開発事業者を決定して、協定を締結し、実際の用地買収、設計、工事に入っていくというふうなスケジュールを考えております。

最速で令和9年の10月頃に完成、分譲開始というのを目指しております。

【溝口委員】 10月から3月まで延ばしたんですけども、今はもう12月となってきたんですけども、その間にオファーが何件ぐらいあっているのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

【石川企業振興課企画監】 現在、公募の期間中ということもございまして、具体的な数とか相手について申し上げることは難しいんですけども、複数問い合わせがあっているというこ

とは事実でございます。

【溝口委員】たくさん公募があつてから進めていくのがいいんじゃないかと思うんですけども、半導体関連の仕事の中で決定するに当たっては、やはり県内企業のサプライチェーンというか、構築をしていかなければいけないと思うんですけども、もし応募があつた場合、そのところに県内のサプライチェーンに入っている方々を推薦できるのかどうか。それをしないと、この事業は成り立っていかないんじゃないかと私は思っているんですけども、このことについて戦略的なことをお尋ねしたいと思います。

【香月企業振興課長】おっしゃいますように、東彼杵の工業団地の整備にアンカー企業を持ってくるというふうなところは、今回検討している半導体戦略の大きな柱になるものでございます。アンカー企業は、どういった企業をターゲットとして企業誘致を働きかけていくかというところは、県内企業の技術力が生かせる分野として、半導体の中でも特に製造装置の分野の企業をターゲットとしております。

今の県内企業の状況をご説明しますと、実際に国内大手の半導体製造装置の会社のサプライチェーンに参入している会社が複数ありまして、約40社ほど県内には関連の会社があると聞いています。地区も県央地区、県北地域にも9社ほどありまして、企業訪問しながら具体的に聞き取りを進めて、どこまで裾野が広がっているかというのを併せて確認をしているところでございます。

もともと、造船の技術を使って金属を曲げる、削る、こうしたことのほかに溶接したり、研磨、塗装といった部分も参入の機会が見込まれるというふうな世界なので、アンカー企業の進出後

に県内で受注する体制をつくれるかというところは、我々も来年から立ち上げるこの事業を使って、サプライチェーンを強化して、進出に間に合うように、事前に県内にサプライチェーンを築いて、その需要を取り込めるように進めていきたいと考えているところでございます。

【溝口委員】わかりました。ただ、課題の中に、長崎県としては、この半導体関連の産業がサプライチェーンとしては今のところ欠けているということで、今回、新しく半導体関連産業サプライチェーン強化整備事業というのを立ち上げてやっていこうということですが、この内容について、どのような形でこれを強化していくのかお尋ねしたいと思います。

【香月企業振興課長】まず、サプライチェーンを強化していくに当たって、やはり複数の県内企業で県外の製造装置関連の受注が獲得できるよう、県内複数企業の取組を、設備投資だったりと技術力向上、こういったものをまず支援するというのが一つ。

あと、事業所をもっと増やしてサプライチェーンを厚くしたいというふうなところは、航空機産業を拡大していった中をモデルにしておりまして、実際に元製造装置メーカーとか目利きができる方に県内を回っていただいて、あなたのこういう技術は、ここに生きますよとかというふうなアドバイスをしていただきながら、実際の参入につなげていくとか、そういったところを、来年からやる事業の中で取り組んで、今、仕事をやっている方の規模拡大につなげるですとか、あとは、今技術は持っているけど、まだ半導体に参入できてないという方を参入につなげながら、そこは企業とも実際にニーズを踏まえながら対応していくと、そういったところを考えております。

【溝口委員】 まず、アンカー企業に来ていただくのが最重要課題だと思うんですけども、その中でも、今回、整備する建設業者関係の方になるかわかりませんが、前回も言ったと思うんですけども、やはりアンカー企業とのつながりが強い、そういう整備事業者を選んでやっていくのが一番ベストでないかと思うんですけども、その辺のめどについて、公募の条件の中にはどういう条件が入っているのか、お尋ねしたいと思います。

【石川企業振興課企画監】 開発事業者に関する要件のお尋ねでございます。

半導体関連の企業との接点というところは、特段求めているわけではないんですけども、提案の中で、こういった企業の立地を含めて提案するということは、我々も歓迎するところでございます。そういった内容があればありがたいというふうに考えております。実際、企業の立地、投資決定については、長期間にわたって企業の方で判断をするということもございますので、我々は、そういったところも含めて企業誘致活動というのを進めております。

実際にこの計画を公表し、公募を開始した後、既に我々の方で産業振興財団と企業を訪問して、こういった団地の整備の計画が長崎にあるということをご紹介して、幾つか興味を持っていた企業もございます。

そういった企業には、今後、提案の内容等を踏まえて、整備の内容が具体化し、実際に分譲開始の時期とかが明確に提示できるようになった際には、具体的な提案をもって、整備と並行して誘致活動を進め、分譲開始の頃には誘致が決まるように積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

【溝口委員】 わかりました。令和9年の10月に

完成して分譲するということですが、分譲するというよりか、令和9年10月には誘致企業も決定しているというぐらいの関係を持っていないと、令和12年度までに1兆206億円を達成するというのは、この東彼杵にアンカー企業が来ることによって、それが達成できると思うんですけども、その辺について真剣に取り組んでいかないと大変なことになるんじゃないかと思っております。

それで、特に県内のサプライチェーンを強化してできたサプライチェーンの方々が、ちゃんとした事業の結びつきができるような形でやっていかないと、この事業が成り立っていかないと思うんですよ。

ただ、やはりアンカー企業といったら結構大きい企業ですから、それぞれ自分たちのサプライチェーンを持っていると思うんですね。そういう形の中で長崎県内の企業を入れていくということですから、その辺については大変な戦略が要るんじゃないかと思っているんですよ。

だから、その辺についてどのように構築しているのか、お尋ねしたいと思います。

【香月企業振興課長】 企業誘致の制度を申しますと、投資と雇用の実績に応じて補助をお出しすると。その制度の中で、誘致企業に対して地場企業への発注というのをしてもらったところを重視しておりまして、地場企業への発注額に応じて対象となる補助が増えるというふうな制度をつくっております。誘致企業には県内企業に発注をいただくというふうな視点で、そういった誘致の制度をつくっているというのが一つ。

2つ目として、産業振興財団と連携して企業誘致を進めておりますけれども、産業振興財団の中には、企業誘致だけではなくて地場企業の

支援をしております、実際にビジネスマッチングを進める部隊があります。

進出すると、そういった地場の企業をご紹介するような部署とも連携しながら、企業というのは、やっぱりサプライヤーが近くにいるということは一つのメリットというふうに伺っておりますので、県内のこうした関連企業をご紹介しながら、直接、我々なり財団と連携して、県内企業が誘致企業から受注できるように取組を進めていきたいと思っております。

【溝口委員】わかりました。県内受注を、ある程度条件ということですが、それは公募の条件の中にも一応入ってくるわけですか。

【香月企業振興課長】公募の条件というふうなことではございませんで、先ほど申し上げたのは、進出する場合に得られる企業誘致の補助制度のお話をさせていただいてまして、その中で投資や雇用の実績だけではなくて、地場発注額の実績を補助対象の考え方に入れております。地場発注が多いと得られる補助が多くなるといった制度をつくっております、地場企業への発注を促進しているといったことでございます。

【溝口委員】わかりました。やはり大きな事業だと思いますので、ぜひ成功させて、1兆円を令和12年度までに達成できるようにしていただきたいと思っております。

そこで、今後、企業誘致について令和9年10月が分譲の期間になってくるということでしたが、そこに向けてどのような形で、できる限りアンカー企業を即座に誘致できるような対策を取っていかようとしているのか、部長にお尋ねしたいと思っております。

【宮地産業労働部長】今、溝口委員からお尋ねが幾つかございました。ご心配になられているご質問のポイントとしましては3点あるかと思

っております。

まず、1兆円は大丈夫かということで、それは委員おっしゃられますとおり、東彼杵町にアンカー企業が来て十分な地場発注が見込めないと無理です。本会議でも知事がチャレンジ的な目標とおっしゃっておられますけれども、我々としても今回は思い切った目標を立てました。それは、そういう状況でやる。

あと、いわゆるアンカー企業の誘致については、現在も誘致活動でやっております。その中でなかなか厳しいなと思いますのは、大きな企業様であれば、日本国内だけじゃなくて世界を見て投資計画を立てられるという中で、それを本県の東彼杵町に引っ張ってくるというのは、企業にとっても、その投資がいかに売上拡大につながるのかというのを私どもも丁寧にご提案しながら、令和9年10月分譲開始までとは言わず、なるべく早く。

一方で、今回の場合は、十分この団地に沿うような企業様を誘致したいと思っておりますので、そういうのも考えながら努力してまいりたいと思っております。

【溝口委員】わかりました。長崎県の大きな課題として取り組んでいただきたいと思います。産業労働部だけではないと思うんですね。全庁でかかって、ぜひ誘致をしていただきたいと思います、このように思っております。

令和12年度には、やはり1兆円を達成できるように努力していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

【山村副委員長】溝口委員と同じように半導体の戦略の分で幾つか確認をさせてください。

先ほどのインフラ整備のところ、今のところ、工業団地の整備ということで書かれている

んですけど、多分、インフラそのものは、道路も含めていろんなことに関係してきて、全庁的な取組をしていかないと、なかなか進んでいかないのかなと思ってますが、その辺の関係性についてご説明いただければと思います。

【香月企業振興課長】産業インフラの整備にしまして、もともと、この戦略を立ち上げる前から庁内に関係部局と協議の場をつくっておりまして、これまでも部会というふうな格好で、道路だったり、水の問題だったりということも協議をしてまいりました。

戦略の中にどう反映していくかというところは、他県の戦略も見ながら最終的には考えていきたいと思っておりますが、委員おっしゃいますように、産業労働部だけの取組で、そのインフラ整備はなかなかできないと思っておりますので、今後も関係部局と協議しながら進めていきたいと考えているところでございます。

【山村副委員長】これはお願いになるんですけども、ある企業さんから聞いた話、昔から言われている話なんですけど、インフラ整備だけは、道路とか、企業がいくら大きくてもできない問題になります。やはり来たい企業さんたちは、どういう道路が造られるかというのは、すごく気になる案件でもありますし、特に東彼杵町の工業団地なんていうのは、今話題に上がっている東彼杵道路が近くに通ることによって、恐らく佐世保とか、佐々とか、あの辺からも労働者が呼び込めるような環境に変わってくるようなことにもなってきます。そういったことが一つ、企業進出の指標にもなってきたりします。

県として、どういう支援体制になっていくかという中では、かなり道路の整備というのは必要になってくるというふうに思っておりますので、ぜひ書き込めるだけ書き込んでいただきました

いというか、きちっと対応を全庁的にやっていただきたいということでお願いをしておきたいと思います。よろしくお願いします。

もう1点です。外国人雇用の件でお尋ねをさせていただきます。

県内企業の方々といろいろお話しすると、外国人材をどう雇用したらいいのか、そもそも論がよくわからないとか、どこに相談したらいいのかわからないというところでお話を伺うこともあります。県では恐らく中小企業中央会と連携しながら、いろいろやってらっしゃるんだろうと思いますけども、そういった中で、相談窓口も含めてどういったことをやられているのか教えていただければと思います。

【高見未来人材課企画監】6月から県中小企業団体中央会の方に委託しまして相談窓口を設置しております。相談内容としては、技能実習を受入れたいということで監理団体を紹介してほしいとか、行政手続全般を教えてほしいと、そういった内容のご相談をいただいているところでございます。

【山村副委員長】これは要望になります。外国人材の受入れを検討する中でイロハのイからわからないとかということが、多くの企業さんで、今まだ長崎県内の現状かなというふうに思っております。

国とか、制度がいろいろ変わってくる中で、どの人材を確保したらいいのか、自分のところに合うのかということすら恐らくわからないとか、まずどこに相談したらいいのかわからないとか、いろんなことがあっていると思います。

私が見ている中でいけば、福岡県が今年の10月から外国人材活用に向けた専用のホームページまで立ち上げて、ある意味、県として丁寧な支援というか、窓口をつくられてるというよう

なことも見受けられますので、ある意味、外国人材につきましましては、県の間競争もあります、国の間の競争もありますけれども、いかにわかりやすい制度になっているかとか、いかに支援体制が整っているかというのが、今後選ばれる長崎県になるために非常に重要なことだと思っておりますので、来年度予算もありますし、そういったところをぜひ加味していただきながら、外国人材が増えてきておりますので、産業労働部だけでなく、ほかの部署も含めたところで外国人材を、外国人材というよりも、外国の方々にいかに長崎県に住んでいただけるかということを考えていくような施策を取っていただければと思いますので、ご要望に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。一巡目が終わりましたが、二巡目にいきたいと思います。

【大倉委員】 私からはUIターンの就職対策についてご質問します。

午前中も、午後も、この質問が相次いでいますけれども、それだけやはりこの事業に対する期待値というものが高いんだと私は思っています。やっぱりいかに若い世代に県外から県内に戻ってきてもらうか、そして就職につなげてもらうか、あるいは長崎を選んでもらって来てもらうかという事業なわけでございます。

この事業で、県外の大学と連携協定を結んでいるということですが、その中の具体的な取組について伺いたいんですが、午前中、答弁でございましたバスツアーですね。県内の企業をバスで巡って、県外の学生に見てもらおうというバスツアーの概要的なものを伺いたいんですけれども、これまでどういった企業を巡って、そして何社ほど巡って、参加した学生が何人ほ

どいて、例えば学年は何年生が対象か、そういったことのあらかたの概要を教えてください。

【末續未来人材課長】 連携大学と実施しております県内企業見学ツアーでございますが、こちらの事業は令和4年度から実際に始めております。その年に連携協定を締結いたしました久留米大学と、令和4年度、令和5年度の2か年、連携してやっております。対象となる学生は、まだ就活期に入っていない1年生から3年生の学生でございます。

実際の見学ツアーの概要でございますけれども、1泊2日の行程で、県内企業4社、これは2か年とも4社ずつでございますが、見学をいただいております。令和4年度の参加学生が18名、令和5年度の参加学生が22名となっております。

【大倉委員】 この事業が、どれだけ実際に効果をもたらしているのかということも含めて話を進めていきたいんですけれども、例えば、この企業を選んだのはどういった基準で、誰が選んだのかということをもっと伺いたいんです。

例えば、学生側が、こういう業種に行きたいんだということで学生が主体として選んだのか、あるいは学校、県などが学生にアンケート調査を行ってニーズをちゃんと捉えて、こういうところが1年から3年の学生には今ニーズとしてあるんだということを調べた上で、その企業を紹介したのか。

要は、大人が選んだのか、子どもが主体として選んだのか、そこを教えてください。

【末續未来人材課長】 今の委員のご質問の結論としましては、我々大人が選んでおります。

企業の選定に当たりましては、大学ともよく協議をいたしまして、いわゆる久留米大学の学生が就職する企業、久留米大学は、基本的に医学部、人間健康学部を除くと文系の大学でござ

いますので、そうなりますと県内企業で、いわゆる金融系だったりとか、IT系だったりとか、まず、学生のそういう志向性を私どもに大学の方からご提案いただきます。その際には、過去の就職実績なども参考にされていると伺っております。

例えば、誘致企業であるとか、地場の非常に優良な企業を我々がリスト化いたしまして大学にお示しをして、大学の方で、じゃ、このあたりの企業を回らせてもらいますというふうな形で4社というのは設定をさせていただいております。

【大倉委員】何が言いたいかといいますと、要は、このバスツアーが実際に、直接的にしっかりと県内就職につながっているのかどうかというところの視点なんですね。

先ほど答弁で大人が中心となって選んだということですが、果たして、それで本当に若者のニーズというものがちゃんと捉え切れているのかどうか、それがまず疑問点としてあります。

言ってしまえば、大学生ぐらいになれば、自主的に自分たちで企業回りをしたりとか、アポイントを取ったりとかというのは普通にできるんですね。1年生から3年生ということで幅は確かにありますけれども、1年生はまだまだそこまでの意識が低いのかもしれない。だからそういう背中を押してあげるという意味では、この事業は大切だと思います。だけれども、3年生にもなれば自分から行きますよ、取りに。

そういう中で、全部大人が、例えばこういう企業どうですか、どうですかって、それを巡らせてあげるのか、果たしてどこまで意味があるのかということなんですね。言ってしまえば、これ物見遊山になっては意味がないわけです。

ですから、こういった事業もしっかりブラッシュアップしていかなきゃいけないし、あるいはドラスティックに変えなきゃいけない部分は変えなきゃいけないと思っています。

そこで、じゃ、これが本当に意味があるのかどうかということを数字で私は裏づけてもらいたいんですけれども、例えば、参加した学生たちが実際に県内企業の就職にどれぐらい結びついたのか、そのあたりの数字的根拠はありますか。

【末續未来人材課長】令和4年度に最初に開始した時の参加学生が、その時伺いましたら3年生がいなくて、1～2年生主体というふうに聞いております。で、実際に就職が出てきますのは、来年4月以降というふうに私どもは見ております。ですから、今の時点では、この事業が就職につながったのかどうかという実績としては、まだ出ていない状況でございます。

現状、参加学生に対しましては、参加した学生にアンケート調査なども実施しておりまして、満足度だけではなく、どういった企業を見たいのかとか、そういったものも収集しながら、企業の選定は進めてまいりたいと考えておりますので、今、委員がご提案されたように、我々としても学生のニーズをより酌み取りながら、事業のブラッシュアップを図ってまいりたいと思っております。

今年度は、久留米大学以外にも連携協定を締結いたしました他の大学などとも連携して事業を実施しようと考えておりまして、大体5ツアーぐらい今予定しております。来年実施の予定でございますので、今からでも、そういった委員がおっしゃるような学生のニーズを酌み取って、どういった企業を見ていただくのか、どういった長崎の魅力をアピールするのかということ

ころは、我々も検討をまた深めていきたいと思っております。

【大倉委員】 もちろん、そうやって主体的に学生のニーズを掘り起こしていただくということも当然やってもらいたいですし、実績の数値ですね、今の段階では物理的にできないということだと、それは認識しました。今後、ぜひ追跡調査をやってもらいたいと思います。

そこで数字として、実際にこれは意味がある事業だということをやっぱり示してもらわないと、今後この事業が本当に必要なのかどうかというふうに、先ほども言いましたけど、物見遊山と思われないためにも、そこはしっかりと追跡調査をしてください。それこそ令和4年、5年という積み重ねた、蓄積されたものがあるわけですから、そこも踏まえて事業全体の精査もしながら、そこはしっかりとやっていただきたいと、これは要望としておきます。

それと、今度は県総合計画の施策評価調査の15ページ、これも就職に関するものなんですけれども、今度は県内の大学生の就職率です。これが4割前後というところが実績数値として出ています。非常に厳しい数字が、厳しい現実が続いていると思います。このままいくと令和6年度は、もしかしたら40%切っちゃうんじゃないかなと、そういう懸念もあるんですけれども。そんな中、目標が50%ということで10ポイント上げなければいけない、これ、相当ハードルが高いと私は思っています。

それで、でも頑張るやるしかないんですが、この進捗状況の分析の部分で最後の方に、「引き続き学生のニーズを捉えた対策を」云々かんぬんとあるんですけれども、この文言に私は違和感があるんですよ。先ほどの学生のニーズという部分と、別に無理やりつなげるわけじゃな

いんですが、要は、県内就職率がずっと低い、低空飛行なんですね、芳しくないわけですよ。そういう中で「引き続き学生のニーズを捉えた」と書いてますけど、引き続きでいいんですかという話なんですね。低いのに引き続きじゃ駄目でしょうと私は言いたいんです。

じゃ、学生のニーズで何なんだというところなんですね。そのあたりをどういうふうに捉えていらっしゃるか教えてください。

【末續未来人材課長】 やはり私どもが就職活動につながるようなイベント、交流会などを実施する時に、学生が、どういう目線で希望しているのかというニーズを捉えていくわけなんですけれども、やはり今の大学生のニーズといたしますと、大まかに二つ求めています。

一つは、どんな就職先、業種であったり、職種であったり、そこをどう求めているのかというニーズと、もう一つが、どのような就職活動、いわゆるイベントなどであれば参加したいと思うのかという、その2つのニーズを酌み取りながら実施しております。

委員からご指摘がございましたように、県内大学の就職率というのは非常に低迷しております。目標に向けて、可能な限り努力を続けているところではございますが、どうしても県外に出てしまう学生が多い中で、我々としましては、やはり低学年のうちから県内企業といかに交流を持たせるかというところに少し着目しまして、そういう仕掛けができないかということは今検討しております。

そういったものも、来年度予算にできれば反映しながら、これまでともすれば、先ほど申しました2年生、3年生ぐらいの時に受動的といいますか、やっていたものをもう少し義務づけをしたりとか、大学の研究室と連携してやったり

とか、そういうことを考えております。

参考までに、実は先週12月4日に佐世保市で初めて私どもが県内大学生向けの企業交流会を開催いたしました。通常であれば、学生というのは、ともすれば面倒くさいとか忙しいというて集まらないんですが、今回、佐世保での交流会につきましては、大学の授業と連携するという手法を初めて取りまして、県北の2大学、1短大、1高専で、総勢500名弱の学生に集まっていたかきまして、県内企業80社と交流をしていただくことができましたので、そのような工夫を我々としても常に考えながらやってまいりたいと、そのように考えております。

【大倉委員】わかりました。学生のニーズが非常に多様だと思うんですよ。待遇面もそうですし、環境ですね。地域とか、やりがいとか、今だったらIT関係とか、そういった部分で本当に多様で、ニーズをなかなか簡単にはつかみ取ることはできないと思うんですけれども、そういう中でしっかりと取組を続けていただいて、「引き続き」という言葉で逃げるのではなくて、常に新たな学生のニーズを掘り起こしていつていただきたいというふうに思っております。よろしくお願いいいたします。

以上です。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】ほかに質問がないようですので、産業労働部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 2時44分 休憩 —

— 午後 2時45分 再開 —

【中村(一)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、産業労働部関係の審査を終了いたします。

本日の審査は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、水産部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 2時45分 散会 —

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年12月10日

自 午前 9時58分
至 午後 零時 4分
於 委員会室 4

漁業振興課企画監
(資源管理推進担当)

村瀬 慎司 君

漁業取締室長

中尾 直 君

水産経営課長(参事監)

齋藤周二朗 君

水産加工流通課長

森川 晃 君

水産加工流通課企画監
(輸出拡大・養殖振興担当)

鈴木 正昭 君

漁港漁場課長

本多 健一 君

漁港漁場課企画監
(漁場環境担当)

松本 昌士 君

総合水産試験場長

桑原 浩一 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 中村 一三 君

副委員長(副会長) 山村 健志 君

委 員 溝口英美雄 君

〃 瀬川 光之 君

〃 山口 初實 君

〃 前田 哲也 君

〃 近藤 智昭 君

〃 堤 典子 君

〃 大倉 聡 君

〃 白川 鮎美 君

〃 虎島 泰洋 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

水産部長 吉田 誠 君

水産部政策監
(政策調整担当) 松田 竜太 君

水産部次長 峰松美津子 君

水産部次長 古原 和明 君

水産部参事監
(漁港漁場計画・
漁場環境担当) 宮地 健司 君

漁政課長 小川 昭博 君

漁業振興課長 松尾 隆男 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時58分 開議 —

【中村(一)委員長】 皆さん、おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、水産部関係の審査を行います。

【中村(一)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

水産部長より、予算議案の説明を求めます。

【吉田水産部長】 おはようございます。よろしくお願いいたします。

予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料の2ページをお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は、国庫支出金20万1,000円の減、合計20万1,000円の減。

歳出予算は、水産業費2,062万6,000円の増、合計2,062万6,000円の増となっております。

歳入予算の内容についてご説明いたします。

(国庫支出金について)

水産業改良普及事業交付金の減のため、国庫

補助金20万1,000円の減を計上いたしております。

歳出予算の内容についてご説明いたします。
（職員給与費について）

水産部職員の給与費について、関係既定予算の過不足の調整により、水産業総務費3,011万6,000円の減を計上いたしております。

（漁業金融対策について）

1、赤潮による大規模な養殖魚被害に対し、生産者の事業継続に必要な借入に係る利子・保証料負担を軽減するため、沿岸漁業等振興資金の融資枠を13億円から14億1,500万円に拡大することに伴う利子補給等として、漁業振興対策融資費31万9,000円の増。

2、漁業経営維持安定資金の融資枠を9億円から10億円に拡大することに伴う利子補給等として、漁業経営安定対策融資費55万3,000円の増をそれぞれ計上いたしております。

（代替魚購入及び赤潮被害軽減対策支援について）

伊万里湾における赤潮による大規模な養殖クロマグロ被害に対し、速やかな養殖業の再開に向け、クロマグロ養殖業者が実施する代替魚購入及び赤潮被害軽減対策を支援するための経費として、養殖マグロ赤潮被害緊急対策事業費4,987万円の増を計上いたしております。

繰越明許費及び債務負担行為については、記載のとおりであります。

以上をもちまして、水産部関係の議案の説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 次に、水産加工流通課企画監より補足説明を求めます。

【鈴木水産加工流通課企画監】 では、お手元に配付しております資料1、令和6年11月定例県議

会予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料（水産部）の2ページをご覧ください。

養殖マグロ赤潮被害緊急対策事業費について、ご説明いたします。

今年7月に伊万里湾においてシャットネラ赤潮が発生し、同地域で大きな被害が生じました。

このため、現地におきまして、改めて生産者、漁協、松浦市に対し被害状況などの聴き取りを行ったところ、今回は伊万里湾で初めてのシャットネラ赤潮であり、被害を防ぐのが困難であったこと、また、特に地域の中核でありますクロマグロ養殖業者がおよそ3億6,000万円の大きな被害を受け、経営再建に長期を要し、地域へ与える影響も非常に大きいことを確認したところでございます。

このことを踏まえ、クロマグロ養殖業者の早期事業再開を支援するとともに、クロマグロ養殖業者が実施する赤潮被害軽減措置の取組を推進するものでございます。

2番の事業概要をご覧ください。

（1）の代替魚導入支援でございますが、クロマグロ養殖業者が早期事業再開に必要な代替魚を購入する際の経費全額に対し、県と市それぞれ3分の1ずつ支援するものでございます。

次に、（2）赤潮被害軽減対策への支援でございますが、足し網あるいは網丈の深い生けすなどによる被害防止対策の導入を推進、普及するため、これら対策に要する経費を県と市でそれぞれ3分の1ずつ支援するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中村(一)分科会長】 次に、水産経営課長より補足説明を求めます。

【齋藤水産経営課長】 引き続きまして、同資料

の3ページをご覧ください。

沿岸漁業等振興資金等融資費及び漁業経営維持安定資金等融資費についてでございますけれども、この事業は、令和6年7月に伊万里湾で発生したシャットネラ赤潮により甚大な被害を受けたクロマグロ養殖業者の早期事業再開を図るための支援といたしまして、2つの資金の融資費計87万2,000円を計上いたしております。これと併せまして、利子補給の15年、保証料3年分の債務負担の承認をお願いするものでございます。

事業概要でございますけれども、①の沿岸漁業等振興資金等融資費につきましては、今回の代替魚購入や足し網等の対策に補助事業を活用する際の自己負担の部分に対し金融支援をするもので、融資枠の拡大、県、市の利子補給による無利子化、償還期間の延長、貸付限度額の拡大、保証料の3年分の支援を実施し、養殖事業者が借入れする際の負担を軽減することとしております。

また、②の漁業経営維持安定資金等融資費につきましては、経営再建に向け、養殖事業者が現状で借入れしている資金を借り換えるための資金で、①の資金と同様の支援を行い、養殖事業者が借入れする際の負担を軽減することとしております。

補足説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 次に、漁港漁場課長より補足説明を求めます。

【本多漁港漁場課長】 漁港漁場課所管の繰越について、補足して説明いたします。

同資料の4ページ、繰越事業理由別調書をご覧ください。

こちらは、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち、2ページに掲載されております農林水産業費の関係部分を理由別に整理したものです。今回、令和6年度から令和7年度へ繰越明許費として新たに12億9,398万1,000円を追加し、9月議会までに承認された12億4,850万円と合わせて25億4,248万1,000円を計上しております。

これは入札差金を活用して追加発注するもの、周辺利用者等との施工時期の調整等に不測の日数を要したものについて、今年度内の完成が困難なため、今回、11月議会であらかじめ繰越の承認をいただくものです。

5ページをご覧ください。

5ページから、事業ごとの施工箇所、主な工事概要等を記載しております。

続きまして、ゼロ国債・ゼロ県債予算について、ご説明いたします。

同じ資料の7ページをご覧ください。

漁港工事においては、梅雨時期前に完了させる必要がある工事など、施工期間に制約がある工事や、来年度の工事を行うに当たり今年度中に契約が必要な借地があり、効率的な事業実施を図るため、補助工事はゼロ国債、県単独工事はゼロ県債を活用して、円滑な工事を進めます。

8ページをご覧ください。

ゼロ国債は、県管理の長崎漁港において、県予算ベースで400万円を、ゼロ県債は、県管理有喜漁港と長崎漁港において、県予算ベースで3,400万円を設定しております。

9ページに、施工箇所を記載しております。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 以上で説明が終わりまし

たので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【瀬川委員】今回の伊万里湾での赤潮被害について、当初、予算化が9月、できなかったわけですが、その後、地元の松浦市あるいは漁協さん、そして養殖業者等々との意見の交換を経て、産地を守るという観点から予算をつけていただいた。産地の漁業者の生産意欲を判断して考えていただいていたことだったろうと思って、そこにまず感謝を申し上げたいと思います。

今回の補正でもなお、足し網が困難な生けすがあつたりとかするわけですが、そういったことが今後、課題として残ってくるのではないかというふうに思っております。まずは、そのことについて、どういったお考えを持っておられるのかということ。

そして、もう一つは、漁場という観点から、例えば、沖に出すという判断があるとしたらば、大規模な漁場整備ということもまた視野に入れて考える必要があるのではないかと、こう思っております。将来的にも、そういったことをやりながら、県下各地の養殖業の漁場整備と漁業の振興というものを図っていくべきではないかと思っております。このことについても、お話を聞かせていただければと思います。

【鈴木水産加工流通課企画監】 まず、1点目の足し網の整備が難しい漁場についてどうするかというお尋ねでございますが、お配りしております今回の補正予算議案の資料の中で、(2)、「足し網（深い網）」というふうに記載しております。実際、今回支援します伊万里湾のクロマグロの生産者の皆様は、通常のハマチ等の生けすよりも大型の生けすを使用されていて、中には、金網生けすといったようなことで、他県、

鹿児島県等で普及しております一般的な足し網をそのまま装着するのはどうかというのはなかなか難しいことを、我々も聴き取りの中で把握させていただいております。

そこで、今回の支援するマグロにつきましては、赤潮時期に、通常の網の上の部分に継ぎ足すのではなくて、最初から通常よりも深い網に入れ替える、ですから10メートルの深さの網を使われている方が、15メートルの深さの網に入れ替えると、こういったことで赤潮にも強い生けすに少しずつシフトしていくような支援をさせていただこうというふうに考えているところです。

それから、沖合化の話でございますが、私もも浜を回る中で、沿岸地域は水深が浅かったり、委員ご指摘のとおり、足し網もなかなかできないと、さらには今後の養殖の成長産業化を図る上で、さらなる沖合化などに取り組む必要があるといった声を伺っております。

ただ、なかなか沖合は沖合で、通常の漁船漁業が使用している漁場であつたり、あるいは船舶の航行の支障、そういった各種問題もございますので、まずはそうした点も踏まえて、各産地が地元の中で漁場の再編といいますか、沖合化に向けて、どういう可能性があるのか、またどういう相手と調整するのかといったような話を我々はこれまで以上に後押しをしてまいりたいと、その中で、具体的に見えてきた課題について、既存の事業等も活用しながら、施設の整備であつたり、そういった部分も併せて進めていく必要があるというふうに考えております。

【瀬川委員】 ありがとうございます。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので採決を行います。

第93号議案のうち関係部分は、原案のとおり、可決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、第93号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【中村(一)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

水産部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、陳情審査、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、水産部長より所管事項説明を求めます。

【吉田水産部長】 資料は、農水経済委員会関係説明資料と同資料の追加1、追加2がございます。

説明資料の2ページをご覧ください。

水産部関係の議案外の主な所管事項についてご説明いたします。

今回ご報告いたしますのは、日中・日韓水産関係交流について、1経営体あたりの平均漁業所得額について、クロマグロの資源管理について、マダイのTAC管理の開始について、農林水産祭内閣総理大臣賞の受賞について、全国豊か

な海づくり大会における功績団体表彰について、さかな祭りについて、長崎県水産加工振興祭について、研究事業評価について、事務事業評価の実施について、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況について、令和7年度の主要施策についてであります。

このうち、主な事項について、ご説明いたします。

（1経営体あたりの平均漁業所得額について）

浜の活力再生プランに参加する漁業者の、令和5年における1経営体あたりの平均漁業所得額を取りまとめた結果、漁業種類や地域により平均所得額の差はあるものの、まき網など海面漁業における生産量の増加並びに魚価の上昇、漁業者等による経費削減の取組により、1経営体あたりの平均漁業所得額は464万6,000円と令和4年から16%増加しております。

一方で、燃油や飼料、資材等の価格は高止まりしており、漁業経営に影響を及ぼしている状況であるため、引き続き、スマート水産業の推進による生産活動の効率化や省力化、漁業の多角化、海業や6次産業化による収益性の高い経営体の育成などに取り組み、さらなる漁業所得の向上を図ってまいります。

続きまして、追加2の2ページをご覧ください。

令和6年11月28日から12月3日に開催されました、中西部太平洋におけるクロマグロを管理するWCPFC（中西部太平洋まぐろ類委員会）において、30キログラム以上の大型魚については50%、30キログラム未満の小型魚については10%の増枠が合意され、我が国全体のクロマグロ漁獲枠は、大型魚が2,807トン増の8,421トン、小型魚は400トン増の4,407トンとされました。

また、本年12月9日に水産庁が開催した令和7管理年度TAC（漁獲可能量）設定に関する意見

交換会（クロマグロ）において、都道府県への漁獲枠当初配分案が提示され、本県のクロマグロ漁獲枠は、大型魚が今期当初配分より60.8トン増の234.7トン、小型魚が151トン増の879.9トンとされ、正式には本年12月11日開催の水産政策審議会への諮問を経て決定されることになっております。

今後、県では国から令和7管理年度における本県への配分を受けた後、県内配分にかかる手続きを関係者と協議を行いながら進めてまいります。

資料戻りまして、説明資料の3ページをご覧ください。

（マダイのTAC管理の開始について）

国は、令和2年12月の改正漁業法の施行に伴う新たな資源管理の推進にあたって、TAC管理魚種の拡大を重要項目として進めており、令和7年1月からは「マダイ日本海西部・東シナ海系群」のTAC管理が開始されることになりました。国で検討されてきた15の新たなTAC管理候補魚種のうち、本県関係では令和6年1月からTAC管理が開始された対馬暖流系群のカタクチイワシ、ウルメイワシに続き3魚種目となります。

国では、TAC管理導入当初は柔軟な運用として採捕停止措置を伴う本格的TAC管理にすぐには入らず、漁獲量報告の確認・収集体制の確立や管理上の課題解決を図りながら段階的に進めることとしており、本格的なTAC管理は令和10年以降となっています。

マダイは本県が全国有数の漁獲量を占める重要魚種であるとともに、これまでのTAC管理魚種とは異なり中型まき網漁業以外の漁船漁業による漁獲が多く、より多くの漁業者が管理に取り組むことになることから、県としては、マダイのTAC開始について関係業者へ広く周

知を行うほか、漁業者や関連事業者の経営への影響が少ないTAC管理になるよう管理状況の検証を進めるとともに、必要に応じて国に対し運用上の課題解決や資源管理による減収が起きた場合の対応策などを要望してまいります。

続きまして、追加1の3ページをご覧ください。
（令和7年度の主要施策について）

令和7年度の予算編成に向けて「令和7年度長崎県の主要施策（素案）」を策定いたしました。これは、計画期間の最終年度を迎える長崎県総合計画の総仕上げと、新しい長崎県づくりのビジョンが目指す「未来大国」の実現に向けて、令和7年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、水産部の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

基本方針としましては、漁業所得の向上のための生産性向上や経営の多角化、養殖業の成長産業化に向けた経営体や産地の体質強化、海外での販路開拓・拡大等の取組を一層推進してまいります。

具体的には、スマート機器の活用促進や海業などによる経営の多角化など、漁業者等の所得の向上に向けた取組を推進するとともに、養殖業においては、環境変化やコスト高などに対応するための技術の実証・導入、中核的養殖業者の育成や養殖産地における漁場の有効利用などに取り組めます。

さらに、「食の賑わい創出プロジェクト」などにおいて、関係部局と一体となり、水産物をはじめ本県食材の魅力発信と消費拡大を図るとともに、東アジアなど海外販路の開拓・拡大に取り組めます。

なお、令和7年度当初予算に係る予算要求状

況につきましても、併せて公表を行ったところ
であります。

これらの事業につきましては、県議会からの
ご意見などを十分に踏まえながら、予算編成の
中で更に検討を加えてまいりたいと考えており
ます。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わ
ります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたし
ます。

【中村(一)委員長】 次に、提出のあった「政策
等決定過程の透明性等の確保などに関する資
料」について説明を求めます。

【小川漁政課長】 私の方から、「政策等決定過
程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議
等の拡充に関する決議」に基づき、本委員会に
提出いたしました水産部関係の資料につきまし
て、ご説明をいたします。

お手元にお配りしております農水経済委員会
提出資料をご覧ください。

まず、補助金内示一覧表につきまして、令和
6年9月から令和6年10月までの直接補助金の実
績は、2ページと3ページに記載のとおり、高級
魚クエ資源増大支援事業費補助金など、計12件
となっております。

次に、1,000万円以上の契約状況につきまして
は、令和6年9月から令和6年10月における建設
工事に関する契約計33件につきまして、4ペー
ジから68ページに記載をしております。また、
建設工事に係る委託に関する契約計6件につ
きましては69ページから71ページに、建設工事
以外の契約計2件につきましては72ページから74
ページに記載をしております。

次に、令和6年9月から令和6年10月の間にお
ける知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、

県議会議長宛てにも同様の陳情・要望が行われ
たものは、要望書（松浦市）など計3件であり、
その対応状況は、資料の75ページから121ペー
ジに記載のとおりとなっております。

最後に、附属機関等会議結果報告につきまし
ては、令和6年9月から令和6年10月までの開催
実績は、122ページから124ページに記載のと
おり、2件となっております。

資料の説明は以上となります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ
ます。

【中村(一)委員長】 以上で説明が終わりました。
次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表の
とおり、陳情書の送付を受けておりますので、
ご覧願います。審査対象の陳情番号として、43、
46、49、56です。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 質問がないようですので、
陳情につきましては、承っておくことといたし
ます。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行
います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保な
どに関する資料」について、ご質問はありませ
んか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 質問がないようですので、
次に、議案外所管事務一般について、ご質問は
ありませんか。

【大倉委員】 おはようございます。

私から、マダイのTAC管理の開始について、
ご質問します。

このマダイのTAC管理は、最初は柔軟な運用

ということでした、つまり、最初は、TAC制限がかかった場合でも、その漁獲量を超えても構わないということだと思えます。ステップ踏みながら、令和10年度以降は本格的に始まると、つまり、厳格に規制がされていくということ、そういう認識なんですけれども、段階的に進むという、このステップアップしていく中身について、教えていただければと思います。

【村瀬漁業振興課企画監】 ステップアップ管理の中身についてですけれども、いきなり新魚種を本格TACで管理していくということは、浜の混乱を招くことになりますので、まずはステップ化、柔軟な運用ということで、3段階に分けて段階的に進めていくという管理になります。

ステップ3が本格的TACになるんですけれども、ステップ1の段階では、今度マダイが令和7年1月から始まりますが、まず漁獲報告をきちんとやりましょう。漁獲報告については、資源評価やTAC管理についての基本となるところなので、まずそこからきちんと報告体制を整えていこうという形になります。

続いて、ステップ2に上がることになるんですけれども、ステップ2の段階では、TAC数量、各県に配分されます。ただ、それはお試し期間ということで、それを超えても採捕停止命令の対象にならないという管理になります。ステップ2の中で、いろいろ課題が出てくると考えられます。例えば、具体的に言いますと、資源評価については、なかなか漁業者さんとの肌感覚が合っていないというところもありますし、また上振れした場合の運用の対応、同じ資源を利用する関係者と協議しながら、いろいろ課題解決を図っていかなければならないと。水産庁の方も、ステップ1、ステップ2で3年間を想定されておりますが、我々としましても、スケジュー

ールありきでそういった形で進めるのではなくて、これも水産庁は申していますけれども、課題に関して十分な進展があった場合に次のステップに上がりますよということを言われていますので、きちんと課題解決をしてから、県としましても、スムーズに本格TACに取り組めるような形で関係者との意見交換等を行っていききたいと考えております。

【大倉委員】 3段階のステップアップの中身、よくわかりました。

マダイの漁獲量、これは本県は1位かあるいは2位ということで、どちらにしましてもトップクラスだと思うんです。そういった意味で、これは影響も広範囲に及ぶおそれを心配されている漁業者の方も多いわけです。例えば、漁業者のみならず、加工とか流通、そういった方々にもこれは広範囲に及ぶのではないかというふうにも心配されているところもあると思うんです。ただ、緩やかに段階的に進んでいくということで、そこは理解ができました。

最終的には、TACの制限によって漁獲量がどれくらい減るのかという部分を知りたいし、気になります。制限量です。現状との比較で何割減になるのか、そのあたりの状況というのは、予測も含めて、わかりますでしょうか。

【村瀬漁業振興課企画監】 マダイのTACの数量に関してですけれども、ステップ1の段階で、資源評価の結果、日本海西部・東シナ海系群、つまり日本海の鳥取から福岡、九州西部なので長崎から鹿児島、この辺に分布しているマダイを一つのグループと考えて管理していくんですけれども、その資源評価において、令和7年のTAC数量、目安数量になるのですが、5,900トンと試算されています。長崎県、委員も話がありましたけれども、年間1,600から1,800トン

ぐらいマダイを漁獲しています。その数量は全国で1位、2位になりますけれども、日本海西部・東シナ海系群においては長崎県の漁獲高はトップになります。

そういった1,700トン前後捕っている本県に対してですけれども、系群全体の漁獲量で言いますと5,000トンぐらいになります。系群全体のTAC数量が5,900トンなので、その範囲内には収まっているといったところがありますが、水産庁の方からまだ示されてはいないんですけれども、いろいろ漁獲量のシェアによって各県とかに配分されるのですが、その数量次第で、いろいろ今後、全体的には収まっているんですけれども、本県として見た場合、超えるかもしれないので、そういう時は、関係者と話をしながら、国の留保もいただきながら、本県のマダイの操業に影響が及ばないような形でTACの運用を進めていければと考えております。

【大倉委員】 TAC管理というのは、漁業者の経営に直接影響を及ぼすおそれがあるものですから、心配するのも当然です。一方で、資源管理、持続性という観点から、やはりこれも必要という部分で、ちょっともやもやした中ではあるんですけれども、そういった中で、今ずっと答弁もいただいていた国がやっている資源評価に関して、漁業者の方々からは、本当にそれがしっかりとした制度なのかというような声も一部聞かれたりもするわけです。資源評価が精度が低いとは言いませんけれども、やはり精度を高めていく必要があると思うんです。

そういう中で、国と共に、県がどのようにその資源評価に関する連携といいますか、取組をやっていくのか、あるいはやっているのか、そのあたりを教えていただけますか。

【村瀬漁業振興課企画監】 TAC管理におきま

しては、資源の評価の精度向上というのがやはり大きなところになりますし、漁業者としましても、生活がかかっていますので、きちんとした資源評価をしていただいて管理をしていくということが重要になってくると思います。

県としましては、国の国立研究開発法人水産研究・教育機構といったところが資源の評価をしているんですけれども、そこに対して、水産試験場の方でも調査に参画しておりますし、また行政としましても、研究者の方からも、その資源を利用している漁業者さんの意見を聞きたい、資源の精度を向上させるために、そういった意見交換をしたいというオーダーがありました。行政としては、既存魚種ではありますけれども、カタクチイワシやサバ類については、実際に利用されている漁業者と研究者たちと、そういった意見交換会の場を設けて、できることから資源の評価の向上に努めていきたいと思っております。

【大倉委員】 そうなんですよ。漁業者側との資源評価に関する意見の乖離をしっかりと埋めていくということが重要だと思いますので、そこはしっかり県にも取り組んでいただきたいと思います。

そういう中でも、どうしても不安の声というのは必ず聞かれるのがこのTAC管理でございまして、これから経営面、例えば、減収などが生じた場合が一番よくないわけで、そうなった時に、国に対して、しっかり支援策なんかも要望していただきたいと思いますと思うんですけれども、そのあたりのご見解を教えてください。

【村瀬漁業振興課企画監】 資源管理に伴う減収対策としましては、漁業共済と積立ぶらすというものが準備されておりまして、国に対しては、漁業者が安心して経営ができるように、そうい

った支援策の充実を引き続き要望してまいりたいと考えております。

【大倉委員】 それから、TAC管理は非常に厳格な漁獲量の管理が求められるわけで、それをしっかりと報告しなければいけない。となると、やはり負担も漁協であったり、県にもかかってくる。その負担軽減策的なことも国に要望していてもいいんじゃないかと私は思うんですけども、そのあたりの見解もありましたら、お願いします。

【村瀬漁業振興課企画監】 漁獲量の報告というものが、法律上は漁業者が報告することになっているんですけども、漁業者は本業が忙しいというところもありまして、漁協の方に報告の委任をしている状況にあります。漁獲量の正確な把握というのが評価、TAC運用において非常に重要なところでありますので、国としましては、その辺をきちんとしていかなければいけないということで、令和3年、4年で、補正予算で漁協の販売システムの改修を行っております。これまで紙とか電子ファイルで漁協の職員がTAC漁獲量報告として入力して送ってくれていたものが、販売システムに改修することによって、通常の販売システム業務のデータを漁獲量の報告として変換できるようなシステム、こういったものに改修しました。令和5年において通信とかは始めているんですけども、地方名とかそういったものでエラーが生じてきております。そういった中で、今、エラーの解消とかを進めておりまして、ようやく51漁協が長崎県で整備しましたけれども、今のところ45漁協、定期的にデータが送れるようになってきております。

今後、漁獲量の報告というものがデータがきちんとTAC報告として活用できるかどうかと

いうのを検証していったら、それが間違いない、できますよとなったところから順次そういうふうに切り替えていくということで、漁協の作業としては、かなり削減されるのではないかと思いますし、また一方で、国の方に対しては、システムなので、バージョンアップとか、メンテナンス、そういったものが出てくると思いますので、そういったところの補修に対しての支援等を要望しているところでございます。

【大倉委員】 ご丁寧な答弁、ありがとうございます。

本格的なTAC管理は令和10年からということですけども、しっかりと漁業者の皆さんに寄り添って、声を聞きながら取組を進めていただきたいと思います。

もう一つ質問があります。先日、一部報道で、カキのへい死のニュースがなされましたけれども、報道ベースでしかわかっていないので、今の段階で結構ですので、わかる範囲で情報をお伝えいただければと思います。

【鈴木水産加工流通課企画監】 今シーズンのカキ養殖の状況でございますが、カキは各産地、11月ぐらいから出荷が始まります。その時期になって、今シーズンの出来栄がそれぞれ徐々に見えてくるというような状況で、なかなか全貌がまだつかめていないという状況の中、我々としては、関係する漁協あるいは市町に、今シーズンのでき具合の情報収集をさせていただいている状況でございます。

わかる範囲でお答えさせていただきますと、今シーズンは総じて成長は少し遅れているというようなことは各産地、言われております。

また、新聞報道でありました、へい死が多いという部分につきましては、特に橘湾であったり、あと九十九島の一部の方で、9割近くへい

死をしたというような方も聞かれています。ただ、カキ養殖におきましては、3割から5割のへい死は通常見られる範囲で、生き残ったカキが大きく成長して出荷されると、そういうものである中で、ちょっとへい死が多い、9割方死んだという地区も中には聞かれているという状況であります。ただ、場所であったり、それから生産管理の方法なんかでへい死率は非常にばらつきがあるような状況を聞いているところでございます。

【大倉委員】 9割というのは、これはなかなか衝撃的な数字だと思うのですが、今の時期で考えれば、やはりこれは多いというふうに考えていいと思うんです。年間を通して、これが結果的にどうなるかということも大事だと思うんですけども、そのあたりの見通しというのは、どのようにお考えでしょうか。

【鈴木水産加工流通課企画監】 まず、今後の見通しでございますが、先ほど申し上げたように、今年は成長が遅いという一因として、8月、9月あたりの水温が少し高かったというのが一つ、要因として考えられております。ただ、ここに来まして水温も下がってきておりますので、今後、遅れてはおりますが、成長も取り返していくことが期待されるところでございまして、最終的に今シーズンの出来栄がどれぐらいになるのかというのは、シーズン終わってみないとなかなかわからない状況にはあるかと思います。

それから、へい死につきましても、例えば、夏場とか春先に、食害であったり、あるいは高水温なのかで少しへい死があったのではなかろうかという声は伺っておりますが、ここ最近、急に死んだとかいうことは伺っておりませんので、今後の水温低下に伴う生育に期待したいというふうな状況でございます。

【大倉委員】 例えば、カキのへい死は、年によって違ったり、地区によって違ったりとか、そういったばらつきというものもあったりするのでしょうか。

【桑原総合水産試験場長】 マガキのへい死原因としては、高水温、低塩分、水温の乱高下、貧酸素、あと付着生物の競合と餌の不足といったことが一般的に考えられております。今回の現象なんですけれども、先ほど企画監からも説明がありましたが、夏以降、8月から10月くらいの水温が非常に高かったと、例年と比べますと1から3度程度各地で高いという現象が起っています。

県内、令和4年あるいは平成19年にも高水温が主原因と思われるマガキのへい死が発生しております。水産試験場としましては、現状、まだはっきりとしたことはわかりませんが、恐らく、この夏場以降の高水温が影響してカキが疲弊した状態で、その後、産卵期を迎えますので、体力が非常にない状態で産卵期を迎えて、へい死につながっていったのではないかと考えております。ただ、企画監が先ほど説明しましたように、まだシーズン始まったばかりで、カキは魚とは違うので、つりっ放しにしているので浮いてこないで、どのくらい死んでいるかというのは、正直、今の段階でははっきりわからないというのが現状だと思います。

各地の状態なんですけれども、高水温が県内各地で一つの要因として共通していると考えた場合に、そのほかの例えば水温の乱高下とか、餌の不足、付着生物がついているとかというのが多分、各浜で違うので、そういったことで各産地で若干へい死状況というのが変わってきているのではないかと推測しております。

【大倉委員】 これは結果的にはシーズンを通し

ででしかわからないというところだと思うんですけど、すけれども、少なくとも、今の時点で9割へい死しているところもあるということで、これはそれなりの支援も必要なのかなんていうこととも思うのですが、例えば、生産者の方から、そういった支援の要望等は聞かれるのでしょうか。

【鈴木水産加工流通課企画監】先ほども申し上げましたとおり、今回の報道を受けまして、各市町また漁協の方にも、そういった生産者の声も含めて、寄せられているかどうかの確認をしているところですが、今のところ、こういった支援が必要だといったような話は伺っておりません。

【大倉委員】そういった声をしっかり聞き取っていただいて、支援すべきところはしっかりとしていく必要があると思いますので、今後とも調査等、よろしくお願いいたします。

【中村(一)委員長】ほかに、質問はありませんか。

【堤委員】よろしくお願いいたします。

総合計画の施策事業群指標の進捗状況がありますが、16ページのところに、漁業所得の向上と持続可能な生産体制の整備ということで、1経営体あたりの平均漁業所得額、先ほど部長の説明でも、平均464万6,000円の所得額ということがありましたけれども、基準値が平成26年から30年の平均で239万4,000円ということで、それからすると随分引き上がっているわけですが、ただ、まだまだちょっと所得としては厳しい状況なのではないかと思っているわけですが、この464万6,000円は、平均ということですが、経営体によって所得が多いところ、少ないところあると思うのですが、その割合などはどういうふうになっているか、わかればお願いします。

【小川漁政課長】1経営体あたりの平均漁業所

得の推移ということでございます。委員からご指摘いただきましたとおり、基準年が平成26年から30年の平均としまして239万4,000円を基準値と設定していきまして、今回、令和5年の数値としまして464万6,000円ということで、大きく伸びてきたところでございます。この分につきましては、令和2年から約20%ずつ、年によって少し差はあるんですけども、毎年伸びてきて、結果としまして464万6,000円ということで、今、数字が上がってきているという状況はございます。

委員からご指摘いただきました経営体ごとの差という分は、今、手元に数字を持ち合わせていないんですけども、各地域ごとに少しばらつきがございまして、その部分の要因としましては、各魚種、漁法、あとはその漁模様、それぞれ魚が豊漁、不漁も大きく影響はしてきているかなと考えておりますけれども、全体的には少しずつ伸びてきているということでの収入が上がってきているという部分と、もう一つ、所得ですので、支出の部分を抑えていくというところが重要かと思っております、ここは先ほども少し説明の中で申しましたが、スマート化、デジタルを活用した生産等々の効率化等々の経費の削減なども功を奏してきていて、最終的に、この金額まで上がってきていると考えております。

【堤委員】ご説明ありがとうございます。

地域ごとに魚種とか漁法でも差があるし、それから漁が不漁だったり、たくさん捕れたりということでの変化があって、またいろいろな効率的な経営で支出を抑えることができたり、そういうことであれば伸びてくると、そういうことかと思いますが、数字は今ないとおっしゃいましたけれども、所得の低い経営体、そういう

部分というのは何%ぐらいとか、そういうことはわかりますか。

【小川漁政課長】比率というところでは数字はないんですけれども、全体的にいけますと、漁船漁業が少し低い傾向にございます。これは今申しました魚の量ですとか、漁模様が大きく影響してこようかと思うんですけれども、全般的にいけますと、まき網、定置網、ある程度大きな数量の中で漁獲できる漁法の方が全体的な傾向としては、所得として高くなってきているという傾向はございます。漁船漁業の中での少し単価的かというと、1人当たりの平均所得として少し低い漁協につきましては、そこをどう上げていくかと。今申しましたデジタルの部分ですとか、効率的な漁法等々について、いろいろと県としてもサポートしながら、全体的な平均所得の向上に向けて取組を進めていきたいということで考えております。

【堤委員】本県は水産県であって、漁業に従事する人たち、そしてその経営体をずっと維持していくということは非常に大事なことだと思いますし、魚種によって、高級魚があったり、あるいは沿岸の小さい、量は捕れても、あまり収益にならない、でもどちらも大事な漁業だと思っていますので、しっかり支援をしていただきたいと思います。

それから、この16ページの一番下に、「経営計画策定者のうち漁業所得が向上した者の割合」とありまして、目標値70%に対して、ここ3年間、50%、半分ぐらいの実績値ということで、進捗状況は「遅れ」となっていますが、この経営計画策定者というのは、具体的にどういった方たちになるのか、お尋ねします。

【齋藤水産経営課長】目指すところは、やはり漁業所得の向上ということで、中小企業診断

士であるとか、水産業の団体、県が入りまして、漁業者の中で所得を上げていきたいという方の経営計画と一緒に策定いたしまして、それを実践するための出口として補助事業を設けておりまして、その補助事業を活用した後の所得がどのように変わっているかというところを見た数字が、ここの数字になっているものでございます。

【堤委員】中小企業診断士や県なども入って経営計画を策定支援してこられたということですが、そういう計画を策定したところというのは、どのくらいあるのですか。

【齋藤水産経営課長】平成27年度から実施してきておりまして、令和5年度末までで313経営体の経営計画を県の方で一緒になって策定をしたという状況にございます。

【堤委員】ありがとうございます。

313経営体というのは、まだまだなのかなと思いつつ、ただ、経営を改善していきたい、もっと収益上げるような取組を進めたいという意欲のある経営体ではないかと思います。

そういった皆さんがもっと増えていくような、そして今、そういう計画を策定する皆さんを増やしていくということも大事だと思いますが、それとともに、この策定者の中で5割程度というのは、その原因はどういうことでしょうか。

【齋藤水産経営課長】この数字の判定でございますけれども、経営計画を策定した年、その翌年から3か年間の上下を見た数字になっております。ですので、例えば、令和元年に策定した方は令和2年、3年、4年というような形で追っていているわけでございますけれども、その中には、令和元年に作った方というのは、コロナ期を含んでいる方がいらっしゃいます。そういったこともございまして、なかなか全体数字

を、ここ最近作られている方というのは確かに上がっている状況には見えているんですけども、どうしてもこの数字というのはコロナ期を含んだ方を含んでおりますので、最近計画を作ったあけても、なかなかこの数字自体が上がってこないというような状況にあるというふうに分析をしているところでございます。

【堤委員】ありがとうございます。コロナ期はいろんなところに影響を与えていますが、そういったところで実績が伸びていないという、そういうご説明だったかと思います。

これから回復というか、上がってくるかなと期待していますので、こういったところの政策もよろしくお願ひしたいと思います。

それから、議案外の説明の農林水産祭内閣総理大臣賞の受賞というのがあります。雲仙市の株式会社天洋丸が受賞されたということですが、地元の方はよくご存じなんでしょうけれども、私は県北の方なのであまりよくわからないのですが、この受賞の中身が、「一年漁師」という言葉が書いてありまして、1年間の体験を通して漁業への理解を深めてもらう仕組みをつくった、3名がこの一年漁師を修了したということなんです、この取組について、ご説明をお願いしたいと思います。

【齋藤水産経営課長】この天洋丸と申しますのが、南串山の方で、まき網を中心の業としてやられている業態でございまして、まき網で捕れたカタクチイワシを煮干しに加工されたり、その他、その煮干しを使っていろいろ加工品を作ったり、あとはまき網で使う網をエコたわしということで、たわしに転換して販売したり、様々な多角的な経営をされているところでございます。

そういった中で、この一年漁師という取組で

ございますけれども、これにつきましては漁業に興味がある人を気軽に漁業に就業できるような体制ができないかというところで、お試して1年間、本当に正社員と同等に雇って天洋丸で働いていただくということで一年漁師という組立てをして、その後、その会社に就職するのも自由ですし、ほかの企業に就業するのも自由ということで、1年限りでのお試しの就業という形を取っておられて、今まで3名いらっしゃって、そのうち1名の方は天洋丸の方に就業されて、それは女性の方なんですけれども、今現在は、運搬船の女性船長として働いていらっしゃるという状況にございます。

【堤委員】この天洋丸の取組というのは非常に画期的というか、水産業の裾野を広げたり、それから漁業に関心がある人が、ちょっとやってみたいけれども、どうしたらいいかわからないとか、あるいは漁業に参入するのに、本当に低いハードルで、そういったことを経験を通して様々に、これに就業してみようとか、あるいは関連産業に就いてみようとか、そういう人たちの人材育成というか、そういう入り口を広げてくれる取組ではないかと思うのですが、こういったことがいろんなところで、いろんな事業体で取組まれれば、もっと水産業に対する関心が高まったり、そこで働きたいという人も増えていくのではないかと思います。県内では、一年漁師というようなことではないかもしれませんが、こういったことに取り組んでいるところはあるのでしょうか。どういう状況なのか、お尋ねします。また、全国的にも、こういったものというものはあるのかどうか、お聞きしたいと思います。

【齋藤水産経営課長】この一年漁師というのは、そのままその企業に就職しなくていいという

ころがポイントではないかというふうに思っております。そういった中では、今は、人材を求めるということが多いので、そこまで割り切って、なかなかこういった取組をできるということでは難しいのではないかというふうに考えているところでございます。

ちなみに、県内では、こういった取組をやっているところはないというふうに認識をいたしております。全国的には、なかなか情報がない中で、ちょっと把握ができていないということもございますけれども、今回、内閣総理大臣賞を受賞したこの大会に出展されている過去の事業を見てみても、そういった取組はございませんし、それからまた今回この内閣総理大臣賞を受賞する際に、受賞の理由というところで来文書の中では、類似の事例が増加すれば日本全体の新規就業者数拡大が期待されるというような講評も出ておりまして、全国的にも非常にな少ないのではないかというふうに認識をしているところでございます。

【堤委員】 ありがとうございます。

本当にこれはすばらしい取組といいですか、経営者の方のお考え、経営方針とかが大きく影響していると思いますし、誰でもできることではないとは思いますが、こういう漁業に受け入れるために、本当にハードル低いところで、ちょっとやってみたい、そこからいろんなところに行くとか、緩い、縛りのない中で取り組まれて、そこで働いてみようという人も出てくるし、また違うところに行っても、この体験というか、関心を持ったということは活かされると思いますので、本当に新規就業者の獲得に、こういった取組がもっと広がっていけばなということを感じました。

これからも天洋丸さん、取組を進めていただ

きたいですし、また同じ形ではなくても、こういう何か新規参入できるような仕組みをつくってもらえたらなという気がしております。よろしくお願いいたします。

【中村(一)委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【虎島委員】 私からは、令和7年度主要施策について、ご質問したいと思います。

34ページ、一番最初の新規事業ですけれども、持続的な養殖産地育成事業費というところで掲げられております。養殖業の持続的成長のためということですが、若者や女性が活躍する場の創出というのが掲げられています。県は今、海業チャレンジ応援事業として、地域資源を活かした海業コンテンツを創出して、地域のにぎわいと所得向上を目指してきたというところであると思いますが、本新しい事業を行うものについて、具体的なものを教えてください。

【鈴木水産加工流通課企画監】 新規の持続的な養殖産地育成事業についてのお尋ねでございますが、こちらの事業は、まだ具体的な内容につきましては、これから査定等が進められている段階でございますが、今想定している内容として、本事業は、養殖のさらなる成長に向けて、大きく2つの柱で考えておりまして、まず養殖業者個々のさらなるレベルアップを図るというのが1つ、それからもう一つは、先ほどの分科会でもお話しありましたが、養殖漁場の再編、こちらを進めていこう、この2つの柱で考えている内容でございます。

1つ目の柱であります個々のさらなるレベルアップの方法として、まずは各地域のモデルとなる中核的な養殖業者の方を育成するべく、例えば、先端技術の導入、まだその地区には導

入されていないような新たな技術の導入、そういった生産性向上のチャレンジを支援するとともに、雇用環境の改善、こういったことについても取り組んでいただくと。これをその地域の優良なお手本という形で、収益性が高く、なおかつ若者や女性が活躍できるような職場として、魅力ある経営体、こういった手本となって、ほかの生産者へ波及していくのを期待する、そういう取組の事業内容でございます。

それから、2つ目の漁場の再編、こちらにつきましては、先ほども少しお話がありました、例えば、赤潮の環境変化に対応しながら、輸出を見据えた漁場の有効利用、そういったものを産地全体で生産体制を強化する必要があるということから、いかなる配置の見直しや沖合化、あるいはまだ利用されていない漁場の活用、こういった産地の発展に向けた漁場の有効利用、こういうものに係る地域の協議、検討を後押しするとともに、必要な施設整備などについても各種事業を活用しながら進めていきたいと、こういった2本柱の事業の内容でございます。

【虎島委員】若者や女性が活躍するということがどうつながっていくのか、そこがよくわからなかったんですけれども、最新技術等を用いて負担が少ないといった観点で、若者や女性が活躍できるという考えでございましょうか。

【鈴木水産加工流通課企画監】先ほど申し上げました1つ目の柱であります地域の中核的な養殖業者を育成すると。その育成する内容としましては、まずは生産性を高めるための新しい技術の導入、こういったチャレンジを支援するとともに、中核的な生産者でありますので、通常、従業員の方も雇われたりされているわけで、給料も含めて、そういった従業員の雇用環境の改善、こういったものに取り組むモデル計画を策

定していただいて、それに係る、例えば生産性向上の機器の導入の支援であったり、こういったものに我々は支援をしていくと。そうすることで、会社としての生産性は上がるとともに、雇用環境も改善され、ひいては新しい若い方ですとか、女性なんかも働きやすい一つの理想的な、魅力的な職場としてのお手本になっていただきたいと、そういう意味で記載した内容でございます。

【虎島委員】様々な人が働きやすい環境をつかっていくというふうな形で理解をしたいと思います。

漁場の有効利用ということがありましたけれども、再編という2つ目の柱ですが、これは沖合養殖となると、やはり大規模化が必要になってくると思いますけれども、それも見据えての事業ということになるのでしょうか。

【鈴木水産加工流通課企画監】漁場再編の具体的な取組でございしますが、これまでも我々の県の事業の中で、本県の海になじむ、特徴に応じた新しい養殖として、大規模沖合の前に、まず今の漁場よりも少し沖合に出せるような技術の実証などに取り組んできたものでございます。具体的には、沈下式の生けすであったり、あるいは沖の波浪にも強い円形のマグロが養殖できるような新しい素材の生けすとか、そういったものの実証にこれまで取り組んできたものでございます。

今回のこの事業の中では、そういった技術を開発された事業の各地域への普及も念頭にしつつ、先ほども少しご説明したのですが、これからのそういった新しい沖合化も含めて、養殖漁場、養殖産地として、将来的にどういう姿になるべきなのかというのをまず地元でしっかり協議をしていただいて、沖合化であったり、ある

いは新しい技術の導入、こういったものの先進地の事例なんかも皆さんで勉強しながら、うちの産地は今後どういうふうに沖に出ていくのか、あるいは今、こういう生けすの配置ですけれども、このままですとかだの台数が増やせないで、配置をこう変えようとか、そういった産地の話を今後積極的に進めていただきながら、必要な施設の整備もそれに応じて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

【虎島委員】 ありがとうございます。

内海の穏やかな海で養殖は盛んになってきたところというのもあると思いますが、それが逆に、赤潮とかに弱いというようなところも出てきているというふうに思っております。それが沖合に出て、何とかさらなる発展ができるのであれば、そこはしっかりと支援していただいて、ぜひ漁場に寄り添って事業を進めていただければと思います。

もう一つ、その次なんですけれども、長崎県水産物海外マーケット拡大事業というところで、輸出に必要なパートナーを発掘するというような文言がありますけれども、これについて詳しく教えてください。

【鈴木水産加工流通課企画監】 2つ目に記載しております事業、新規事業の長崎県水産物海外マーケット拡大事業の概要について少しご説明させていただきますと、こちらの事業につきましては大きく3つの柱で考えておりまして、まず1つ目が、本県の輸出を考えていく上でのリーディング商品となるものの新規の販路開拓、それからこれまで中国に「長崎鮮魚」ということで20年近く前から取り組んでいたものが、中国への輸出が今、停止している状況の中、「長崎鮮魚」のノウハウを中国以外の国へ展開して

いこうというのが2つ目、3つ目が、中国への輸出が再開した折には迅速に対応していくと、この3つの柱で構えている事業でございます。

このうち、2つ目の「長崎鮮魚」の中国以外への展開の中で、これまで中国国内において「長崎鮮魚」を取り扱ってきましたパートナー企業との関係を維持しながら、この企業と連携をして、「長崎鮮魚」として鮮魚を取り扱うことのできる新たな東南アジア等の国の商社、こういう新しいパートナーを発掘しながら、「長崎鮮魚」として、中国以外の国でも販売拡大できるよう、商談であったり、試験輸出、そういったものに取り組んでいくというふうに考えているところでございます。

【虎島委員】 ありがとうございます。

先ほど、日中友好というところがあったと思いますけれども、9月に輸出を解禁する方向というような報道があったかと思いますけれども、今お話を聞くと、今はまだ輸出は再開していないということでしょうか。

【鈴木水産加工流通課企画監】 中国輸出の動きでございますが、今、委員からお話ありましたとおり、今年9月20日に、日中両政府の間で、共有された認識ということが発表されております。具体的な内容としましては4点ほどあるんですけれども、中国側は、IAEAの枠組みの下で、長期的かつ国際的なモニタリングに有効的に参加し、モニタリング活動実施後、科学的根拠に基づき当該措置の調整に着手し、基準に合致した日本産水産物の輸入を着実に回復させるという内容を含む共有された認識というのが公表されたところでございます。その後、10月4日には、早速IAEAの下、中国も参加した共同での海洋のサンプリング調査も開始されておまして、また11月15日には、日中両首脳会談の

中でも、先ほど申し上げた共有認識を着実に実行していくというのが確認されたという状況でございます。

このように、動きとしましては解禁に向けて話し合い等が進められているわけですが、具体的にいつ頃解禁するといったような見通しは、まだ今のところ立っていない状況でございます。

【虎島委員】 詳しく、ありがとうございます。

中国、政治的に不安定性があるところもございますので、それに左右されない強いマーケティング力、パートナーをつくるというような事業と理解いたしました。

リスクマネジメントという意味でも、多様な販売先というのは重要であると思いますので、ぜひしっかりと進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【中村(一)委員長】 ここでしばらく休憩いたします。

— 午前11時14分 休憩 —

— 午前11時23分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

ほかに、質問はありませんか。

【白川委員】 よろしくお願ひいたします。

まず、高度衛生型荷さばき施設がある魚市場に対してということですが、目標値が2か所に対して1か所ということで50%になっておりますけれども、こちらの状況について、教えてください。

【森川水産加工流通課長】 この計画におきまして指標に設定しております高度衛生型荷さばき所の整備につきまして、この2か所の目標としているのが長崎魚市場と松浦魚市場の2か所でございます。

このうち長崎魚市場につきましては、平成23

年度から、国の事業も使いまして高度衛生荷さばき所の整備をしております。魚市場の営業を行いながら同じ場所で整備しておりまして、一つの施設を造ったら、解体した後、また新しく施設を造るというふうなことを順繰りに行っているものですから、長期間にわたる工事になっておりまして、令和5年度末で完成予定であったんですけれども、コロナ後の工事需要の増加に伴う材料納期の遅れ等によりまして繰り越しまして、今年度末に完成する予定となっております。

もう一か所の松浦魚市場につきましては、平成28年度から整備を開始しまして、令和2年度に完成しております。ということで、2か所のうちの1か所が実績というふうなことになっております。

【白川委員】 ありがとうございます。

私たちが視察に行かせていただきました長崎魚市がまだ済んでいないということで50%になっているということで、松浦についても、EU向けの基準を満たすというようなことで整備完了ということで伺いました。

長崎県内、魚市、たくさんあると思うんですが、この2か所のみということで、ほかに必要があるところがないのか、規模感とか、この取組をする基準等があれば教えてください。

【森川水産加工流通課長】 県内の主要な魚市場というのが長崎、松浦、佐世保、この3か所になっております。このうち長崎魚市場が一番大きくて、取扱いが年間大体300億円ぐらい、松浦魚市場がその次で、大体120から180億円ぐらい、その次が佐世保魚市場で、60から80億円ぐらいというふうな取扱いになっております。

佐世保魚市場につきましても、衛生管理のレ

ベルを上げようというお考えはお持ちということで、荷さばき所の整備には至っていないんですけれども、令和5年度に、防鳥ネット、鳥を防ぐネットを設置するとか、今年度は、滅菌海水装置を導入するというふうな予定と伺っておりまして、少しずつですけれども、衛生レベルを上げていこうというふうな取組を始められているというふうな実態でございます。

【白川委員】 ありがとうございます。

長崎魚市、視察をさせていただいて、すごく衛生的に配慮をされていて、すばらしい施設に変わっていったというところを見させていただきました。

佐世保に関しても、予算がちょっと厳しいということでもありますけれども、少しずつでも衛生に配慮された施設となりますように、お取組をお願いいたします。

もう一つですけれども、令和7年度の施策についてのところで、35ページの長崎のさかな魅力発信事業費についてですけれども、「推し魚」という言葉が出てきて、すごく注目をされていて、いろいろ議論をさせていただいている中で、なかなかこの推し魚の実態が見えてこないというのがある中で、またここに「推し魚を選定し」というところがあるので、その進捗状況というか、どういうふうな方向性で考えておられるのかということと、あとこの魅力発信というところでもありますけれども、副知事はじめ、お魚の名刺を持っておられて、県内のお魚をPRされているというところに関してはお話をされていて、なかなか長崎県が魚が有名というか、魚のイメージがなかなかないということで、県外を回っている時にそういう実感があるということも副知事からお伺いをしているところで、このPRをどういうふうにしていくのか。なかなか水産

部だけでできることではないと思いますし、広報課、観光振興課等も含めて、横の連携を図りながらやっていかれることだとは思いうんですけれども、実際見えないというか、どういうふうな取組をしていこうとされているのか、教えてください。

【森川水産加工流通課長】 委員おっしゃいましたとおり、長崎県が水産県というふうな自負を当然私たちも持っているんですけれども、なかなか長崎が魚というふうなイメージが薄いというふうなこともございまして、今年度から、地域にたくさんいろんないいものがあるので、それらを取り上げていって、尖ったものをつくっていこうというふうな考えの下に、推し魚というふうな取組を始めたというところでございます。

今年の進捗につきましては、7月に、選定するための委員会を開きまして、選定の指針であるとか、エントリーの方法を決めまして、県内の市町から9魚種の申請がございました。その後、9月に2回目の委員会を開きまして、その中から、書類審査等を行いまして3魚種に絞り込みまして、11月に開催した3回目の委員会で各市町にプレゼンテーションを行ってもらいまして、最終審査を行っているというふうな状況でございます。

今後、推し魚を決定した後、県と関係の市町が連携したPR活動の紹介であるとか、推し魚の試食会などを内容とするようなお披露目会というものを開催しようというふうな考えにしております。お披露目会の開催内容が決定した段階で、推し魚をプレスリリースしたいというふうに考えております。

先ほど、県の魚のイメージアップというふうなお話等もございましたけれども、当然、推し

魚自体が、地域内での安定供給体制が可能であって、観光客の人にも魅力を訴求できるような魚種を選んでいくというふうなこと、押し魚選定に当たっても、その選定委員会の中には、当然PRであるとか、観光振興課であるとか、そこら辺への披露も含めて選定を行っているところでございます。

今後、押し魚が決まった後は、いろんなPRツールの作成、旅行商品の造成とか、そういうふうなものに取り組むとともに、食のにぎわいの場であるとか、各種イベントでも、観光、PR等、横の連携を深めながらPRしていきたいというふうに考えております。

【白川委員】ありがとうございます。

押し魚を市町から推薦いただいて、今、選定中ということで、お披露目会やプレスリリースもされるということですので、非常に楽しみにしたいと思いますけれども、やはり押し魚が決まってからのその先のPRというのが非常に重要になってくると思っています中で、長崎県にそれを食べに来ていただくということが重要なと思います。魚ではありませんけれども、宮崎県のマンゴーは、宮崎に食べに来て、宮崎でしか食べられないマンゴーということですか、価値を高めた高級なマンゴーというの、宮崎と言えばマンゴーというようなイメージがついているかと思っておりますけれども、長崎県でも、そういった長崎にこれを食べに来ていたいというような観光のお客様が来られるような魚と、そして場所もしっかりと創設をしていただきたいというふうに思います。

さかな祭りですとか、たくさんそういったにぎわいの創出というのは努めておられるのはわかりますけれども、県全体で、飲食業、観光業も巻き込んだ取組ということと、あとは情報発

信に関しましては、秘書・広報戦略部等との連携はどうなっていますでしょうか。SNSとか、今、様々なツールがあるかと思っておりますけれども、わかる範囲でお答えをお願いいたします。

【森川水産加工流通課長】 これまでもSNSを使ったようなPR等をしておりますけれども、今後とも、これからまた押し魚が決まっていけば、どんどん外向きに、広報とも連携しながらやっていきたいというふうに考えております。

先ほどお話しいただきましたけれども、産地にぜひその魚を食べに行きたいというふうなお客さんをたくさん増やしていきたいというふうに思っています。食べるだけでなく、何かしらの体験であるか、そういうものを組み合わせたような例えば旅行商品であるとか、そういうふうなものをつくっていければというふうに思っております。

【中村(一)委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【前田委員】 先ほど虎島委員からもありました事務事業評価の中で、水産物の海外販路開拓事業費を見直したというふうになっていますが、先ほどのやり取りで、中国がまだこれから再開ということですが、その見直しの中で、先ほども一部出ていましたけれども、新たな国や地域への販路拡大に努めるとなっていますけれども、実際どういうところが新たな国とか地域が今、道筋ができていますのかお知らせいただきたいのと、中国再開も含めてなのですが、知事とか部長がもう少しトップセールスで働きかける、長崎は総領事館もありますので、そういった動きも必要かと思っておりますけれども、まず見解を聞きたいと思っております。

【鈴木水産加工流通課企画監】 新たな国への取組でございますが、先ほども少しご説明したん

ですけれども、まず今回の事業の中の2つ目の柱であります「長崎鮮魚」につきましては、今、中国が止まっている中、せっかくできた「長崎鮮魚」をパッケージして輸出するノウハウをほかの国にという意味で、例えば韓国、香港それからタイ、こういった国に今、トライをしているところでございます。トライといいますのは、これまで中国国内に「長崎鮮魚」を輸出していた際のパートナー企業と引き続き連携をしながら、新しい第三国のそういった販路の開拓を今、進めているということでございます。

それから、「長崎鮮魚」だけではなくて、1つ目の柱でありますリーディング商品としまして、本県は養殖のクロマグロが全国一の生産量であり、なおかつ東南アジアであれば、比較の日持ちもしますので、鮮魚として輸出する大変強い武器になるということで、人気も非常に高いわけありますので、こちらにつきましても「長崎鮮魚」のパッケージの一つだけではなくて、新たな国への展開も図っていききたいというふうに考えているところでございます。

それから、トップセールスにつきましてはお尋ねでございますが、我々が輸出の拡大を図る中で、例えば、いろいろなイベントごととかいったことも場合によっては大きな効果が期待されるケースもあるかと思えます。まだ具体的に、いつ、こういう形というのはこれからかと思うのですが、必要に応じまして、県庁全体の各部局とも連携しながら、そういった販路拡大、輸出促進につながるようなイベントへのトップセールスも含めて、検討していきたいというふうに考えているところでございます。

【吉田水産部長】 トップセールスのお話、委員のご発言の中の趣旨がどちらかとちょっと悩みましたけれども、まず2国間の協議の問題につ

きましては、しっかりと政府間でやっていただく、そこは県として、国に対して要望しているという状況でございます。

それで、長崎の水産物をいかに高く海外に出していくかという取組の中で、私どもが動けることといたしまして、まず10月25日、26日、私、中国の上海に行つてまいりました。それで、これまで「長崎鮮魚」を扱っていただいております輸入会社、飲食店、流通業者の方とお会いして、まず向こうの方に、直接、解禁後の扱いについて依頼をしてきたというところでございます。

併せまして、その足でそのままタイの方にも行きまして、タイにつきましては、なかなか長崎の鮮魚があまり行っていないものですから、流通の実態すらよくわからないという中ではございましたけれども、試験的に長崎の鮮魚を生でチルドで輸送して、その流通の行程をチェックして、向こうの飲食店の方2社と、私はトップセールスでPRをしてまいりました。市場単価でありますとか、市場の動向、あと長崎から輸送してきた魚の今後の問題点、そういったところも課題把握をしながら、次のステップにつなげていきたいというところまで、認識を改めてきたところでございます。

向こうにあります日本の現地法人の方、流通業者の方も間に入ってくださいまして、仮に、長崎からこういうルートで行く時には、加工場はこの工場でとか、そういう段取りの部分も少しお話ができて、次のステップにつながったかなと思っております。

引き続き、タイミングを見ながら、私の方もしっかりと動かせていただきたいと思っております。

【前田委員】 海外に対して、今、香港、韓国、

タイミたいな話もありましたけれども、それ以外の地域についても、例えば、長崎空港はもちろんですけれども、佐賀空港とか福岡空港を活用しながら、モデル的に出す分だったら出せると思うので、ぜひもっと積極的な展開を希望したいと思います。

次に、先ほどちょっと魚市の話も出ていましたけれども、以前から私、魚市の財政の在り方、運営の在り方について、特別会計のやり繰りだけでは足りないということですとずっと発言して、検討をお願いしていたわけですが、今現在、令和6年度、一般会計からの繰入れが幾らだったのかということと、併せて令和7年度、幾ら考えているのかと。

それに答えられないにしても、以前からも言っているので重ねて言いませんけれども、今、右肩上がりに来ていたらいいけれども、そうじゃないので、あの特別会計の中で新しいことをここでやり繰りしろというのは非常に難しいと思っているので、どれぐらい検討されたのかお聞きしたいのと、その中でも、仲卸の高度衛生化、長崎魚市、どうなっているのかについて、お尋ねいたしたいと思います。

【森川水産加工流通課長】まず、魚市場の運営、県が開設する卸売市場につきましては、地方財政法に基づきまして、公営企業として特別会計で運営するように規定されまして、使用料収入で賄えない部分につきましては、国のルールに基づいて、一般会計からの繰入金で補填しているというような状況になります。

令和6年度の繰入金の予算ですけれども、5,768万9,000円となっております。令和7年度要求額は、今手元にないんですけれども、大体同じような額になろうかと思っています。

魚市場のメンテナンスについては、この特別

会計の中で、安全第一に、水揚げ関係であるとか、利用者の利便性等を考慮しながら、適宜、修繕を行うというふうな状況でございます。

一般会計からの繰入金なんですけれども、これは国から基準が示されておりまして、その基準内で補填しているといった状況で、令和6年度は、先ほど申しましたけれども、5,700万円程度というふうになっております。

それから、仲卸の高度衛生化につきましては、荷さばき所の高度衛生化が今年度末で完了する予定となっております。トラックの発送ターミナルとか、仲卸売り場棟など、魚市場内に分散しておりまして、動線も輻輳しておりまして、非常に非効率な流通体制になっているというふうな状況でございます。県といたしましては、水揚げから市場を出ていくまでの一貫した高度衛生化が必要と考えておりまして、老朽化している仲卸売り場に加え、狭隘化した発送ターミナルの機能を集約、統合した新たな高度衛生化施設の整備を検討するとともに、これをこの施設が補助対象にならないかというふうなことで水産庁と協議をしているといった状況でございます。

【前田委員】協議が少しずつ前に進んでいるという話は聞いていますけれども、高度衛生化をするという意味では出口までですから、しっかりやってほしいのと、中を見ておわかりのとおり、仲卸の業者数はかなり減っていますので、そこに負担しろと言ってもなかなか難しいのかなと思っていて、今、繰り入れの基準が国があると言いましたけれども、その基準の中で目いっぱい出しているんですか。出しているとするならそれでいいけれども、そもそもの基準自体の見直しを国に対して求めていただきたいということを要望しておきたいと思います。

いずれにしても、大きな施設だけじゃなくて、中を歩いてみてください。屋根とかもろもろ含めて、補修してほしいところはたくさんあります。でも、それができていない現状にあるということをよくよくご理解いただきたいと思っています。

白川委員からも少しありましたけれども、食の賑わい創出プロジェクトの中で、これは今、「未来大国」の中にも組み込まれていて、農林部と文化観光国際部等々と連携してやろうと思っているんですけれども、県下の水産の状況を見た時に、特に私は長崎市なので長崎市に限って言えば、やっぱりにぎわいの場というのは要ると思うんですよね。それはこれから前向きに取り組んでもらうとして、いつぐらいを想定しているのですか。どうもお聞きするところでは、元船の10年後ぐらいを見ているという話もありますけれども、水産部として、インバウンドも含めて、魚を売るとか、食べてもらう、必要なんだという認識に立ってほしいと思うんですが、その認識はあると思いますけれども、改めて部長、この件について、10年後という話ではなくて、もうちょっと直近見て、県有地であつたり、市有地、そこを提供しながら民間事業者がやれるということであればやらせてほしいと思うんですけれども、所見をいただきたいと思っています。

【吉田水産部長】長崎市内におきます、にぎわいの場の創出につきまして、民間事業者の方が様々な検討をいただいております、そういう動きに対しまして、水産部としては、まず非常にありがたいと思っております。

ただ、実際、ハードなり何かを造る時には、それぞれの土地の使用であつたり、まちづくりの問題、許認可関係もあつたり、長崎市さんに

とっても大きな問題がいろいろ出てくるかもしれません。ただ、水産部としては、このまちの中心街に魚の売り場は必要ということで、そういう水産物を売りたいというお声がかかれば、しっかりとそのお話を受け止めて、関係部局集めて情報を共有して、議論に上げてもらうように動きをしていると、そういうスタンスでございます。私の立場から何年後とかと言う立場にはございませんけれども、水産部としては、常にその点については前向きでございます。

【前田委員】漏れ聞くとところでは、まちづくりの中で、10年後の元船地区という想定をしているというふうには聞いているけれども、それでは遅いんだという認識だけをぜひしておいてもらいたいと思っています。

最後にします。漁場の整備の関係で質問したいと思いますけれども、いろいろあるんですけれども、絞って、燃油や各種資材の高騰とか、高齢者対策なども踏まえた漁場整備ということで、コスト削減、操業の確保などが可能な近場での漁場整備が有効と該当する団体は考えていて、共同漁業権内における魚礁整備は、基本的に、これまで市町が実施し、大型魚礁は共同漁業権外で整備されていたので、市町の財政力や技術及び前述のことを踏まえ、県と市町を組み合わせた広域的な取組の一環として、共同漁業権を含めた近場での県、市町連携による魚礁の整備に関し、今後実施していただくということで、我が党も要望来ていますけれども、重々この中身はご承知していると思うので、まずこのことについての考え方と、併せてもう一つ、磯焼け対策の中で、これも県もしっかり頑張るといって取り組んでもらっていますけれども、Jブルークレジットの認証の促進とそのための支援ということを求めていますけれども、この

ことについて、仕組みと、その促進に向けて県としてはどう取り組むかについて、ご答弁いただきたいと思います。

【松本漁港漁場課企画監】 お尋ね、2点ございました。

まず、1点目ですけれども、共同漁業権、これまでは漁場の整備につきましては、地先の共同漁業権、あるいは市町の前浜につきましては市町が整備、それ以外の沖合、それ以外の区域については県が整備するという分け方といえますか、整備の役割分担をしていました。

しかしながら、委員おっしゃったとおり、今後、高齢化が進む、あるいは漁業者が減少するといった中で、沿岸近接の漁場を整備していくというのは、沿岸漁業の継続に大変必要だと我々も考えておりますので、今後、市町とどういうふうな形で連携して沿岸域に漁場を整備するか、これに関しましては、費用の負担も含めて、越えるべきハードルもございますので、市町とは十分協議をしながら、どういう役割分担あるいは連携ができるかというのを検討してまいりたいと考えています。

もう一点、カーボンクレジットのお尋ねでございます。カーボンクレジットにつきましては、今年度から、県として、県下全域の藻場あるいは漁港に関してのカーボンクレジットの申請に取り組むということで、今年度、事業に着手しております。早ければ、来年度には、まず第1回目の申請が可能になる可能性があるということをごまぜお伝えしたいと思ひます。

それと、市町、あるいはどういふふうに広げていくかということに関しましては、その今年度着手した事業の中で、いろいろな藻場の分布の知見であるとか、あるいは手続きに関する知見を県が取得してまいりますので、そういっ

た知見を団体も含めてお伝えしながら、さらなるクレジットの取得についての促し方をしていきたいと考えております。

【前田委員】 丁寧な答弁をありがとうございます。

カーボンクレジットの話は、一般の方ももちろんですけれども、漁協とかの方々も、まだまだ十分なご理解は多分できていないと思ひていて、その裏づけとして、藻場の回復の要望の中で、ブルーカーボンの取組というところの要望というのは出てきていないんですよ。

含めてなんですけれども、今年の6月に団体の方々が、県内の33漁協に、漁場整備と藻場回復と海洋ごみについての聴き取りをやっていますので、多分、資料はお届けできると思ひますけれども、こういう浜の声も十分に考慮していただきながら、来年度の予算、施策の推進に向けて組み込んでいただくことを要望して、私の方から質問を終わります。

【中村(一)委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【瀬川委員】 前田委員の質問に関連するのですが、昨年8月、原子力発電所からのALPS処理水の海洋放出を理由として、中国は、日本の水産物を全面的に禁止というふうになった。1年以上たって、最初の厳しい状況がちょっと和らいだかに感じております。

直後も私、知事には、外交はできないけれども、日中友好として今まで長年友好的な活動をやってきた、その長崎県の知事として、特別に長崎県産の海産物を何とか入れてくれと頼める位置関係にあるはずだと、こう私は進言をしてきた。だから、外交で解決はしなければならない問題だとは思ひますが、我々長崎県は、日中友好の事業、活動の一環として、全国に先駆け

て長崎県の水産物を何とか輸出させてくれ、あるいは長崎県の水産物を、例えば中国の上海なら上海で、イベントを含めて開催させてくれというようなことを頼むことはできると思うんですよ。話をすることができると思う。だから、以前、私は知事に、そういう申入れをしたことがあります。

繰り返しになりますが、今、若干そういった環境が変わっているような感じがする。そこを行政の皆様方が内部で判断をして、内部から知事に進言をしていただくことが必要ではないかと、私はそう思っている。これが成功すると、全国で初めての試みですから、ものすごく注目が集まる。ましてや、これが成功すれば、日本全土の海産物がまた以前と同じように中国に輸出することができる。そういった努力をすべきじゃないかと、私は個人的にはそう思っているんです。どうですか。

【吉田水産部長】 瀬川委員からは、以前も一般質問でそのお話を承りました。私ども行政としては、やはり外交の部分では外交で、機会あるごとに知事、副知事の方から総領事館の方には、同じ海、つながっている海の中で同じように揚がった魚なのだというお話は、お伝えはいつもしていただいているところでございますが、やはり解決するのは国の方かと思っております。

ただ、私ども、先日伺ったのも、3.11の際も、放射能検査が義務化されて、いろんな証明書関係が増えて、長崎県、長崎市の保健所で、魚市場、全体で長崎方式というスキームをつくって、鮮魚類を最初に中国に輸出できたのは長崎県なんです。ですので今回につきましても、再開した暁には、長崎の魚が最初に行けるように、その点について、今、関係者といろんな議論をしているところでございます。そういうことで、

よろしく願いいたします。

【瀬川委員】 重ねて申し訳ないのですが、再開した暁には、じゃなくて、再開させるきっかけを長崎県がやってもらいたいという思いを重ねて申し上げておきます。

もう一つ、土木の方で、国土交通省の数字からちょっと漏れ伝わってきた情報によると、来年度、令和7年度は予算が減るらしいということなんですが、水産部の方では、そういった水産部関係の予算というのは、従来どおりといえますか、どちらかというと安心して見ていい状況ですか。もし情報がわかっておられたら、お聞かせください。

【吉田水産部長】 水産庁におきましては、日本の安全保障政策の中で、食料産業、そこをしっかりと守っていくという姿勢の中で、予算もしっかり取っていただいていると思っております。現時点で、私どもには、しっかり例年どおり予算を獲得していただけるものと認識しております。

【中村(一)委員長】 ほかに、質問はありませんか。

【近藤委員】 すみません、一番気になっているのが、長崎も前はイカの水揚げがすごかったと思うんですけれども、去年、今年ぐらいの水揚げの量がどういうふうに変化しているか、教えていただけないでしょうか。

【村瀬漁業振興課企画監】 長崎県におけるスルメイカの水揚げ量ですけれども、令和4年が1,706トンになります。令和3年が3,768トン、令和2年が3,741トンと、近年、減少傾向にあります。

【近藤委員】 イカの減少はずっと何年前かから続いているんですけれども、壱岐とか対馬はイカ釣りの船団が結構あったと思うんです。そう

いう船団の状況が今どういうふうになっているのか、わかるだけでもいいですけれども、教えてもらえないでしょうか。

【松尾漁業振興課長】イカの関係は許可制になっていまして、知事許可が出ています。許可の実態としましては、県内に583許可ありまして、多いところは、船団というか、許可の出方なんですけれども、県北地区が185件、五島地区が54件、壱岐地区が97件、対馬地区が231件ということで、離島地区、県北地区に多いというふうな状況があります。

【近藤委員】多分、イカ釣りという形で今までずっと仕事をしていた方々が、今、一番つらい現状にあるんじゃないかと思うんです。これは組合とか、いろんな形で漁獲量をしっかり把握した中で、何か手当てができないのかとか、そういうものを県の方で少し考えながら、枠がどんどん減っていかないように、しっかり見ておっていただければと思います。これは要望です。

それともう一つ、マグロの子、シビの漁獲量がかなり量産できていると思うんです。数字が上がっていると思うんですけれども、はえ縄漁がなかなか何年前からですか、ずっと苦労していたんですけれども、はえ縄としての漁獲がしっかりできる範囲にあるのかどうか、県ではどういうふうなことで考えているのか、教えてもらえますか。

【村瀬漁業振興課企画監】クロマグロの30キロ未満がシビになると思うんですけれども、昨日、令和7管理年度のTACに関する意見交換会というのが開催されて、本県に対する配分量の案も示されたところです。今まで、小型魚につきましては720トンぐらいの当初配分がございました。今回、WCPFCでも増枠されまして、本県への配分が、今度151トン増えて879.9トン

とされており、増えたので喜ばしいところではあるんですけれども、もともとが小型魚が半減という厳しい措置があっていますので、昔は1,000トン以上小型魚が捕れた時代もありますので、今後も引き続き、国に対しては、増枠をしていただけるよう強く求めていきたいと考えております。

【近藤委員】私がさっき言ったのは、それは長崎の枠があります。その枠の分け方です。網で捕るのか、ひき縄で捕るのかと、そのすみ分けというのか、それでひき縄で今まで五島、対馬とか、生活していた人たちがいるはずですよ。それが何年か前に、今、山本参議院議員が対馬の現状を、自分はブリを釣りにいったんだけど、マグロが食ったと。マグロが食ったら、そのマグロをそのまま放して逃がさんばいかん、こういう現状をどう思いますかと一回委員会の中でやったことがあるんです。だから、はえ縄、釣る、そういう現状で、釣りと網との枠はできていないのか、そういうものをどう考えているのかというのをお尋ねします。

【松田水産部政策監】委員ご質問の釣り、枠自体は長崎県の中で、「漁船漁業」という言葉なんですけれども、いわゆる釣りを中心とする枠と、それから定置網の2つに分けて、なおかつ海区ごとに、長崎県のクロマグロの小型魚、大型魚それぞれ数量を配分しているところでございます。

【近藤委員】その数量の分け方、そこが一番大事だと思うので、ひき縄の人たちも一生懸命生活かけてやっています。定置網も、一生懸命入ってきた魚をやるんですけれども、その範囲内のすみ分けというのを、県の方がこれはできる仕事だと思いますので、しっかりよろしくお願いします。

【松田水産部政策監】 昨日、水産庁から、配分の会議の中で、予算の関係もちょうと説明があつて、まだ補正予算なので確定はしていないのですが、小型魚、大型魚、それぞれ捕る人がいるので、ただ全体としては、なるべく小型魚の漁獲量を増大させないようにしようという大きな流れがあるので、その中で、小型魚を捕る人、それから大型魚を捕る人にもメリットがあるような予算措置を考えているということなので、県としても、地元のご意向も踏まえながら、そういう予算を使いながら、いろいろ検討していきたいと思います。

【近藤委員】 ぜひ、よろしくお願いします。

【中村(一)委員長】 ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ほかに質問がないようですので、水産部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 零時 3分 休憩 —

— 午後 零時 3分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、水産部関係の審査を終了いたします。

明日は、午前10時から委員会を再開し、農林部関係の審査を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

— 午後 零時 4分 散会 —

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年12月11日

自 午前 9時58分
至 午後 2時 5分
於 委員会室 4

農山村振興課長	居村 正博 君
農業経営課長	酒井 浩 君
農産園芸課長	山下 裕樹 君
農産加工流通課長	村上慎一郎 君
畜産課長（参事監）	富永 祥弘 君
農村整備課長	吉田 好広 君
諫早湾干拓課長	安達 有生 君
林政課長（参事監）	永田 明広 君
森林整備室長	松尾 尚洋 君
農林技術開発センター所長	長門 潤 君

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長）	中村 一三 君
副委員長（副会長）	山村 健志 君
委 員	溝口芙美雄 君
〃	瀬川 光之 君
〃	山口 初實 君
〃	前田 哲也 君
〃	近藤 智昭 君
〃	堤 典子 君
〃	大倉 聡 君
〃	白川 鮎美 君
〃	虎島 泰洋 君

産業労働部長 宮地 智弘 君

水産部長 吉田 誠 君

3、欠席委員の氏名

な し

4、委員外出席議員の氏名

な し

5、県側出席者の氏名

農 林 部 長	渋谷 隆秀 君
農 林 部 政 策 監 （農村整備事業・ 諫早湾干拓担当）	高石 洋行 君
農 林 部 次 長	松田 武文 君
農 林 部 次 長	原田 幸勝 君
農 政 課 長	峰松 妙佳 君
農業イノベーション推進室長	三溝 孝司 君
団体検査指導室長	高橋 哲 君

6、審査の経過次のとおり

— 午前 9時58分 開議 —

【中村(一)委員長】 おはようございます。

委員会及び分科会を再開いたします。

これより、農林部関係の審査を行います。

【中村(一)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

農林部長より、予算議案の説明を求めます。

【渋谷農林部長】 おはようございます。

農林部関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」の農林部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第93号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第4号）」のうち関係部分であります。

歳入予算は合計で5,465万5,000円の増、歳出予算は合計で5,035万2,000円の減となっております。

ります。

次に、補正予算の内容についてご説明いたします。

（職員給与費について）

農林部職員の給与費について、既定予算の過不足の調整として、3ページになりますが、合計で1億1,001万2,000円の減を計上いたしております。

（農地中間管理機構事業促進対策費について）

担い手への農地の集積・集約化を促進するため、農地集積に取り組む地域に対する機構集積協力金の交付に要する経費として、農地中間管理機構事業促進対策費6,066万円の増を計上いたしております。

（繰越明許費について）

繰越明許費については、入札不調により年度内に適切な工期が確保できないことから、土地改良費4,920万円を設定しようとするものであります。

また、9月補正予算において設定した繰越明許費について、入札不調により年度内に適切な工期が確保できないことから、繰越明許費を追加することとし、治山費9,660万円に変更しようとするものであります。

（債務負担行為について）

1、農林行政機器等保守業務に要する経費の債務負担の限度額に、県と市町等において森林情報を共有化する長崎県森林クラウドシステム管理保守業務に係る令和7年度に要する経費を追加するため、110万円を措置するものであります。

2、経営体育成基盤整備費は、大野地区における令和7年度から8年度までの工事請負契約に係る支払額の債務負担として、1億7,000万円を措置するものであります。

3、森林ボランティア支援センター運営業務は、令和7年4月1日から実施が必要な森林ボランティア支援センターにおける関係団体等の相談窓口業務に令和7年度から8年度までに要する経費の債務負担として、5,000万円を措置するものであります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 次に、農業経営課長より補足説明を求めます。

【酒井農業経営課長】 農業経営課関係事業について補足説明をさせていただきます。

「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料」の2ページをお開きください。

農地中間管理機構事業促進対策費として、予算額6,066万円を計上しております。

3ページをお願いします。

本事業は、農地中間管理機構を活用して、担い手への農地の集積・集約化を加速するため、農地バンクに対して、一定割合以上農地を貸し付けた地域及び農地の団地化に取り組む地域に対して、協力金、奨励金を交付するものであり、財源は全額国庫補助金であります。

例年の実績等に基づき、当初予算にて全体予算額3億6,690万8,000円のうち、機構集積協力金交付事業分として9,934万円を計上しておりましたが、各市町における地域計画策定のための協議の場での話し合いの中で、担い手への農地の集積・集約化が促進されたことから、最終的に要望額が1億6,000万円となり、当初予算を上回ったため、今回計上したものであります。

説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

す。

【中村(一)分科会長】 次に、農政課長より、補足説明を求めます。

【峰松農政課長】 おはようございます。

農林部関係の繰越明許費について、ご説明をいたします。

「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料 繰越事業理由別調書」の2ページをご覧ください。

今回計上しておりますのは、上の繰越理由別に整理した表の左から3列目の項目、今回計上欄の下段、計に記載の3件、9,330万円であり、9月議会で承認いただきました額と合わせますと、合計で5件、1億9,160万円となっております。

今回計上しております3件の繰越理由といたしましては、全て⑤その他の理由によるものであり、入札不落等により、年度内の適正な工期が確保できないため、繰越を行うものでございます。

また、3ページに経営体育成基盤整備費、4ページに予防治山費につきまして、それぞれの事業別内訳として、繰越箇所や事業概要等を記載しております。

今後は、残る事業の早期完成に向けまして、最大限努力してまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

【中村(一)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【前田委員】 おはようございます。

この農地中間管理機構の増額の分は、今、説明を聞きましたけれども、結局、面積にしてどれくらい当初予算と比較した時に増えたのかと

いうのをお知らせいただきたいのと、併せて、入札の不落・不調による繰越ですけれども、今ご説明いただきましたが、結局これは年度の中で総件数があつた中での、9月議会と今議会の中での繰越ですね。それというのは、結局、不調・不落は単価が合わないということ、積算が合わないということなのですか。それとも、時期的な発注の中で消化できないということによる不調・不落なんですか。そこを改善しないと、また来年度も、当然、積算が合わないんだよということであれば同じように繰越が出てくる可能性があるので、確認だけさせてください。

【酒井農業経営課長】 今、委員からご質問がございました面積についてでございますが、当初計画しておりましたのが、協力金の方で305ヘクタール程度ということで計画をしておりました、これが最終的に、今回の補正で予定しております面積が495ヘクタールということで、190ヘクタール分ほど不足していたと。

あと、集約化奨励金の方ですけれども、当初は38ヘクタールを予定しておりましたが、その後の要望地を取りまとめましたら58ヘクタールほどの要望が出てきたということで、20ヘクタール分が不足しておりましたので計上させていただいた次第でございます。

【吉田農村整備課長】 経営体育成基盤整備事業に係る不調・不落の件についてでございますが、今回の大野地区の基盤整備につきましては、6月27日に一般競争入札で行ったところでありまして、1者応札がございました。その中で、落札の範囲にも入ってはいたのですが、契約を行う前に、その業者の方が現在受注している工事の技術者を配置しなければいけないんですが、その工事が工期延期になってしまったことから、予定をしていた技術者を配置することができな

いということによって、契約をすることができなかったということでございます。このため、建設業協会とも意見交換を行いながら、入札時期等を調整して、話し合いをすることによって、今回、1月ぐらいであれば何とか数社の技術員があくことができるということもございましたので、今議会でご承認をいただいて、1月に入札を再度行うようにしております。

【瀬川委員】 議案外でもと思ったんですが、前田委員が質疑されたので関連して質問しますが、1者応札があったということですよ。これはかねてより指摘といいますか、課題として思っていたのが、例えば土木部が発注する物件と農林部が発注する物件とでは、やはり事業者の利益確保といいますか、適正価格という観点から見ても、なかなか農林部の方は難しいと。極端に言ったら、単価が低いというようなことを聞く機会もあったんですよ。これはなぜかという、やはり受益者負担の問題が最大あるんだと。1億円の工事をする時には1,000万なり幾らなりという受益者の負担が発生するので、できるだけ工事費用を抑えるために、その分事業者は利益が取れなくなるというようなことではないかと推測をするわけですけども。

そこで、今年でしたか、森山幹事長とも話す機会があって、それは承知していると。何とかせんといかんというようなこともおっしゃっていただきました。要は、受益者負担をどうするかということになってくるので、その部分を何とか調整するような判断をしてみたらどうかと思うわけですね。単に上げたら受益者負担がその分上がってくるので、その辺を国と県と市町、そういったところで、団体も含めて協議をしていく必要があるんじゃないかと思うんですが、どうですか。

【吉田農村整備課長】 委員おっしゃるように、土地改良事業、我々が行っている農業農村整備事業は、当然のことながら受益者負担というのがございます。こういう中で、数十年前と比較をすると、農家が直接負担するお金につきましては、大分負担軽減できる措置がございます。例えば、農地の基盤整備事業であれば、担い手への農地集積の集積割合に応じて、促進費というのが事業完了後に別途活用することができまして、この負担につきましては国と県と市町が負担することによって、農家さんの繰上償還の分に対して充当できるという制度がございます。

一方、ため池につきましても、令和2年10月に施行されました「ため池工事特措法」、防災重点ため池を重点的に整備するという法律がございます。この中で、受益者負担については求めないというところがございますので、かなり以前に比べれば農家さんの負担軽減に対する措置につきましても、国も県も市町も大分改善というか、助成するようにはなっているところですよ。

そういう中で、土木部と比較しての歩留まりが悪いというところにつきましては、私たちも十分承知しておりまして、これまで国の方と県内の建設業協会との意見交換を、これまで令和3年度から3回開催して、直接建設業界の意見を我々が受けて、国も交えて意見交換する中で、そういう経過を踏まえて諸経費の改善とか、歩掛りの改善につきましても、ご意見をいただきながら、国におかれても対応していただいているところでございます。

できるだけ私たちも現場の実態にそぐうように見積もりを徴して積算をするなど、改善に努めてまいりたいと思っております。

【堤委員】 農地中間管理機構事業促進対策費、

補正のところですけれども、仕組みを十分理解しているとはちょっと言えないなと思っているんですが、この地域集積協力金ですが、農地集積に取り組む地域を支援するというので、今回、補正が上がっているわけですが、議案外の方に施策の進捗状況評価（KPI）で、17ページですか、農地集積面積で2万685ヘクタールを達成というのがあるわけですが、こういった協力金などでの取組を進めたことも、この農地集積面積の2万ヘクタール以上の達成につながったと、そういう理解でよろしいのでしょうか。

【酒井農業経営課長】担い手への農地集積につきましては、この中間管理事業を活用して我々は推進しているところでございまして、堤委員ご指摘のとおり、この事業の活用が進んだことで集積が進んだということであります。

【堤委員】わかりました。そういう理解でいいということですね。

それで、今回の協力金の活用率の区分があるわけですが、事前のやり取りをした中で、以前はもっと活用率が低い区分があったとか、あるいは、だんだんそれが上がってきているというようなお話を伺ったんですが、来年度以降はもっと上がるというか、上の方の割合が高いところしか交付されないような仕組みになっていくようなお話を伺ったんですが、そのところはどのようなふうになっているのか説明をお願いします。

【酒井農業経営課長】次年度の概算要求が、先般国から発表がございまして、その中で、次年度の農地集積協力金につきましては、この説明資料の3ページの左側の下の表でございまして、区分の4、一般地域であれば80%以上、中山間地域であれば50%以上、この一番高いところの

部分しか対象にならないという仕組みに変わるということでございます。

【堤委員】来年度は80%以上、区分4、一般地域だったら80%以上ですね。区分4しか対象にならないというお話ですが、だんだんに集積が進んできているために、こういうふうに引き上がるのか。それとも、何かほかに理由があるのでしょうか。

【酒井農業経営課長】まず、申し訳ありません、区分4以上ですね。ですので、区分5も当然対象になるということで訂正をさせていただきたいと思います。

それと、来年度の変更の理由でございまして、今、農地の貸し借りにつきましては、この農地中間管理事業と経営基盤強化促進法に基づく相対の貸し借り、農地法の貸し借りの3パターンで農地の貸借ができるわけですが、その基盤強化促進法に基づく相対の貸借というのが来年からなくなりまして、基本、農地の貸借についてはこの農地中間管理事業を活用するというような制度に変わるようになっております。農地法に基づく分は残るんですが、大部分がこの農地中間管理機構を使うということで法定化されましたので、今まで中間管理事業を使いましょうということで、この協力金という形で施策が打たれてきたわけですが、もう来年度以降は、基本、中間管理事業を使うのが当たり前になってくることがございまして、この区分自体が一番高いところしか対象にならないという国の方針が出されているところでございます。

【堤委員】相対の部分がなくなるのでというご説明でした。すみません、私の理解はちょっとあんまり。この相対がなくなるので、法定化されるので、この中間管理機構だけが残って、農

地法の方はあるけれどもと、残ってそれで引き上げられるというのが、すみません、私がよくわかってないのでご説明をお願いします。

【酒井農業経営課長】説明が不足しておりました。すみません。

今、農地の貸し借りをしようと思った時には、農地中間管理事業と、先ほども申し上げました経営基盤強化促進法に基づく貸し借り、そして農地法、3つの選択肢がございまして、基本、農地中間管理事業と経営基盤強化促進法の2つのうち、どちらかを農家の貸し手、借り手が選択します。どちらかといいますと、今は経営基盤強化促進法の利用が多いという状況でございます。

そういった中で、国の方で今一番使われている経営基盤強化促進法の相対の制度をなくして、もう全てを農地中間管理事業の方にもってくるということでございます。

ですので、今は幾つか選択肢がある中で、中間管理事業を使いましょうという推進を図っておりまして、その推進のために協力金という形で施策が打たれているということでございますが、来年度以降は、選択肢がもうそれしかないということでございますので、協力金というよりも集積を進めるための部分だけをしっかりと残すような施策に変わるということでございます。

【堤委員】わかりました。今は、地域集積協力を、促進するために、活用率は低くても交付されているけれども、もう一つの利用が多い方がなくなってしまうので、こちらになるということですかね。わかりました。ありがとうございます。

【中村(一)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】ほかに、質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】討論がないようですので、これをもって、討論を終了いたします。

第93議案のうち関係部分に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第93号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、第93号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【中村(一)委員長】次に、委員会による審査を行います。

農林部においては、今回、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、提出資料についての説明を受け、陳情審査、議案外所管事務一般についての質問を行うことといたします。

それでは、農林部長より所管事項説明を求めます。

【渋谷農林部長】農林部関係の議案外の主な所管事項について、ご説明いたします。

「農水経済委員会関係説明資料 農林部」及び同資料の追加1及び追加2、追加3を併せてご覧ください。

今回、ご報告いたしますのは、令和7年度の主要施策、サンフランシスコにおけるトップセールス等について、長崎みかん（早生温州）初売りイベントについて、長崎四季畑の認証商品の決定について、長崎・食の賑わい創出プロジェクトの進捗について、鳥インフルエンザ対策

について、糸桜系県有種雄牛「姫晴久」号の現場後代検定成績について、諫早湾干拓農地の利用権設定について、平戸市高越町における山腹崩壊について、事務事業評価の実施について、研究事業評価について、「長崎県総合計画チェンジ&チャレンジ2025」等の進捗状況についてであります。そのうち主な事項につきまして、ご報告いたします。

まず、農水経済委員会関係説明資料（追加1）の2ページ目をご覧ください。

（令和7年度の主要施策）

令和7年度の予算編成に向けて「令和7年度長崎県の主要施策（素案）」を策定いたしました。これは、計画期間の最終年度を迎える長崎県総合計画の総仕上げと、新しい長崎県づくりのビジョンが目指す「未来大国」の実現に向けて、令和7年度に重点的に取り組もうとする施策について、新規事業を中心にお示ししたものであります。このうち、農林部局の予算編成における基本方針及び主要事業についてご説明いたします。

農林部では、「新しい長崎県づくりのビジョン」の実現に向け、誰もが本県の食を買って味わえる「食の賑わいの場」の創出に向けた実証を実施してまいります。

また、長崎県総合計画の最終年度にあたることから、「快適で儲かる農林業・快適で暮らしやすい農山村」の実現に向けた各種施策を一層推進してまいります。

具体的には、まず、激甚化・頻発化する災害や気候変動に強い産地づくり、労力不足に対応した農山村集落の環境保全活動や農作業のアウトソーシング化の推進、地域の特性に応じたスマート農林業及びグリーン農業技術の確立や人材育成など、環境変化に対応した持続可能な生

産体制の構築に取り組んでまいります。

また、リースハウスの整備などの受入態勢の強化によるUIターン等の新規就農者の増大、認定農業者の経営力向上、農地の集約化等、産地・集落を支える経営力の高い担い手の確保・育成に取り組んでまいります。

さらに、「食の賑わいの場」創出に向けた拠点づくりの試行、輸出拡大に向けたプロモーションや産地形成、アグリビジネスの拡大など、国内外における流通・販路の拡大に取り組んでまいります。

なお、令和7年度当初予算に係る予算要求状況につきましても、併せて公表を行ったところであります。

これらの事業につきましては、県議会からのご意見などを十分踏まえながら、予算編成の中で更に検討を加えてまいりたいと考えております。

次に、農水経済委員会関係説明資料の2ページ目、上段をご覧ください。

（サンフランシスコにおけるトップセールス等について）

去る10月31日、本県農産物等のさらなる輸出促進を図るため、大石知事をはじめ、徳永県議会議長ほか、5名の県議会議員の皆様とともにサンフランシスコの長崎和牛指定店である食肉卸売業者を訪問しました。

今回の訪問では、現地食肉小売店に対する長崎和牛指定店の認定証交付をはじめ、現地飲食店や酒卸売業者等を招いて、知事による長崎和牛や県産酒等についてのプレゼンテーションと、肩ロースを使ったしゃぶしゃぶと県産酒をペアリングしたメニューなどの試食・試飲を行ったほか、長崎県総合プロモーションとして、ハリウッド関係者等を招き、長崎和牛のローストビ

ーフや長崎県産抹茶を使ったデザート、県産玉緑茶を提供するなど、県産品の多彩な魅力を発信したところです。

今回の県と県議会が連携して取り組んだトップセールスにより、現地商社との信頼関係をさらに深めることができ、本県農産物等の認知度向上や、今後の本県産地からの輸出拡大につながるものと考えており、こうした取組を通して、農産物の輸出拡大、本県農業者の所得向上につなげてまいります。

続いて、同じく2ページ目下段をご覧ください。

（長崎みかん「早生温州」初売りイベントについて）

去る11月1日、東京都大田市場において、本県産長崎みかん「早生温州」の出荷開始にあわせ、全国農業協同組合連合会長崎県本部の主催により、長崎みかんの銘柄向上と買参人へのPR及び販売促進を目的として、「長崎みかん初売りイベント」が、開催されました。

当日は、浦副知事や生産者代表、各JA組合長や、市場関係者などの出席のもと、副知事によるトップセールスや長崎みかんのサンプル配布等が行われ、盛会のうちに終了いたしました。

今年のみかんの生産状況は、夏の猛暑や降雨が少ない天候の影響により小玉中心の出荷となったものの、生産者の皆様のご努力により糖度が高く例年以上の品質であるとお聞きしております。11月6日現在、長崎みかんの販売単価は1キログラムあたり389円と、前年に比べ19%高い金額で取引されており、今回の取組により市場関係者に対し、しっかりPRすることができたものと考えております。

県といたしましては、引き続き関係団体と一丸となって、長崎みかんの一層の品質向上と安

定出荷、併せてPR等にも取り組み、本県農業者の所得向上につなげてまいります。

最後に、「農水経済委員会関係説明資料（追加2）」の2ページ目をご覧ください。

（長崎四季畑の認証商品の決定について）

長崎県ブランド農産加工品認証制度「長崎四季畑」については、県産農産物の活用促進並びに農林業者、食品事業者の所得向上・農山村地域の活性化を図るため、平成24年度から県産農産物を原材料として製造・販売している優れた農産加工品を県が認証し、商品のPRや販売支援に取り組んでおります。

令和6年度は、新規の16商品及び認証期間3年を経過する更新分53商品の申請があり、去る11月22日に学識経験者等で構成する総合審査会を開催し、味覚、長崎県らしさ、商品力等の視点から厳正な審査を実施した結果、新規の6商品及び更新の53商品が選定され、来年1月に認証式を行うこととしております。これにより、「長崎四季畑」の認証数は、既認証数と合わせて計135商品となります。

認証商品については、購入できる場所を掲載した「長崎四季畑」リーフレットを作成し、県内販売店や公共施設等へ配布するほか、県内外の販売店や各種イベント等におけるフェアの開催、商談会への誘導等を行うなど、「長崎四季畑」のさらなる認知度向上や販売促進に取り組んでまいります。

その他の事項の内容につきましては、記載のとおりであります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【中村(一)委員長】 次に、提出のあった「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について説明を求めます。

【峰松農政課長】「政策等決定過程の透明性等の確保及び県議会・議員との協議等の拡充に関する決議」に基づきまして、本委員会に提出いたしました農林部関係の資料についてご説明をいたします。

農水経済委員会提出資料、農林部の2ページをご覧ください。

補助金内示の一覧表につきまして、令和6年9月から10月までの実績について記載をしております。

まず、直接補助金につきましては、2ページから5ページに記載しております、中山間地域デジタル化支援事業費補助金など34件でございます。

また、間接補助金につきましては、6ページから8ページに記載をしております、ながさき農林業・農山村構造改善加速化事業補助金など31件であり、直接補助金と間接補助金の合計は65件でございます。

続きまして、資料9ページをご覧ください。

1,000万円以上の契約状況につきまして、令和6年9月から10月までの実績を記載しております。

まず、公共事業以外につきましては、9ページに記載の諫早湾地区堤体除草工事など2件であり、それらの入札結果一覧表を10ページから11ページに添付をしております。

また、公共事業に係る委託につきましては、12ページに記載の8件であり、それらの委託に関する入札結果一覧表を13ページから18ページに添付をしております。

次に、19ページをお開きください。

公共事業に係る工事につきましては、19ページから20ページに記載の48件であり、その入札結果一覧表を21ページから103ページに添付を

しております。

続きまして、資料104ページをご覧ください。

陳情・要望に対する対応状況でございますが、知事及び部局長に対する陳情・要望のうち、令和6年9月から10月までの間に県議会議長宛へにも同様の要望が行われたものに関しまして、104ページから131ページに県の対応を記載しております。

最後に、資料132ページをご覧ください。

附属機関等会議結果報告につきまして、令和6年9月から10月までの実績は1件であり、その内容につきましては、133ページに記載のとおりでございます。

なお、別紙といたしまして、営繕課及び物品管理室で実施しております集中契約のうち、農林部関係の1,000万円以上の契約案件について、参考資料として配付いたしております。

以上で報告を終わります。

【中村(一)委員長】 以上で説明が終わりました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。審査対象の陳情番号は、42、46、49、52、53であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、議案外所管事務一般に対する質問を行います。

まず、「政策等決定過程の透明性等の確保などに関する資料」について、ご質問はありませんか。

【前田委員】 今、課長から説明があった中で、

間接補助の中の環境保全型農業直接支払交付金、直接補助対象は各市町ということで、農業イノベーション推進室が所管になっていますけれども、こう見させてもらうと、内示額に市町ごとに大きな差がありますよね。当然、各市町ごとに産業振興における農業が占める割合も違うでしょうし、イノベーション推進室の対象となるような作物というのか、それが進んでいる、進んでないはあろうかと思うんだけど、せっかくいい制度がありながら、これだけ市町ごとに内示額、これはあくまで9月から10月だからですが、年間通して想像するに、多分市町で大きく差が出ているんだろうなと思う時に、やっぱり利用が進んでないところは、なぜ利用が進まないのか、どうやったら推進していくのかというのを、これは市町とも協議しながら進めていくべきだと思うんですが、これだけ内示額に差があるということについて、どういう所見を持っているのかお尋ねしたいと思います。

【三溝農業イノベーション推進室長】環境保全型農業直接支払交付金についてですが、この交付金につきましては農産物の化学肥料、それから化学農薬の使用を、県の定めている慣行レベルの5割以下に低減し、かつ地球温暖化防止効果や生物多様性保全効果の高い営農に取り組む農業者への支援制度となっております。

負担金につきましては、国2分の1、県4分の1、市が4分の1の負担となっております。

支援の方法ですが、先ほど申しました取組によって、支払金額が異なっておりまして、例えば有機農業とか、カバークロップ、リビングマルチ、それからIPMなどの取組が支援対象となっております。

先ほどご質問があった市町ごとに差があるということですが、例えば一番大きいところは諫

早市で、4,600万円程度の交付額がっております。そのほかもあります、ご指摘のとおり、推進につきましては市町と協議しながら取組しております。

ただ、残念ながら、先ほど申しました環境への負荷軽減に取り組む農業者の取組の程度が少し違うということもありまして、そのあたりでかなり差が出ているということになります。

引き続き、市町とは連携しながら、特に県としても環境にやさしい農業というのをしっかり取り組んでいきたいと思っておりますので、委員ご指摘のとおり、市町とも協議しながら積極的に推進してまいりたいと考えております。

【中村(一)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】質問がないようですので、次に、議案外所管事務一般について、ご質問はありませんか。

【大倉委員】おはようございます。

私から、食の賑わい創出プロジェクトに関してご質問です。

部長説明の3ページにも記していただいているわけですが、これは昨日も実はこのプロジェクトに関して水産部との質疑もあったんですが、その中でもこのプロジェクトの中身がいまいち見えないというような指摘がありました。まさにそうだなと私も思って、今回、農林部の皆さんにも質問したいんですけど、これは水産部とか農林部、あと地域振興部などが連携して取り組んでいる事業と認識しているわけですが、この件に関して2月議会でも私は取り上げたんですね。その時にご答弁いただいた内容として、先進事例の調査とか、可能性調査として、県北とか県央、県南の3つの地区での立地環境を調べるとか、交通アクセスを調べる

と。観光客の動向などを調べていくと。そして、分析・調査した結果、食の賑わいの場の候補地を選定するというふうな説明がありました。

まさに、その説明を聞いて、第1段階の取組として理解できたわけですよ。なるほどというふうにも思いました。

その後、どのようにこれを取り組んでいращやるのか。昨年度末にプロジェクトチームが立ち上がったというふうに聞いていまして、もう9か月から10か月たとうとしている中で、中身がちょっと見えてこないなという印象が正直あります。そこはしっかり聞いていかなければいけないと考えているわけです。

事業費が、今年度がおおよそ4,200万円、令和7年度の概算要求では1億3,500万円ということで、これはまだ予算編成中ではあるものの、事業費が大きくはね上がるわけです。ですから、この主要施策の中で、しっかりこの中身を聞かなければいけないと思って、今回は質問させてもらいます。

つまり、何を目指すのかということなんですよ。その姿がちょっとぼやっとしているというか、はっきり見えてこない。これだけ事業費を投入するわけですから、その姿をしっかりお示しいただきたいというふうに私は思っているわけです。

この部長報告の3ページにいろいろと書いていただいているわけですが、2段落目のところにまとめて書いていただいています。必要な視点が整理されたというふうに、これは結論づけてあるんですね。しかし、私は、この文言を見ても、いまいち整理されているとは思えないんですね。

結局、どんな食の賑わいの場が創出できそうなのかという部分を、改めて必要な視点を整理

して教えていただきたいと思うんですけれども、よろしくお願いいたします。

【村上農産加工流通課長】 長崎・食の賑わい創出プロジェクトの取組についてでございます。

今年度は、部長説明にも記載していますように、長崎モデルの食の賑わいの創出に向けて、そのあるべき姿とその実現に向けたロードマップをまず策定していくと。そのために関係部局集まりまして、PT、団体等とのヒアリングを重ねながら、今議論を進めてきております。

今年8月にコンサル会社と委託契約を結びまして、県も一緒になり、今、約1か月をかけて100名を超える食に関わる県内の事業者、また自治体の皆様からのお声を聞かいただいているところでございます。

その中で、中間報告を10月末にまとめたわけですが、その時に主にそのヒアリング結果に基づきまして、今後、まとめていくあるべき姿を検討していくための指針としまして、食を通じた地域の歴史・文化や生産者の思いの体験ですとか、食を提供するための人材の育成やつながりづくり、また、地域の食文化の理解と誇りの醸成による食文化の継承、それと食べる、買えるだけでない新しい価値を生み出す競争の場づくりと、その拠点だけに留まらない、県全体での食を通じた賑わいの創出など、必要な視点を整理したところでございます。

【大倉委員】 今、答弁をいただいた中身と、この部長報告の文言もかぶっていて、そこが私はわからないんですね。改めてここは引用してお伝えしますが、こういうふうに書いているんですね。

「食を通じた地域の歴史文化、生産者の思いに触れる体験の必要性や魅力的な食を提供するための人材育成・確保、食文化の継承や拠点に

留まらない県全体での食を通じた賑わいの創出など、必要な視点が整理された」と。

これ、整理されているんですかね。私は、何か総花的というか、一体何がしたいのかと、よく見えてこないんですよ。ここで何が生まれるんですか。何が創出されるんですか。ちょっと見えないんですね。

先ほど、答弁にもあったヒアリングについて伺いますけど、ヒアリングで関係事業者の方に聞いたというのは、どういう事業者に対して聞いて、どのような中身のヒアリングだったのか教えてください。

【村上農産加工流通課長】ヒアリングにつきましては、県内の食に関わる料理人ですとか、関係する市町の関係部署、また地域の中で食のプランナーといいますか、そういう食のイベント等に取り組んでいる方々、プレーヤーになる方々、こういった方々を対象にヒアリングを行いました。そのヒアリングの主な意見としましては、「単においしい料理や食材を提供するためでなく、その背景にある歴史や文化、そして人々の物語を伝えることが重要である」とのご意見や、あと料理人ですけれども、「料理人を育てる機会というところも必要ではないか」ということ。また、「料理人とか生産者など、個々の特性を活かしながら、その皆さんが緩やかに連携し合うことができるようなプラットフォームをつくってほしい」とか、長崎の食についてですけれども、「県民が誇りに思うシビックプライドというのは、他者からの評価で評価されるのではないか」といったお声。あと「拠点だけに留まらない、その取組を県全域に広げて取り組んでいただきたい」、そういったお声もいただいているところでございます。

【大倉委員】まだ中間報告の段階ですから、そ

れは当然具体的な姿というのは見えない部分があるのはよくわかるんです。わかるんですけれども、やはりその中でもこういう方向性という、そこはしっかりビジョンとしてもう少し見せていただきたいというふうに感じているわけでございます。

先ほど、整理したとされる部分のいろんな文言の中の最後の部分で、今、答弁もしていただきました「拠点に留まらない」と。「拠点に留まらない県全体での食を通じた賑わいの創出」という表現なんですけれども、この「拠点に留まらない」というのは、要するに食の拠点をつぐらないというふうに認識していいのかなんですね。つまり箱物を造らないのか。あるいは、箱物を造らずに、もう自由な形で食を県内、県下21市町のいろんなところでイベントをしていくとか、私はイメージをちょっとでも思い描きたいので、拠点をつぐらないというのはどういうことなのか、教えてください。

【村上農産加工流通課長】今現在、長崎地区、佐世保地区、そして長崎空港、こういった3拠点を調査の対象として取り組んでおりますが、取り組む中で、そのエリアの中にシンボルとなる拠点、ハードができる場合もあるかと思いますが、その地域、地域の飲食事業者の方々が今頑張っておられて、そういうふうに食の賑わいに取り組みたいという方々もいらっしゃいますので、その拠点ができた場合はその拠点に留まらず、その地域エリア全体を食の賑わいに取り組んでいく。そのハードができなかった場合においても、ソフト的な取組といいますか、県全体同じ思いを持って食の賑わいを創出していくということで、拠点のハードありきではない、県全体の食の賑わいの創出というのを図っていきたいと考えております。

【大倉委員】今回、今日の質疑で食の拠点造るべきか否かという是非を論ずるつもりは全くなくて、要は食の拠点を造る方向なのか、造らない方向なのかというのを確認したかったんですけれども、そこもこれからの議論ということで、しっかりとはまだ決まってない。ただ、食の拠点、つまり箱物を造るということに拘ってはいないというふうに認識をさせていただきました。

今後の取組ですけれども、今、委託事業者と県も一体となってやっていらっしゃると思うんですけれども、スピード感がもう少しほしいなと、正直思っているところなんです。未来大国で10年後のビジョンを示している中でこれを行っていると思うんですけど、まさか10年先にこれが完成というふうには思っていないと思うんですが、もう少しスピード感をもって、そしてわかりやすい、具体的な中身でもってこれを進めてもらいたいというふうに考えているんですが、今後のプロジェクトのスケジュール感についてお示してください。

【村上農産加工流通課長】 今後は、中間報告における検討指針、これを踏まえまして、各エリアごとに統計データの集積や分析等の定量調査に加えまして、食に関わる事業者、複数人を交えた座談会や有識者のヒアリング、国内外の先進事例調査等を行いまして、長崎ならではの食の賑わいのあるべき姿とロードマップについて、年度内に明らかにしていきたいと考えております。

【大倉委員】 ロードマップ、年度内に明らかにしっかりとさせていただきたいと思います。

これも何度もしつこいようでごめんなさい、部長説明を読みますと、食の賑わいの場が将来的に県内に創出できるかどうか、その可能性に

ついて調査を進めるというふうに書いているんですね、今年度。

要するに、「可能性について調査」というところがちょっと私は気になっていて、可能性がなければ、これはやめるんですかということなんです。要は、賑わいの場創出に向けて調査を進めるというべきだと私は思っていて、可能性について調査というのは、これはちょっと悠長に構えすぎているかなと思うんですけれども、可能性がなかったら別にやめるわけではないですね。確認です。

【村上農産加工流通課長】 令和6年度につきましては、その3か所に、長崎、佐世保、長崎空港において可能性を調査するという形にしておりますが、取組を進めていく中で、やはり事業者さんの熱い思いを持った方ともいっしょにいますので、担当課としましては引き続きこの地域において、食の賑わいの場の創出についてしっかり取り組んでまいりたいと考えております。

【大倉委員】 わかりました。ですから、こういう場できちんと説明をさせていただいて、県民の皆様にもわかりやすく中身をお示しいただいて、このプロジェクトをぜひ進めてもらいたいと思います。かつ迅速に、もうそれこそ民間企業の感覚、意識をちゃんと持ちつつ、10年後にこれが完成なんてことは、それはもう全くもって感覚が違うので、ぜひ迅速に、もうとにかくスピード感、そしてしっかりと中身を明確にして進めていってもらいたいと思います。これは非常に大切な事業だと思いますし、私は期待をしていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【虎島委員】 今、大倉委員から質問がありまし

たけれども、私もこの食の賑わいの事業について質問したいと思います。

この拠点というのはなかなかわかりにくい言葉で、ハードなのかソフトなのかというところが今説明があったと思いますけれども、昨日の水産部の質問の中では、長崎市においては元船地区の再開発が一つの形、10年後の形ではあると思いますが、ソフトというところで、その間までに進めていかれるというふうに理解をしています。

令和7年度、1億3,500万円という予算を目指しているということだと思いますけれども、具体的にこの予算で何をされるのかというのをお聞きしたいと思います。

【村上農産加工流通課長】 令和7年度につきましては、今年度の調査で明らかにしたあるべき姿の検証に加えまして、食の賑わいの創出に向けた地域固有の課題解決につながる実証を、地域のプレーヤーと連携して実施してまいりたいと考えております。

具体的には、例えば県北地域の朝市と連携した宿泊客向けの朝食の提供とか、生産者と料理人が共同して食材のストーリーや、その価値を伝える食イベントの開催など、地域のプレーヤーの実情を踏まえた試行・検証に加えまして、食を提供するための人材をつなぎ、ともに成長し創造する場づくりや、このような取組を通じた長崎ならではの食文化の魅力発信に取り組んでいくことを想定しております。

単に食を提供するイベントではなく、その食を通じて地域の食材の価値、生産者の思いが伝わる体験をしっかりと提供していくということで、このような体験が地域の賑わいの創出につながるのか、観光客の長崎の食に対する理解が進むのか、評価が高まるのか、また、県民が本県の

食に愛着を持つきっかけとなるのか、こういったことについてしっかり検証していきながら、本県における食の賑わいの創出に取り組んでまいりたいと考えております。

【虎島委員】 実証ということでしたけれども、これはマルシェのような形で、最近はやりでやっていますけれども、そういう形で開催されるのか。それとも、レストランとかホテル等で、協力して、その場その場でやっていくという想定なのか。様々なもの、参加される方の意向によるものかと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

【村上農産加工流通課長】 委員ご指摘のとおり、先ほど話をさせていただきましたが、食を通じて地域の価値とか、生産者の思いがしっかりと伝わるという、これは生産者や料理人、こういった方が直接話を語る場をつくるということのも大事かと思っております。そういう取組でいけば、例えばバルみたいな取組のイベントというのも一つ有効な手法と思っておりますので、そういったのを含めまして検証を重ねていきたいと考えております。

【虎島委員】 時々出てくる「新しい価値」というのは、具体的にはどういったものがそういう価値に当たるのか、ビジョンがあれば教えてください。

【村上農産加工流通課長】 本県の食といいますと、例えば長崎和牛や長崎のじゃがいも、いちご、みかん、また水産物を含めてですけれども、そういった長崎の食材、様々なかと思えます。ただ、その食のところの価値というのは、例えば観光客や消費者から見る価値でもありますけれども、まず、料理人の方、食材としてしっかり活用される方の価値というところをしっかりと聞きする中で、生産者が考えている価値もあ

と思います。そういったそれぞれの視点での長崎の食の価値というところをしっかりと整理した上で、それを消費者や県民の方にどういうふうに伝えることができるのかということで検証を進めていければと考えております。

【虎島委員】 いろんな視点を共有することで、まずは価値が高まるというふうなビジョンかと理解いたしました。私もこの事業、非常に期待をしておりますので、ぜひ頑張ってくださいと思います。スピード感というのは非常に大事かと思います。10年後のあるべき姿を形にしていращやるんだと思いますけれども、10年後と言わず、来年にでもどんどん実証を重ねていただければと思います。

もう一つ、令和7年度の主要施策のながさき農業気候変動総合対策事業についてです。

先ほど、部長説明の中のみかんのPRのところ、今年のみかんの出来はいいというお話がありましたけれども、確かに猛暑、これまでなかったような日照とか異常気象により、様々な災害、農業災害も起こっていると理解しておりますけれども、今年の農産物の被害状況というのがわかりでしたら教えてください。

【山下農産園芸課長】 本年度、委員からありましたように、特に夏、かなり高温であったということ等もありまして、幅広い農作物の生育に影響が出ているというところです。

具体的には、例えばみかんの例ですと、夏の高温、また乾燥の影響で実が小さい傾向、あまり大きくならず、小さい傾向にあるということに加えて、強い日射で果実が日焼けを起こして出荷できないようなものも出てきているというところでございます。そういった影響によりまして、みかんの出荷量、これは11月末時点の状況ですが、昨年に比べて3割程度少ない

というようなことを農業団体からも聞いております。

あとは主要な品目でいきますと、例えばいちごでございます。いちごについては、クリスマスのシーズンが非常に需要が多いというところで、そこに向けて作付け等行われているところでございますが、本年の場合、花ができる時期、夏、非常に高温であったということで、花がうまくつかなかったということで、年内、今年中に出荷されるのも、今聞いてみますと、大体2割から3割減る可能性があるのではないかと聞いたようなことも聞いているところです。

そのほかの品目でも、生育不良ですとか、例えば花ですと奇形が発生したり、様々な影響が出てきているというふうに認識しております。

【虎島委員】 出来がいいものもあるけれども、やはり全体としては少し傷んだり収量が減ったりということだと思います。

そういった災害を受けて新技術を開発されるということですが、具体的にどのような技術が想定されるのか、教えてください。

【山下農産園芸課長】 例えばですが、みかんの場合ですと今年日焼けということで、それによる減収がかなり出てきているというところでございます。日焼けへの対応として、薬剤を使った日焼け防止や遮光ネットを活用した対策といったものが考えられるのではないかとというふうに考えています。

いちご等ですと、やはり作型の見直しや、花をつけるためには低温が必要になりますので、そういった低温処理の施設による対応等について、高温に合わせたものについて検討していくということが考えられるのではないかと考えております。

【虎島委員】 長崎の農業を守るためにも、ぜひ

技術の開発、そして、使えるものについてはどんどん導入支援をしていただけるということのもので、ぜひよろしくお願いいたします。

もう一点、農道や水路、ため池等の保全を一斉防除等外部委託するという事業がありますけれども、この内容について少し教えてください。

【居村農山村振興課長】 令和7年度の新規施策の集落産地サポート事業というのを考えているところでございまして、基本的な考え方といたしまして、農業集落や生産部会などの産地におきまして、人口減少や高齢化が進行し、集落では草刈り作業、あるいは農道や水路等の保全活動など、産地におきましては野菜等の防除作業など、現場で作業する人、あるいはオペレーターが確保できないなどの課題があるところでございます。こういった課題に対応するため、農作業のアウトソーシングなどのサポートを推進していきたいと考えております。

アウトソーシングの具体的な内容につきましては、省力化や作業環境の改善が図られるようなラジコン草刈機とか、あるいは防除用ドローンなどのスマート農業機械、企業等が持っている重機などを活用いたしまして、集落産地側の作業の一部をアウトソーシングすることで、自ら作業を行う分と外部委託する分の分業化、省力化を推進いたしまして、今後の農業集落と産地の維持・活性化を進めていくことを考えているところでございます。

【虎島委員】 耕作放棄地とか、そういったものが出ないように、荒れた畑とかができるだけ出ないようにという限界集落の農業者をサポートするような事業であると思います。ぜひしっかりやっていただきたいところですが、今年、現地調査で鈴鹿のため池を視察に行く機会がありました。そこでは、ソーラーパネルがた

め池の上に敷かれておりました。なかなか規模が大きいため池でありましたけれども、そのソーラーパネルを敷くことによって、ため池の保全をソーラーパネル業者がするという仕組みであると説明がありました。まず、可能性として、そういったソーラーパネルが敷けるのであれば、電気もつくれるし保全も任せられるということで、産地の負担も減るのではないかとという一つの可能性として提案をしたいと思います。

以上です。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【堤委員】 まず、提出されている資料の中身ではないんですが、資料がいろいろありますが、書体ですね、ユニバーサルデザインのゴシックの書体のものとそうではないものとありまして、これは庁内でユニバーサルデザインにしていましようというような申し合わせみたいなものはないのでしょうか。一番見たのが、陳情一覧表ですね、あれがもう薄くて非常に見にくくて、印刷してもはっきり出てこないんですよね。あれはやめていただきたいと思うんですが、その辺、どなたか。（発言する者あり）そうですね。議会事務局もそうですけれども、農林部の中でも、例えば総合計画とか新規公共事業とか、そういったところではユニバーサルデザインでやっていますけれども、補助金一覧表の表紙は違いますけれども、中身はそうなんです。ほかと共通のところはそういうふうに変えてあるということになっているのですか。

【峰松農政課長】 庁内におきましては、文書作成の際に、委員おっしゃるとおり、ユニバーサルデザインの字体をできるだけ使っていましようということが推進されています。

すみません、議会用の提出資料につきましては、庁内共通の資料でしたり、農林部独自で提

出する分もございますので、全てを農林部の判断で決定するということとはできないんですけれども、農林部の中でできるところについては今後取組を進めてまいりたいと考えております。

【堤委員】 よろしくをお願いします。

説明資料の5ページの終わりの方から6ページにかけて、長崎県研究事業評価委員会へ諮問していた事業についての意見書が提出されたというのがありまして、農林部関係で農林技術開発センターが企画立案した19件について審議していただいて評価を受けたということなんです。

その中でお茶ですね。「やぶきた」から優良早生品種として「さえみどり」、「さえあかり」というものの製茶技術と確立と実証ということがS評価を受けたというのがあるわけですが、このお茶の品種について、優良早生品種としてありますけれども、「やぶきた」から「さえみどり」や「さえあかり」に変わっていつているのかと思いますが、どんなふうにそれは品種が変えられていつているのか。どういういいところがあるのかを、まずお尋ねします。

【山下農産園芸課長】 お茶の品種についてでございますが、まず、「さえみどり」、「さえあかり」の特徴でございますが、「やぶきた」より早く収穫できるということで、早期に出荷できるということ。あと品質面でも、例えばお茶を入れた時に鮮やかに緑色になるとか、渋みが少ない、うまが多いといったのが「やぶきた」より優れているというところがございまして、市場等でも高く評価され、高単価で取引されているというような品種でございます。

【堤委員】 今まで、結構何十年も前から「やぶきた」がいろんなところで栽培されてきたかと思えますけれども、その「さえみどり」、「さ

えあかり」というのは、今どのくらい普及しているんですか。

【山下農産園芸課長】 県内での「さえみどり」、「さえあかり」の栽培の状況でございますが、まず、「さえみどり」については約50ヘクタールほどということで、割合にしますと11%程度ということになっております。「さえあかり」につきましては12ヘクタール程度、割合にしますと、約3%というような状況になっております。

【堤委員】 11%と3%ということで、全体からするとまだ普及はしていないということですが、どういったところで栽培されているのか、そのところをお尋ねします。

【山下農産園芸課長】 新たな品種ですが、基本的には既存のお茶産地で、従来からたくさん作られている「やぶきた」から改植され、植え直しをされて広がっていつているところでございます。

【堤委員】 そうしますと、例えばそのぎ茶の産地であるとか、そういったところでこれを植え替えて広げていつているということなんですか。

【山下農産園芸課長】 委員おっしゃるとおり、お茶の各産地がございまして、それぞれの産地の中で古くなった木を植え替えて、こういった新しい品種等が導入されていつているというところでございます。

【堤委員】 ポツンポツンと聞いて、ポツンポツンと答えていただいているんですが、そうしますと、もうお茶の木を植えて、木が年数がたってきたところから植え替えを進めていかれているというような理解でよろしいんですか。

【山下農産園芸課長】 委員おっしゃるとおり、従来「やぶきた」ですと30年を超えたりするようなものも出てきています。そういった古い木

というのは生産性が落ちてくるということもございまして、古い木についてはどんどん新しい木に植え替えが進められております。そういった中でこういった優良品種というのが選ばれて、どんどん増えてきているというところがございます。

【堤委員】 そうしますと、こういった新しい品種が、渋みが少なかったり、うまみが多いということでは消費者にも好まれるお茶ということになるかと思うんですが、これをこれから奨励して取り組んでいかれることになるのかなと思います。

一方で、抹茶が、今、インバウンド客も増えて、そして様々なお菓子であったり、いろんなところに抹茶の利用というのが増えてきていると思いますが、県内での抹茶の生産とかはどういうふうになっていますか。

【山下農産園芸課長】 県内での抹茶の生産でございまして、こちらにつきましては東彼杵町の若手の農業者で組織しますFORTHEES（フォーティーズ）という会社がございまして、ここでもかなりの部分をつくっているという状況でございまして、その抹茶の原料となる碾茶の生産量でございまして、昨年、令和5年度の実績で言いますと約30トンの生産量ということになっております。

【堤委員】 東彼杵町の若手の生産者が作っていらっしゃるということですが、以前は、抹茶というのは県内では生産はされてなかったんじゃないかと思うんですが、これから需要も増えていくかと思うんですが、こういった抹茶の生産を増やしていこうとかいう県としての方針というのはないんでしょうか。

【山下農産園芸課長】 抹茶につきましては、例えば今、国内でも加工用ニーズもございまして、

海外、輸出のニーズ等も非常に高まってきているところがございます。そういった中でなかなかお茶の価格が低迷しているという状況下においては、選択肢の一つではなかろうかというふうには考えております。

一方で、抹茶ですが、従来の長崎でよく作られている玉緑茶とは栽培方法等も異なりますので、やはりそういったところは農家さんの話等も聞きながら進めていく必要があろうかなと考えております。

【堤委員】 本当に抹茶と普通の煎茶の育て方というか、全然違うものだと思いますけれども、今は、家庭で急須でお茶を飲むということも随分減ってきているのではないかと。お茶というのはペットボトルに入って、自動販売機やスーパーで買うものになっている家庭もかなりあるのではないかなと。そういう意味では、需要というのなかなか伸びていかないところかなと思うんですが、そういうニーズのあるところの生産を増やしていったり売上げを伸ばしていく、あるいはお茶を生産している生産地のこれからの生産量を増やしたりとか、売上げを伸ばしたりとか、そういうことも取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

【中村(一)委員長】 ほかにありませんか。

【白川委員】 まず、認定農業者数が減っているということでチェンジ&チャレンジ、総合計画の進捗状況のところへございました。この認定農業者数が減っていることに関しての理由としては、高齢化や後継者不足ということで、増加に努めたがそういう結果になっているということです。

実際に認定農業者が減っているというよりは、農業者自体が減っているということかと思いま

すけれども、それについての対策をどのようにされるのか、お伺いしたいです。

【酒井農業経営課長】認定農業者関係のご質問でございますが、認定農業者の数は委員ご指摘のとおり、ここ数年減少をしているところでございます。総合計画では、5年前の基準年に5,500戸あったものを維持していくというような計画を立てておりましたが、状況的にはそれから500戸近くが5年間で減ってきているというようなことでございます。

その要因としましては、これも委員からありましたとおり、高齢化であったり、後継者不足によるもの、そしてまた、規模縮小というようなものが要因になっておりますし、併せまして、本人自体が次の認定、再認定を辞退するというようなパターンも実はございます。そういったことから、県としましては、やはり本県の農業の維持・発展のためには、この担い手である認定農業者をしっかりと確保していくことが最重要事項だと考えております。そのために、まずは市町、関係団体等と連携しまして、それぞれ個別に面談をしまして、いろんな助言・指導、そしてまた、研修会の開催でありましたり、いろんな課題に対する専門家を派遣しまして、課題解決の支援をしたり、そしてまた、補助事業、融資活用と。補助、融資制度の大部分は認定農業者であることというのが要件、もしくは優先採択につながっているということでもございますので、そういった活用支援等々を行いながら、きめ細やかな支援を行っていききたいと思いますし、そしてまた、新たな認定農業者の確保としましては、新規就農者がしっかりと経営を確立しまして認定農業者になっていただくというようなことも推進していきますし、後継者のいない経営体につきましては、新たな新規就農

者に継承するという取組も今後しっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

【白川委員】認定農業者になることによって補助金が受けやすかったり、様々な経営のアドバイスが受けられたりするということで、メリットも多い中、それを継続できないというのが、メリットがないからやめるとかいうことではなくて、やはり続けていけないというような高齢化や後継者がいないということは非常に深刻な状況だと思います。この後のページの方で、農業・林業産出額の方もこれに伴って下がってきているのかなと思いますので、やはり担い手がしっかりと続いていけるような、次世代にもつながっていけるような対策を取り組んでいただきたいと思います。

そういった中で、農山漁村地域への移住者数というのは、これは8ページにございますけれども、こちらは順調ということで、農業におきましては新規就農者がUIターンについても、様々なオンラインを活用した取組や産地見学ツアーなどを開催した結果、36人の県外からの移住就農者を確保したということで、これについては非常によい結果ではないかなと思っておりますけれども、この方々が大体どのような地域から来られていて、年齢層などがわかれば教えてください。

【酒井農業経営課長】新規就農者のうちのUIターン者につきましては、全体の36名の方が令和5年度実績では確保をされているところでございます。具体的な就農前の住所で一番多いのは、やはり九州内ということが一番多くなっておりまして、その次に関東ということで、九州内では福岡が中心でございまして、関東につきましては東京都からのUIターンが多いということでございます。

年代につきましては、30代、40代が多いということでございまして、子育て世代の年代の方が多いのかなと分析をしているところでございます。

【白川委員】九州内や関東から30代、40代の方が多く来られているということで、この新規就農された方がしっかりと県内で農業をやっていく、定着することをしっかりと支援をしていただきたいと思います。

そして、その方々が認定農業者となって、しっかりと収益を上げていけるような取組をしていただきたいと思いますけれども、このような農業者の確保、しっかりと定着させていくための施策が令和7年度の予算の方にどのように項目として反映されているのか、教えていただけますか。

【酒井農業経営課長】新規就農者につきましては、UIターン者をしっかりと確保していくということもございまして、一番多いのが県内の他産業からの転職というのが一番多いルートでございまして、県内外からしっかりと新規就農者を確保していくことを我々は施策として進めているところでございまして、まずは県外向けとしましては、令和5年度から開設しております移住就農希望者向けの総合サイトにおきまして、先輩移住者の儲かる姿の発信であったり、それぞれの地域ごとの産地部会の紹介であったりという本県農業の魅力をしっかりと発信をするということを引き続きやりながら、そのサイト内の記事の充実を図っていくというものを考えておりますし、実際、就農意欲があらわれる方、就農してみたいなというような希望がある方につきましては、今現在、県内で農業の現場を見て、知っていただくというような取組を行っております。産地の見学ツアーと

いうのを本年度4か所で実施をすることにしておりますが、次年度につきましては、それを県内全域に広げていきたいということで取り組む地域を拡大していくようなことで予算確保に努めてまいりたいと思います。

あと、今現在、実際に農業を希望されて本県に来られた方が、まずは技術を身につけるために、県の方で実施しております技術習得支援研修、それと各JAが実施しております産地主導型、JAが実施している研修機関で研修を1年ないし2年受けていただいて、実践力を身につけていただいて就農していただくというような取組もしっかりと進めていきたいと思っております。

あと、実際に就農する時に、初期投資が必要でございまして、国の施策等を活用しながら、初期の就農時に必要な施設、機械の導入であったり、リースハウスを活用した就農に向けた支援も継続して実施してまいりたいと考えている次第でございまして。

【白川委員】丁寧なご説明ありがとうございました。本当に今、農業者の方々が高齢化をしていて、跡継ぎがいないと、後継者がいないというような課題は地域を回っても聞く声でございまして、また、その一方で都会に住んでいる方たちがゆったりした生活をしたいということで、こういう地方に、農業をするということで新規就農していただいているという現状も現場を通して感じるところであります。結構若手の農業者、初めて農業に就労されている方も県内で頑張っておられるなということも見受けられています。非常によいことだと思いますので、しっかりと続けられる、そして、儲かる農業になるように県もしっかりとそこを支えていただきたいと思います。

先ほど、SNSやホームページでの発信という

のもありましたので、若い人たちにしっかりと届く情報配信も引き続き行っていただくように、よろしくお願いいたします。

以上です。

【中村(一)委員長】 農林部関係の審査の途中ですが、午前中の審査はこれにてとどめ、午後は1時30分から再開し、引き続き農林部関係の審査を行います。

しばらく休憩いたします。

— 午前11時27分 休憩 —

— 午後 1時30分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。
午前中に引き続き、農林部関係の審査を行います。

質問はありませんか。

【山口委員】 お疲れさまです。

しいたけについて、少しお聞きしたいと思います。令和7年度の基本方針の中にもしいたけに関して、特に原木しいたけの関係で予算繰り含めて触れられてあるんですが、ちょっとお尋ねします。

しいたけは、皆さんお好みの方多くおられると思うんですが、それぞれ食物のうまみが増加するというので、バター焼きとか醤油等、肉しいたけ、ステーキ、煮物、スープなど、あるいは炊き込みご飯などで皆さん愛用されていると思うんですが、しいたけは原木で我々の小さい時からそれなりにできていたんですが、現在、菌床しいたけが多く生産運用されているという状況で、生産者の分布といいますか、変わってきているんだろうと思います。

まず、1つ目にお尋ねしたいのは、原木しいたけと菌床しいたけの県内の生産量がどのような状況に今なっているのか、まずお尋ねいたし

ます。

【永田林政課長】 県内の原木しいたけと菌床しいたけの生産の状況ということでございますが、原木しいたけは基本的に干しいたけになっております。県内の干しいたけの生産量が、全体で令和5年次で21.5トン、菌床しいたけにつきましては、多くが生しいたけとして出ておりますので、生しいたけでいきますと2,489.9トンということで、先ほど言いました原木しいたけを干しの数量で言いましたので、干しに換算しますと376.9トンという状況になっております。

【山口委員】 そうしますと、今、原木しいたけと菌床の比率というのは、ほとんど菌床しいたけになっているという状況なんですか。そこを少し説明していただけませんか。

【永田林政課長】 同じような形で算定しますと、菌床しいたけが県内の生産量の95%、原木しいたけが5%という状況でございます。

【山口委員】 わかりました。今ほとんど、95%は菌床しいたけと理解していいと思いますが、その中でも希少価値のある原木しいたけの関係を主としてお尋ねしますが、それだけ少なくなっているということは、当然生産者も少なくなっているというふうに思うんですが、生産者の比率、菌床の方はほとんど企業的にやられている部分が多いと思うんですが、それはどういう状況になっていますか。

【永田林政課長】 委員ご指摘のとおり、原木しいたけは基本的に個人がされています。県内に119名の方が原木しいたけを生産されております。

菌床しいたけは、先ほども言いましたとおり法人の生産が中心でございます。県内で12社が生産しているという状況でございます。

【山口委員】 わかりました。数少ない原木しい

たけの農家は、どの地域で原木しいたけがずっと続いているのかというのを、いま少しご説明いただけますか。県の来年度の方針では、対馬の原木しいたけの助成について記載されてありますが、どういう地域に、聞いている範囲では県内でも僅かで、原木しいたけ農家は減っているというふうに聞いておりますけれども、いかがでしょうか。

【永田林政課長】先ほど言いました原木しいたけを県内で生産されている人が119者ということでお話ししました。地域別に言いますと、県央地区が2者、島原地区が2者、県北地区が4者、五島地区が9者、対馬地区が102者ということになっております。

【山口委員】わかりました。そういうことで、それぞれしいたけ生産者に対する支援制度というのをつくっていただきたく思っているんですが、これは知事に上げる政策要望の中で入れていますので、今日はそのことについては伺いませんけれども、いずれにしても、今の農業の助成支援システムというのは、基本的に3人ないし5人の農家の皆さんが基礎集団でいろんな助成制度についての対応を求めているというふうになっております。

そういう中で、原木しいたけ農家というのが、今おっしゃったように、それぞれの地域に一人あるいは二人という形で、3人ないし5人のグループ申請という今の制度の中では対応できない状況になっておりまして、新たに個人農家に対してでも、これから先の原木しいたけ農家を、発展とまではいかなくても、維持・継続させるための施策が県としては当然必要になってくる状況になっていると判断をしていますが、どういう手だてでそれをつないでいくかということになると、やはり環境条件というのが大きく

原木しいたけには影響するわけですね。木陰の量とか、陽のあたる量とか、あるいは水の状態とかというのが極めて大事になるわけですが、そういう少数農家に対して、あるいは個人農家に対しての助成について、検討いただいているのではないかと思います、そこはどうでしょうか。

【永田林政課長】前回の委員会の中でもご質問いただきまして、その中で次長から九州各県、他県の状況を見ながらということでご答弁をさせていただいたところでございます。九州各県と委員が例示していただきました埼玉県について確認をしたところです。

九州各県においては、国庫補助事業などを活用して林業者等の団体に対して支援していると、これが基本的なところでございます。

個人に対しては、融資という形がございます。林業改善資金という融資制度がございますので、融資で対応しているという状況です。

大分県と宮崎県の2県についてでございますけれども、新規参入者に限り、個人施設整備を支援している市町村に対して支援をしているという事業があると。個人に対してするのではなくて、個人に対してする市町村に支援をしているというのが大分県、宮崎県の方に事業があったということで、やはりほとんどのというか、全ての県が県として個人に補助というのがなかったということを確認したところでございます。

【山口委員】そういう状況で、当然長崎県としても、個人の原木しいたけ農家に対する助成制度というのが整備されてない状況にありますので、今後、きちっとその辺を整理していただいて、原木しいたけ農家が継続できるように手だてを担当課としてはお願いしておきたいと思えます。これは別途要望もしている状況にあります。

すので、一応要望にとどめておきたいと思います。ぜひよろしく願います。原木しいたけ農家を絶やさないというのが基本的な考え方ですから、よろしく願います。

【中村(一)委員長】 ほかにありませんか。

【溝口委員】 諫早湾干拓農地の利用権設定について質問したいと思います。

令和6年10月28日から11月18日まで、一応公募しているんですけれども、その中で1件が申し出があったということで、その1者が辞退したということですけれども、その理由についてお尋ねしたいと思います。

【安達諫早湾干拓課長】 諫早湾干拓農地に関してですけれども、公募で募集をしておりまして、参加者は1者ということだったんですけれども、申請を行っておりまして、11月28日に第1回の審査が行われまして、その後、面接で審査を行う予定にしております。

ところが、去る5日に辞退したいという申し出がありまして、辞退の意向が固いということで、公社の方としても辞退を了承したということでございます。

理由につきましてですが、麦・大豆について今回申請をしたところですが、もともとその農家さんはねぎの農家さんで、リスク分散のために麦・大豆について検討していたということだったんですけれども、よく考えたところ、やっぱり簡単に申請してしまったということで、今回は辞退したいということで聞いております。

【溝口委員】 わかりました。現在、10.7ヘクタールまだあるということですが、現在の利用権設定をしている者が何名いるのか。それと何ヘクタールぐらい設定しているのかお尋ねしたいと思います。

【安達諫早湾干拓課長】 現在、諫早湾干拓農地

で経営されているのは、中央干拓地、小江干拓地含めまして37の経営体でございます。

それで、営農者に貸す面積は666ヘクタールあるんですけれども、そのうち、今、2者、係争中というところが41.5ヘクタールあります。それから、先ほど申し上げました小江地区の10.7ヘクタールが今のところ空いているということで、それ以外のところは全部埋まっているという状況でございます。

【溝口委員】 今、休んでいる農地が41.5ヘクタールと10.7ヘクタールということで、51～52ヘクタールがまだ残っているということで理解していいわけですか。

【安達諫早湾干拓課長】 そうでございます。

ただ、先ほど申し上げました41.5ヘクタールのところは係争中、訴訟中でございますので、まだこちらの方から募集をかけるということとはできないということでございます。

【溝口委員】 41.5ヘクタールが、今、係争中ということですが、そのことについての解決は、大体見通しとしてはどのようになっているんですか。

【安達諫早湾干拓課長】 現在、その41.5ヘクタールの分につきましては、高等裁判所まで判決が出ておりまして、勝訴しております。あと最高裁決定が出るまでは、強制執行等はできないところでございますけれども、そういう決定が出ましたら、速やかに解決できるよう努力したいというふうに考えております。

【溝口委員】 わかりました。ただ、今、貸している37者のうちに滞納者はいないのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【安達諫早湾干拓課長】 現在、入植されている営農者でリース料の滞納はございません。

【溝口委員】 わかりました。できるだけこの

41.5ヘクタールと10.7ヘクタールですか、これが早く農家の人たちにいけるように努力していただきたいと思います。ありがとうございます。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【前田委員】 午前中もありました食の賑わい創出プロジェクトの進捗について読ませてもらったんですけども、最後にある「関係部局の事業とも連携し」といった、まず、この関係部局はどこなんですか。

【村上農産加工流通課長】 関係部局としましては、文化観光国際部、水産部、そして地域振興部が事業の関係部になるかと考えております。

【前田委員】 昨日の水産部に同様のプロジェクトについて質問したんですけども、やっぱり今日聞いた答弁とまたちょっと違うんですね、微妙に。それで、特にやっぱり大倉委員からも指摘があったように、コンセプトの部分が今言ったところの事業部を含めてきちんと横ぐしを刺しておかないと、なかなか難しいなと思っていて、結局は長崎県産のものを買ってもらって、食べてもらって、その上で、農林部で言えば産地もしくは作っている方に思いをはせてもらうということと、併せて食として出す時の料理についても、食文化としてそこまで含めて知っていただきたいということに尽きるかと思っているので、何かそのあたりは水産部とかも含めて、物を出すのはほとんど農林と水産でしょうから、明確にしておかないといけないなという気がしていて、例えば料理に限って言えば、目指すべき方向性として、例えば日本版のサン・セバスチャンを目指すみたいな、明確なアピールがあっていいと思うんですよね。そういうことをしないと、なかなか広がりがないのかなと思っているのと、今日お話があった中で、県北、県央、

県南にということ聞いていたけれども、県央の部分は空港ということで理解していいんですか。

【村上農産加工流通課長】 県央地区につきましては、今、空港の方で賑わいの可能性調査を進めているところでございます。

【前田委員】 可能性調査でもやるんでしょうけれども、結局コンセプトをまとめることと併せて、あとは佐世保、長崎のどこでやるかというのも大事なところなので、どのくらいの規模感の中でやるとなったら、長崎市なんかでも話が出ているのは、やはり民間の土地でやるというのは非常に難しいから、県や市が持った土地を提供するしかないと思うんですよ。そうしたら、場所が限られてくるので、やっぱり場所をきちんと定めていかないと、この賑わいをどこで出すのと、まちづくりも関わる話なので、そこも並行して早急に場所の選定を行ってほしいなということも要望しておきたいと思います。

今日、全然部長が答弁されてないので、予算も大幅に増えていくという中で、この食の賑わい創出プロジェクトに対する思いというか、タイムスケジュールも含めて、改めて部長の方として、どうやって実現に向けて取り組んでいこうとしているのか、ご答弁いただきたいと思います。

【渋谷農林部長】 食の大国としては10年後という目標になっているんですけども、ただ、今日ずっとお話をしておりますように、今年度、しっかりとしたスケジュールを立てた上で、次年度以降、今、予算要求をしておりますけれども、それぞれの地区でいろいろ聞き取りをしないと、やっぱり地域に思いを持った方がいらっしゃって、食を中心に賑わいをつくっていききたいという方もいらっしゃいますので、そういう

方々のトライアル的な、ソフト的な支援は次年度からやっていって、その中で、今度賑わいの場所等も選定をしていくという方向で進めていきたいと考えております。

ただ、スピード感をもって、早く場所等も決めたり、あるいはそういう盛り上がりがあるようにしっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

【中村(一)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【近藤委員】 溝口委員の関連の形で質問します。

荒れた農地とか、そういうのを転売する、そういう時にはどういう手続きでやっているのかわかりますか。

【居村農山村振興課長】 農地を転用して転売するということであるならば、農地法第5条の許可を手続きをもってやる場合があるところでございます。

【近藤委員】 この前、テレビを見ていたら、茨城県かな、そういうところの農地の跡に太陽光発電とか、いろんな形で転売がされているような情報があったんですね。ましてや、日本国籍じゃないところとか、そういう情報がちらっと聞こえたんですけれども、長崎県内で実際農地の転売というのが、これは農協とかがあって、そこで審査して転売とかが決まるんだろうと思うんですけれども、例えば農地がそういう形で転売されているケースがどれくらいあるのか、教えてもらえますか。

【居村農山村振興課長】 農地をそのまま農地として活用する場合につきましては、農業者同士とかということでございます。これは市町の農地法の許認可の事務になっておりまして、詳細まで私どもの方では把握しておりませんが、農地を転用する場合は県の許可事務もございます。

先ほど委員から話がありましたけれども、

例えば農地を転用して太陽光発電の施設などを造るというものにつきましては、我々のところでも数値を把握しているところがございますし、それにつきましては、もともと転用の目的をしっかりと計画書に書いて、周りにいろんな調整を図ったうえで支障がないという計画書を市の方から農業委員会を通じて出していただくことにしております。それを取りまとめて県の方で許可をするという流れになっております。

【近藤委員】 実は、ちょっと心配でならないのが、その転売が、例えば太陽光発電とか結構県民の森あたりでも大きいのがあるんですよね。そういう中で、その土地を貸しているのか、それとも売買してその企業がやっているのかというのは、どういう形でやっているのかわかりますか。

【松田農林部次長】 お尋ねの県民の森は、近くの林地だと思います。期間を限定して開発行為を許可するという手続きを県の方がやっております。その期間が過ぎましたら、元の林地に戻してもらう場合や開発されたままの場合などもあります。

それから、もう一つ、農地の方の補足になりますけれども、農地に関しましては、優良農地などに関しましては、原則、他への転用というのは不許可にするようになっております。農地をしっかりと確保しておくということがありますので、優良農地に関しては簡単には許可が出せないということになっております。

一方で、先ほど農山村振興課長が答弁しましたけれども、農地をそのまま維持しながら、太陽光パネルを上を設置しまして、営農型太陽光発電という形もありますけれども、その場合はパネルを設置する支柱の部分だけ農地転用の許可をしまして、それ以外は農地としてそのまま

活用するという方法もございます。その内容については、いろいろ議会の方でも今取りざたされておりますけれども、宇久島とかが今そういう取組を進めようとしているところでございます。

【近藤委員】 もう一回確認ですけれども、農地の所有者は変わらないということですね。農地の所有者が貸し出して太陽光発電とかやらせているという形で考えればいいんですか。

【居村農山村振興課長】 農地を利用して、その上に、2メートル以上の軒の高い営農型の太陽光発電装置というのが設置できるようになっています。そうではなくて、地面に設置する場合は農地として利用できないので、これは転用扱いになります。先ほど次長が答弁いたしましたけれども、柱の部分だけ転用する場合は、中は農地として利用する、この場合は、農家がそのまま利用する場合がありますし、実際認定農業者とかに貸し付けて、認定農業者がその営農をやる場合もございます。

【近藤委員】 わかりました。では、土地自体は、地主は変わらないということですよ。所有者は、ただ貸し出すということですよ。そう考えればいいわけですね。わかりました。どうもありがとうございました。

【中村(一)委員長】 ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 ほかに質問がないようですので、農林部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

— 午後 1時55分 休憩 —

— 午後 1時55分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、農林部関係の審査を終了いたします。

農林部の理事者の皆様におかれましては、大変お疲れさまでした。

引き続き、委員間討議を行います。理事者退室のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 1時56分 休憩 —

— 午後 1時56分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

— 午後 1時57分 休憩 —

— 午後 1時57分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

委員会改選前の定例会における委員会は本日が最後となりますので、閉会にあたり、理事者の出席を求めています。

理事者入室のため、しばらく休憩いたします。

— 午後 1時58分 休憩 —

— 午後 1時59分 再開 —

【中村(一)委員長】 委員会を再開いたします。

委員改選前の定例会における委員会は、これが最後となりますので、閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本年2月に委員長を仰せつかりまして、今まで委員会の審査及び県内・県外現地調査など

を実施してまいりました。

この間、山村副委員長をはじめ、各委員の皆様には、ご助言・ご協力を賜り、また、理事者の皆様方には誠意あるご対応をいただきましてありがとうございました。おかげをもちまして、委員長としての重責を果たすことができ、心から厚くお礼を申し上げます。

本委員会では、産業労働及び農林水産業にわたる幅広い分野を所管し、物価高騰、人手不足など、厳しい状況が続いている中、県内事業者への支援をはじめ、新たな産業の創出や雇用確保対策など、様々な議論を重ねてきたところであります。

また、昨年度に続き赤潮が発生し、養殖魚が大量にへい死するなど、過去最大規模の被害を受け、代替魚導入や経営再建、事業継続に向けた金融支援などの迅速な対応が求められるとともに、被害軽減技術の開発などがより重要性を増していると感じさせられたところでもあります。

一方、県内経済は徐々に持ち直しの兆しを見せており、スタジアムシティの開業など、まちのたたずまいも大きく変わり、新たな賑わいもたらされております。この変革の機会を捉え、理事者の皆様と県議会が一緒になって、「新しい長崎県づくり」のビジョンを実現していきたいと思っております。

結びになりますが、県政の今後ますますのご発展と、委員皆様のご活躍と理事者の皆様のご健勝とご活躍をご祈念申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

本当に皆様方、ありがとうございました。（拍手）

次に、理事者側を代表して吉田水産部長からご挨拶を受けることといたします。

【吉田水産部長】水産部長の吉田でございます。関係部局を代表しまして、私からお礼のご挨拶をさせていただきます。

中村(一)委員長、山村副委員長、委員の皆様方には、各部局が抱える重要な諸課題に対しまして、様々な観点からご意見、ご提言をいただき、厚くお礼申し上げます。

これまで、県においては、新しい長崎県づくりのビジョンや各部門別計画に基づき、積極的に各種施策を推進しているところではあります。が、依然本県の構造的な課題である人口減少に歯止めがかかっていない状況でございます。

来年は、長崎県総合計画が最終年度を迎えることから、計画の総仕上げとして、課題解決のために積極的かつ着実に事業を推進してまいります。

また、県民の皆様が、本県への誇りや未来への期待感を抱くことができるよう「未来大国」の実現に向け、様々な関係者と一緒に施策展開を図ってまいりたいと考えております。

令和7年度の主要施策として、産業労働分野におきましては、半導体関連産業や太陽エネルギー関連産業等の成長産業の振興の強化、中小・小規模事業者へのきめ細やかな対策、産業を支える人材の確保・育成の推進、水産分野におきましては、漁業所得の向上のための生産性向上や経営の多角化、養殖業の成長産業化に向けた経営体や産地の体質強化、海外での販路開拓・拡大等の取組推進、農林分野におきましては、災害や気候変動等に対応した産地づくりや労働不足に対応した農作業のアウトソーシングなど、持続可能な生産体制の構築、リースハウスの整備などの受入態勢強化による担い手の確保・育成、食の賑わいの場の創出に向けた実証や長崎和牛の輸出拡大など、国内外における流

通・販路の拡大を掲げているところであり、これらの取組を強化・推進するとともに、これまで本委員会でいただいたご意見、ご提言を踏まえ、本県の力強い産業の創出・育成に向け、戦略的かつ積極的に施策を展開してまいりたいと考えております。

最後に、委員の皆様方におかれましては、大変ご多忙とは存じますが、お体に十分ご留意いただき、今後とも、県政発展のためご指導いただきますよう、よろしくお願いいたします。

誠にありがとうございました。（拍手）

【中村(一)委員長】 ありがとうございました。

以上をもちまして、農水経済委員会及び予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

— 午後 2時 5分 閉会 —

1 2 月 1 9 日

(追加上程予算議案審査)

1、開催年月日時刻及び場所

令和6年12月19日

自 午前10時 7分
至 午前11時10分
於 委員会室 4

漁政課長 小川 昭博 君
水産加工流通課長 森川 晃 君
水産加工流通課企画監
(輸出拡大・養殖振興担当) 鈴木 正昭 君
漁港漁場課長 本多 健一 君
漁港漁場課企画監
(漁場環境担当) 松本 昌士 君

2、出席委員の氏名

分科会長 中村 一三 君
副会長 山村 健志 君
委員 溝口 芙美雄 君
〃 瀬川 光之 君
〃 山口 初實 君
〃 前田 哲也 君
〃 近藤 智昭 君
〃 堤 典子 君
〃 大倉 聡 君
〃 白川 鮎美 君
〃 虎島 泰洋 君

農林部長 渋谷 隆秀 君
農林部政策監(農村整備
事業・諫早湾干拓担当) 高石 洋行 君
農林部次長 松田 武文 君
農林部次長 原田 幸勝 君
畜産課長(参事監) 富永 祥弘 君
農村整備課長 吉田 好広 君
林政課長(参事監) 永田 明広 君
森林整備室長 松尾 尚洋 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

産業労働部長 宮地 智弘 君
産業労働部次長 井内 真人 君
産業政策課長 吉田 稔 君

水産部長 吉田 誠 君
水産部次長 峰松美津子 君
水産部次長 古原 和明 君
水産部参事監(漁港
漁場計画・漁場環境担当) 宮地 健司 君

6、審査事件の件名

○農水経済分科会

第117号議案

令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）
（関係分）

第118号議案

令和6年度長崎県県営林特別会計補正予算（第
1号）

7、審査の経過次のとおり

— 午前10時 7分 開会 —

【中村(一)分科会長】 皆さん、おはようござい
ます。

ただいまから、予算決算委員会農水経済分科
会を開会いたします。

これより、議事に入ります。

本日上程されました予算議案につきましては、

予算決算委員会に付託されておりますので、予算議案の関係部分を農水経済分科会において審査することになっております。

本分科会として審査いたします議案は、第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、ほか1件であります。

なお、理事者の出席につきましては、付託議案に関係する範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

また、本日審査する議案は国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に伴うものであり、明日の予算決算委員会及び本会議において審議することとなっておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、予算議案を議題といたします。

まず、産業労働部長より、予算議案の説明を求めます。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

【前田委員】これから説明いただくと思うんですけども、昨年度と多分同種の内容のことがあると思うので、昨年度の予算の額と実績も併せて説明をしてください。

【宮地産業労働部長】 おはようございます。

産業労働部関係の議案についてご説明いたします。

資料といたしましては、「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」でございます。

2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経

済対策」に沿った国の補正予算に適切に対応するため、必要な予算を追加しようとするものであり、歳出予算は記載のとおりでございます。

歳出予算の内訳につきましては、産業政策課、中小企業振興費について、特別高圧電力を利用している県内事業者の電気代高騰分への支援に要する経費として、特別高圧電力高騰対策支援事業費2億4,500万円の増、LPガスを利用している県内事業者のガス代高騰分への支援に要する経費として、事業者向けLPガス価格高騰緊急対策支援事業費1億771万6,000円の増を計上いたしております。

（繰越明許費について）

繰越明許費につきましては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、今回の経済対策補正により実施する事業であり、次年度にかけて引き続き支援に取り組む必要があることから、記載の事業につきまして繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、産業労働部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【中村(一)分科会長】 次に、水産部長より、予算議案の説明を求めます。

【吉田水産部長】 おはようございます。

水産部関係の議案についてご説明いたします。「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」水産部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処す

るため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入合計は30億64万3,000円の増、歳出合計は52億8,429万7,000円の増となっております。

以降、計上事業等について記載しておりますが、後ほど担当課長から補足説明をさせていただきます。

4ページをご覧ください。

繰越明許費につきましては、国の補正予算を活用する事業について、年度内に適正な事業期間が確保できないことから、それぞれ記載のとおり設定または変更しようとするものであります。

以上をもちまして、水産部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 次に、農林部長より、予算議案の説明を求めます。

【渋谷農林部長】 おはようございます。

農林部関係の議案について、ご説明いたします。

「予算決算委員会農水経済分科会関係議案説明資料」の農林部の2ページをご覧ください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第117号議案「令和6年度長崎県一般会計補正予算（第5号）」のうち関係部分、第118号議案「令和6年度長崎県県営林特別会計補正予算（第1号）」であります。

今回の補正予算は、国において決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に沿った国の補正予算に適切に対処するため、必要な予算を追加しようとするものであります。

歳入予算は合計で42億9,356万1,000円の増、

歳出予算は合計で66億7,731万円の増となっております。

以降、計上事業等について記載しておりますが、後ほど担当課長から補足説明をさせていただきます。

5ページの上段をご覧ください。

債務負担行為につきましては、県営畑地帯総合農地整備費、経営体育成基盤整備費、ため池等整備費、地すべり防止対策費及び海岸保全費について、年度を超えて契約するためのものであり、内容につきましてはそれぞれ記載のとおりであります。

繰越明許費につきましては、国の補正予算を活用する事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、それぞれ記載のとおり設定または変更しようとするものであります。

6ページの中段をご覧ください。

第118号議案「令和6年度長崎県県営林特別会計補正予算(第1号)」についてご説明いたします。

歳入・歳出予算は、いずれも6,350万円の増となっております。

事業内容につきましては、後ほど、担当課長から補足説明をさせていただきます。

7ページをご覧ください。

繰越明許費につきましては、国の補正予算を活用する事業について、年度内に適正な工期が確保できないことから、繰越明許費を設定しようとするものであります。

以上をもちまして、農林部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【中村(一)分科会長】 次に、補足説明を求めます。

【吉田産業政策課長】 補足説明資料、11月補

正（経済対策）産業労働部関係をご覧ください。

今回提出しております2つの事業についてご説明いたします。

まず、特別高圧電力高騰対策支援事業費でございます。2ページをご覧ください。

昨年6月議会と11月議会で議決いただきました特別高圧電力高騰対策支援事業費について、今回、2億4,500万円を計上しております。

電気料金高騰対策として、一般家庭や企業が利用する低圧電力、学校やオフィスビル等の利用が多い高圧電力では、既に国が直接負担緩和策を講じている中、大規模工場や大規模テナントなどが利用する特別高圧電力については、これまでと同様、国から交付金を活用した地方自治体における支援を要請されているところでございます。

このため、特別高圧電力を利用している県内事業者に対しまして、国と同様、今年の8月から10月、及び来年の1月から3月までの期間において、電力使用量に応じた支援を行うものとしております。

なお、支援単価につきましては、前回までと同様、国が行う高圧電力への支援単価の半額により支援を行うものとしております。

また、今回は、支援期間が6か月と、前回から2か月短いことから一事業者当たりの上限額を2,000万円とし、前回同様、公的機関等は対象から除外することとしております。

なお、実績でございます。2番の事業内容のところに記載のとおり、昨年度、令和5年の11月補正、6月補正と2度実施しております。まず、11月補正の分でございますが、実績としましては24社で、11月補正として3億6,000万円計上させていただいており、実績としては3億665万4,000円と85.2%の執行率となっております。期

間につきましては以下のとおりでございます。

あと令和5年6月の補正でございます。実績は22社、予算計上としては5億円に対し、執行率としては4億5,382万9,000円、執行率は90.8%でございます。

続きまして、3ページをご覧ください。

昨年11月議会で議決いただきました事業者向けLPガス価格高騰緊急対策支援事業費について、今回新たに1億771万6,000円を計上しております。

エネルギー価格高騰対策として、既に都市ガスにつきましては国が直接負担緩和策を講じておりますが、LPガスにつきましては、今回の交付金を活用した地方自治体による支援を国から要請されているところでございます。

このため、LPガスを利用している県内事業者に対しまして、国と同様に今年8月から10月及び来年1月から3月までの期間、使用しているLPガスの種類に応じて支援することとしております。

調理・空調など、一般の生活用途として業務上でLPガスを用いる業務用LPガスの使用事業者につきましては、危機管理部が別途実施する一般消費者向け支援と合わせて、国の補助率を参考に価格高騰分の一部を、一事業者当たり1,400円を支援するものでございます。

また、金属加工、食品加工、窯業など、工業用としてLPガスを大量に使用する事業者につきましては、価格高騰分の一部を使用量に応じて支援するものでございます。

なお、昨年度の実績でございます。資料2、事業内容の令和5年11月補正をご覧ください。

業務用につきましては、1万4,976件、工業用につきましては112件、合わせて1万5,088件の実績となっております。支給額につきましては、

合計で7,823万6,000円となっております。

以上で、説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

【小川漁政課長】 「令和6年11月定例県議会予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料」水産部の2ページをご覧ください。

私からは、漁業経営セーフティネット活用促進事業費につきまして、ご説明をさせていただきます。

本事業は、燃油価格が高値で推移している状況を踏まえ、国が漁業者との拠出により、燃油高騰の際に漁業者へ補填金を交付する漁業経営セーフティネット、漁業者が加入するために必要となる積立金の一部を支援することで、当該セーフティネットへの加入を促進し、燃油高騰への備え、漁業経営の安定化を図るものであります。

資料の2、現状にお示ししておりますとおり、漁業用A重油の県内平均小売価格は、国際情勢の悪化などにより上昇しておりまして、今年度に入りまして、1リットル当たり116円を超えておりまして、漁業経営につきましても大変厳しい状況が続いております。

また、近年の燃油価格の高騰を受けまして、令和2年度第4四半期以降、連続してセーフティネットによる補填が実施されていることから、補填金の原資である漁業者の積立金も減少しております。

ついては、県におきましても、今年度に引き続き、令和7年度におけるセーフティネットへの加入継続に対し、積立金の一部を支援することで、漁業者の皆様は燃油価格の高騰へしっかりと備えていただきたいと考えております。

そこで、漁業経営セーフティネット活用促進事業では、沿岸漁業経営体のうちセーフティネ

ットへの加入が見込まれる3,470経営体に対して、制度上最も高い1リットル当たり8.5円の積み立てに対し、3分の1を支援するために必要な予算及び申請等の取りまとめを行う漁協の事務費を含め、合計で1億9,295万6,000円を計上させていただきます。

また、実績につきましては、令和6年度につきましては3,276経営体に対しまして1億6,741万8,000円、令和5年度におきましては3,295経営体に対しまして1億6,687万8,000円となっております。

私からの説明は以上となります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【鈴木水産加工流通課企画監】 同じく資料1、「令和6年11月定例県議会予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料」の3ページをご覧ください。

養殖用配合飼料高騰対策事業費についてご説明いたします。

養殖生産に用いる配合飼料につきましては、円安や海外の需要増加などによります輸入魚粉の価格高騰に伴い、魚粉を原料とする配合飼料価格も高騰し、直近の令和6年7月から9月における配合飼料の平均価格は、1トン当たり25万円と高値で推移しており、養殖業者への影響が懸念されているところでございます。

こうした中、県としましては、配合飼料価格高騰の影響を緩和する国の制度であります漁業経営セーフティネット構築事業への加入促進を図るため、令和4年度及び5年度の補正予算において、養殖業者の当該制度加入に係る積立金に対する支援を行ってきたところでございますが、価格高騰が継続する中、多額の補填が連続して発動しており、補填金の原資である積立金が枯

渴する可能性が高まっております。

そこで、本事業により、改めてセーフティネットへの加入継続に必要な積立金に対する支援を行い、配合飼料価格の高騰への備えを強化することにより、養殖経営の安定化を図ってまいりたいというものでございます。

予算額につきましては、積立金に対する3分の1の支援としまして3億9,110万4,000円、また、漁協が行います事務経費に対する支援として11万2,000円の合計3億9,121万6,000円を計上しているところでございます。

なお、昨年度補正予算の予算と実績でございますが、昨年度補正予算は2億3,185万円に対し、実績が2億3,181万9,000円という状況でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【本多漁港漁場課長】漁港漁場関係事業に係る補正予算について、補足して説明させていただきます。

引き続き、同じ資料の4ページをご覧ください。

今回の補正は、12月17日に成立した国の経済対策補正により、本県の漁港漁場関係事業に内示があった予算への対応になり、国土強靱化、防災減災など、安全・安心の確保及び海洋環境の変化等、増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の経費として配分され、漁港事業36か所、漁場事業6か所、県予算ベースで47億12万5,000円を計上しております。

事業箇所一覧を5ページに、6ページ以降に主な事業内容を記載しております。

6ページをご覧ください。

長崎漁港におきましては、全国の水産物の流

通拠点として重要な役割を担っており、高品質な水産物の安全で安定した供給を行うため、近年の気候変動に伴う波浪の増大に対応した防波堤の整備などに3億3,550万円を計上しております。

7ページをご覧ください。

小値賀漁港におきましては、小値賀島の玄関口であり、近年の気候変動等により激甚化・頻発化する災害に備えるため、防波堤の改良などに2億2,537万5,000円を計上しております。

8ページをご覧ください。

漁場におきましては、水産物の安定的な供給を図るため、魚礁や増殖場の5か所の整備と調査や、海底耕うん1か所の実施に15億2,600万円を計上しております。

9ページから11ページまでは、その他の主な事業箇所の概要を記載しておりますが、説明については割愛させていただきます。

12ページをご覧ください。

繰越明許費についてご説明いたします。

この補正予算につきましては、年度内の工期が十分に確保できないため、全額を繰越明許費に計上させていただいております。

昨年度の実績についてですが、4ページをご覧ください。

昨年度の補正予算につきましては、全体額で49億3,017万円となっております。約2億円の減となっております。県営漁港につきましては約35億円、市町営漁港につきましては6,200万円、県営漁場につきましては13億4,400万円となっております。

以上です。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【富永畜産課長】畜産関係事業につきまして補足説明をさせていただきます。

説明資料、「予算決算委員会農水経済分科会補足説明資料」農林部の2ページをご覧ください。

今回、畜産課補正予算として計上しておりますのは、2件で2億6,725万円となっております。

1件目につきましては3ページをご覧ください。

飼料価格高騰緊急対策事業につきましては、来年度も引き続き飼料価格高騰により経営が圧迫されている畜産農家に対して、緊急的な支援を行うため、配合飼料価格安定制度生産者積立金の一部支援及びトウモロコシなど単体飼料購入農家に対する飼料購入費の一部支援として、いずれもトン当たり200円を支援するもので、1億746万円を計上しております。

昨年度の実績といたしましては、9,420万円となっております。

2件目につきましては、4ページをご覧ください。肉用牛経営緊急支援事業につきましては、物価高騰に起因した肉用牛子牛価格の急激な下落により、経営が圧迫されている繁殖農家に対しまして、緊急的な支援を行うため、国のセーフティネットとなる補給金の対象にならない経費の一部を支援するもので、1億5,979万円を計上しております。

昨年度の実績といたしましては、1億1,685万円となっております。

現在、子牛価格は、再生産の目安となる1頭当たり60万円を下回る水準にあり、さらに、本県の平均価格は全国平均を下回って推移していることから、県平均価格が全国平均価格を下回った場合に、繁殖農家に対し、全国平均価格と県平均価格の差額の一部を支援し、繁殖農家の経営継続が可能となるよう経営安定を図るものでございます。

畜産関係分は以上でございます。

よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

【吉田農村整備課長】引き続き、私から農村整備課分の計上事業につきましてご説明をさせていただきます。

同じ補足説明資料、農林部の5ページから6ページに農業水利施設電気料金高騰対策支援事業を、7ページから24ページに農業農村整備事業関係分をお示ししております。

はじめに、農業水利施設電気料金高騰対策支援事業につきましてご説明をいたします。

説明資料の5ページをご覧ください。

農業水利施設電気料金高騰対策支援事業費として今回、608万2,000円を計上しております。昨年度の補正で計上しております予算額につきましては、669万1,000円に対しまして、実績として330万5,000円となっております。

事業の具体的な内容につきましては、6ページをお開きください。

本事業は、令和4年度からの継続となりますけれども、電気料金高騰の影響を受ける中で、農業者で組織されます土地改良区の負担軽減を図るため、国営・県営土地改良事業で造成され、土地改良区が管理する農業水利施設の電気料金高騰分の一部を支援するものでございます。

右側に令和3年度と6年度の電気料金高騰のイメージ図を記載しておりますが、県といたしましては、電気料金高騰前の令和3年度から令和6年度の電気料金上昇分に対しまして、2分の1以内で支援を行うこととしております。

また、事業手続きにつきましては、右側下段に記載のとおり、これまでと同様、県から長崎県土地改良事業団体連合会を経由し、各土地改良区に補助金を交付する流れで実施することと

しております。

なお、予算額の内訳につきましては、左側に記載のとおり、1、電気料金高騰分の一部支援として558万2,000円、2、事務費として土地改良事業団体連合会が行う振込手数料などの50万円を計上しております。

県としましては、本事業を実施することによって、電気料金高騰の影響を緩和し、農業水利施設を管理する土地改良区の負担を軽減できるよう、しっかりと支援してまいりたいと考えております。

続きまして、農業農村整備事業関係につきましてご説明をいたします。

説明資料の7ページから24ページをご覧ください。

農業農村整備事業関係では、国の経済対策として予算措置されております補正予算のうち、今回、7ページにあります担い手育成畑地帯総合整備事業費、10ページの基幹農道整備事業費、11ページの経営体育成基盤整備事業費、13ページのため池整備事業費など、計65地区、合計49億3,387万円を計上するものであります。

昨年度の令和5年度補正予算につきましては、47億6,061万4,000円と、令和5年度補正と比べて1億7,325万円の増となっております。

このうち主な事業内容につきましてご説明いたします。

資料の22ページをご覧ください。

島原市の三会原第4地区の写真になります。担い手育成畑地帯総合整備事業は、畑地帯における農業経営の体質強化を図るため、区画整理や畑地かんがい施設、農道などを総合的に整備するものであります。

今回の補正予算では、三会原第4地区など、計14地区において、畑の区画整理64ヘクタール、

畑地かんがい施設整備39ヘクタールなどを実施するために29億2,934万1,000円を計上しております。

続きまして、資料の23ページをご覧ください。

五島市の寺脇地区の写真になります。経営体育成基盤整備事業は、経営体の育成と生産性の高い農業を実現するために区画整理や暗渠排水などを整備するものであります。

今回の補正予算では、寺脇地区など、計8地区におきまして、水田の区画整理10ヘクタールを実施するために7億4,064万1,000円を計上しております。

続きまして、資料の24ページをご覧ください。

諫早市の諫早北部2期地区の写真になります。ため池整備事業は、堤体から基準値以上の漏水が見られるものや、洪水吐けの断面が不足し、洪水を安全に流下させることのできないため池におきまして、豪雨等による災害を未然に防止するため、改修整備を行うものであります。

今回の補正予算では、諫早北部2期地区など計27地区におきまして、ため池の整備を実施するために8億918万円を計上しております。

なお、ご説明いたしました事業につきましては、国の交付決定の遅れにより、年度内完了が困難であることから、事業費と同額の繰越明許費を設定しております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【永田林政課長】 私から、林政課関係事業につきまして、同資料に基づきましてご説明させていただきます。

資料25ページをご覧ください。

資料記載分が一部森林整備室所管を含みますが、今回、補正予算で計上している林政課関係

の事業一覧でございます。

26ページをご覧ください。

合板製材生産性強化対策事業費です。左下がきのこ生産者に対する物価高騰対策で、おがこやトレーなどの生産資材の価格上昇分の2分の1を支援するものです。右下が菌床きのこ生産者と、生産資材となるおがこの生産者とのマッチングを促進する県の事務費となっております。これらに要する経費として1,549万5,000円を計上しております。

なお、昨年度は、計上額としては1,211万4,000円、実績見込みとしては1,174万3,000円ということになっております。

1ページ飛ばしていただきまして、28ページをご覧ください。

特別会計の県営林事業費です。これは国の補正予算を活用し、県営林において適正な森林整備及び健全な経営を行うため、搬出間伐及び路網整備を一体的に実施するものです。

今回の補正予算により、搬出間伐56ヘクタール、森林作業道6,167メートルを計画しております。これに要する経費として6,350万円を計上しております。

なお、昨年度は、搬出間伐71ヘクタール、森林作業道9,333メートル、これに要する経費として8,512万円を計上し、事業を全て実施しているところでございます。

なお、説明いたしました事業につきましては、国の交付決定の遅れにより、年度内完成が困難であることから、事業費と同額の繰越明許費を計上しております。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【松尾森林整備室長】森林整備室関係事業につきまして、補足説明資料に基づいてご説明いた

します。

説明資料の25ページ及び29から33ページに記載しておりますのが、今回補正予算で計上しております森林整備室の事業及び一覧でございます。

まずは27ページをご覧ください。

合板製材生産性強化対策事業費でございます。木材の生産性向上に必要な高性能林業機械の導入支援や苗木の生産拡大のための採種園を整備するものでございます。

左下の①が木材を積み込み、運搬するフォワーダーと呼ばれる高性能林業機械の写真です。右下②が県営林の屋内型採種園の整備を行うもので、成長がよく花粉が少ない苗木生産の拡大を図ろうとするものでございます。

今回、補正予算により、高性能林業機械の導入支援として800万円、採種園の整備として4,200万円、合計5,000万円を計上いたしております。

なお、令和5年度につきましては、294万円でございます。

少し飛びまして34ページをご覧ください。

育成林整備造林事業費でございます。本事業は、森林の持つ公益的機能の持続的な発揮と合わせて、低コストで安定的な木材生産を目的としまして、搬出間伐等の森林整備を実施するものでございます。

今回の補正予算により、搬出間伐546ヘクタールを計画しております。これに要する経費として3億8,159万8,000円を計上しております。

令和5年度につきましては、搬出間伐554ヘクタール、予算として4億1,734万8,000円でございます。

次に、治山事業についてご説明いたします。

35ページをご覧ください。

復旧治山費です。佐世保市江迎町の防ノ久地区でございます。令和2年7月の大雨によりまして、斜面が崩壊し、土砂や樹木が流出しまして、直下の林道が被災した箇所でございます。

崩壊しました土砂が不安定な状態で堆積しており、今後の豪雨等によって流出するおそれがあることから、土留め工等による復旧工事を実施するものでございます。

復旧治山費は、このほかに8か所、合計で9か所、4億4,415万円を計上しております。

昨年度は7か所、3億6,750万円でございます。

36ページをご覧ください。

予防治山費、雲仙市千々石町の白新田地区です。集落背後の斜面において、風化による落石が発生しており、今後の豪雨等によって直下にある人家などに被害を与えるおそれがあることから、写真のような固定工等による予防対策を実施するものでございます。

予防治山費は、このほかに9か所、合計で10か所、4億981万5,000円を計上しております。

令和5年度は、6か所の3億3,022万5,000円でございます。

37ページをご覧ください。

地すべり防止費、平戸市の主師町白石地区です。生月大橋の平戸島側に位置する白石地区において、地すべりにより道路の亀裂などの被害が発生していることから、被害を防止、軽減するため、集水井工等を実施するものでございます。地すべり防止費は、このほかに1か所、合計2か所、1億6,905万円を計上しております。

昨年度は、2か所の1億7,850万円です。

以上、治山費合計で21か所、10億2,301万5,000円を計上しておりまして、令和5年度は15か所、8億7,622万5,000円でございます。

以上、当室のトータルとしては、令和5年度

に比べまして112%ということになっております。

なお、ご説明しました事業につきましては、国の交付決定の遅れにより、年度内完了が困難であることから、事業費と同額の繰越明許費を計上させていただいております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

【中村(一)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【大倉委員】 おはようございます。

私からは、農林部関係の畜産振興対策の部分ですね、肉用子牛価格の下落に対する緊急支援というところで1億6,000万円の補正がついているんですけども、この支援内容として、全国平均の取引価格と県平均の取引価格の差額の3分の1を支援ということでありまして、いわゆる取引平均価格は四半期ごとに計算されるというふうに聞いています。今、最新の平均価格、全国、そして本県はどうか、そして、結果的に1頭当たりどれぐらいの支援額になるのか、そのあたりを教えてください。

【富永畜産課長】 子牛価格についてのお尋ねでございますが、本県の子牛価格につきましては、令和5年5月以降、肉用子牛の再生産確保の目安となります1頭60万円を下回る水準で推移しております。その後、回復基調にありましたが、今年5月から再び下落に転じまして、先月11月は本県の平均価格50万1,000円となっております。

それから、子牛価格の差額及び補填状況につきましては、今年度における子牛価格の全国平均と本県平均を四半期ごとに見ますと、今年4

月から6月までの第1四半期、全国平均価格54万1,000円に対し、本県平均価格53万6,000円、7月から9月までの第2四半期では、全国平均価格49万9,000円に対しまして、本県平均価格48万3,000円となっております。

いずれも本県の平均価格は、全国平均より1頭当たり、第1四半期で約6,000円、第2四半期で約1万6,000円下回っております。

それから、県からの子牛価格の補填金ですが、第1四半期が1,900円となっております。第2四半期は5,300円となっております。

【大倉委員】 確認です。1頭当たりの支援額が、第1四半期が1,900円の支援金、第2四半期が5,300円の支援金ということでよろしいんですね。承知いたしました。

今後、これはきちっと取引平均価格というのはシミュレーションをした上での今回の補正1億6,000万円というふうに理解してよろしいのでしょうか。

【富永畜産課長】 肉用牛振興につきましては、子牛を生産する農家を支援して増頭させるというビジョンがございますので、引き続き本事業につきましても、足らざる分につきまして、県の支援状況を注視しながら実施していきたいと考えております。

一応このシミュレーションにつきましては、子牛価格の全国平均価格、九州平均価格が国から通知がありますので、それを注視しながら、県としてもしっかりと足らざる分を支援していくというふうに考えております。

【大倉委員】 今回、緊急的な支援ということだと思えますけれども、スケジュール感として、この支援金は生産者の方々にはどのような感じで届くようになるのでしょうか。

【富永畜産課長】 この補填金の振込時期ですけ

れども、まず、令和6年4月から12月分につきましては、令和7年の3月中旬に振り込むこととしております。

対象期間の令和7年1月から3月分につきましては、令和7年6月中旬ごろに振り込む予定としております。

【大倉委員】 承知いたしました。ぜひ迅速に振り込んでいただきたいと思います。

今、子牛価格の下落というのは全国的な流れだと思うわけでございます。特に、その中で本県が低迷傾向が続いていて、下落幅も大きいという中で、その推移ですね、本県はどのような感じで価格というのは推移しているのでしょうか。

【富永畜産課長】 委員からご指摘の本県の平均価格の推移ですが、本県としましては、子牛価格の下落の分析につきましては、肥育の主産地、例えば兵庫県や静岡県、あるいは三重県の但馬牛、こういった肥育が盛んな地域から遠隔地に所在している本県につきましては、物流に要する経費。

子牛価格の推移につきましては、50万円の後半から40万円の前半ぐらいを推移しております。

一番必要なのは、再生産価格の60万円に近づけるということが必要かと思っておりますので、そのあたりを注視して実施していきたいと考えております。

【大倉委員】 50万円から40万円ということですね。低いですね。

この価格の低迷している原因として、今、ちらっと答弁をされそうになったと思うんですけれども、いわゆる地理的な問題ですね、九州の西にある本県が、そういう中で肥育農家の方々が来にくいという部分もあるんだと思います。

それから、繁殖牛が多いということも指摘されていますが、そのあたりの要因はどのようにお考えでしょうか。

【富永畜産課長】 委員ご指摘のとおり、近年、畜産クラスター事業という国の補助事業を用いまして、繁殖農家が繁殖の牛舎を建設いたしまして、その分、応分の繁殖雌牛が導入され、そこから産出される子牛が非常に増えてまいりました。それで、子牛市場に、現在、県外からの肥育農家が集まらなと競争原理が働かないので、子牛価格が低い取引価格になるという構造的な課題がございます。

このため、県といたしましては、中長期的な対策といたしまして。

【大倉委員】 中長期的な話を今していただく雰囲気だったんですが、それは恐らく去年11月の補正で、バランスの部分で1頭当たり10万円の補助を、繁殖牛農家の方が肥育牛を育てるという場合、1頭当たり10万円の補助を出していただきました。多分その話をされようと思ったと思うんです。

そういう中で、繁殖牛と肥育牛のバランス、これは中長期的ですから、すぐには改善できないとは思いますが、一定改善方向にあるのか。そして、今、どれぐらいのバランスなのか。繁殖牛は肥育牛と比べてどれぐらい多いのか、そのあたりを教えてくださいませんか。

【富永畜産課長】 委員ご指摘の繁殖農家と肥育農家のバランスですが、基本的には他県、宮崎県、鹿児島県等を見ますと、子牛の出荷頭数と、肥育牛の出荷頭数は1対1になるような形が一番望ましいとは思いますが、現状、先ほど申し上げましたとおり、子牛の頭数が本県では多くなっております。

このため、昨年度から繁殖農家に対しまして、

肥育を開始する一部一貫経営の推進ということを実施しておりまして、今現在、その肥育を増やしているところで、今のところこういった施策を打ちながら、構造的な改善をやっていきたいと考えております。

補足になりますけれども、令和5年度におきまして、子牛の出荷頭数が2万1,201頭に対しまして、肥育牛の出荷頭数が1万4,568頭ということで、肥育牛の出荷頭数よりも子牛の出荷頭数が多く、その差は6,633頭となっております。

【大倉委員】 すぐにはこれは改善できないと思うんですが、中長期的にこれは継続的にいろんな支援も続けていってもらいたいと思います。

本当に危機的な状況の繁殖農家の方がいらっしゃると私も聞いているわけです。今、物価高騰の中で、なかなか牛肉の消費量自体も、そこまでぐっと伸びるところまでいってない中で、やはりそうすると肥育農家の皆さんの収入が減る。そうすると、今度は子牛を買う場合の購入費、これを抑えるということになって、結果的に繁殖農家の方々が影響を受けてしまうと。しわ寄せがきてしまうというような厳しい状況でございますので、ぜひ今回の緊急支援ももちろんそうなんですけれども、今後も様々な支援策を講じていただきたいと思います。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】 産業労働部の事業者向けLPガスの価格高騰緊急対策支援事業ですけれども、まず、基本的なことで、一般家庭でLPガスを使っているところには支援はないんですよね。

【吉田産業政策課長】 家庭用につきましては、危機管理部の方で予算を計上いたしまして支援することになっています。我々の方としては、

業務用の部分として、飲食店などを対象に計上しております。

【前田委員】失礼しました。では、この支援事業は、去年も同様にやられているということで、実績も述べていただきましたけれども、この支給の仕方というのは、多分、昨年初めて出した時には協会か何かでやってもらおうとしていたのが、協会ができないということで県が直接やったようにも聞いているんですけれども、その支給の手順というか、方法は去年と何か変わっているんですか。

併せて、実績が7,823万円というふうにお聞きしましたけれども、今年の積算はどうやってやられたんですか。

【吉田産業政策課長】まず、支給の方法でございますが、販売業者が約300事業者ほどございます。そこに対して、各顧客がいらっしゃいますので、料金のご請求の際に、あらかじめ値引きをした額を請求していただき、その件数を県へ申請していただくという方法でしております。そのため、今、危機管理部の方で一括して申請を受け付けておりますけれども、危機管理部の方に300事業者から実績報告が上がりまして、それに対して支給をするということになります。（発言する者あり）この家庭用と業務用につきましては、取扱いの販売事業者が一体的にやっております。30万の利用者があって、そのうちの1万6,000が業務用になっておりまして、なかなか区別することが難しいので、そこは危機管理部の方に再配当という形で手続きを進めているところでございます。

今回の1,400円の積算でございますが、これにつきましては月毎に平均の使用料というのが公表されている資料がございます。例えば令和6年8月が9,120円というのが平均的な使用料で

す。令和3年8月、これは価格高騰が始まった時の月額平均使用料でございますが、8,277円だったためこの間、843円上昇しております。都市ガスの方については国の方で支援をしておりますが、国がその都市ガスに対して価格上昇分に対し補助率27.4%で実際に補助しておりますので、この27.4%を参考に、LPガスの価格高騰分の843円にそれを乗じた額が約230円になります。その6か月分ということで1,400円と積算しております。

【前田委員】県が直接やっているんですか、協会がやっているんですかと質問したじゃないですか。

【吉田産業政策課長】協会の方は通しておりません。県の方で直営という形でやっております。

【前田委員】昨年、これを組み立てる時に、多分協会を通じてやるということで、まずトライしたんじゃないかったですか。それとも、最初から県が直営でやるということになったんですか。

併せて、300事業者全部から申請が上がったという理解を正しいですか。

【吉田産業政策課長】なかなか協会の体制的にもこの申請手続きというところをこなすというのは難しいというお話もいただいております。調整した結果、県の方で、直営でやるということで実施することといたしました。

今年度につきましても、同様に直営という形で事務手続きを進めているところでございます。

危機管理部の方に確認はしておりますけれども、ほぼ全てから申請が上がっていると聞いております。

【前田委員】了解しました。ありがとうございます。

水産部のセーフティネットの件ですけれども、セーフティネットの加入の維持ということで

説明があったんですけれども、補填も含めてです。3,470の経営体の推移というのは、大体どんな感じで動いてきているんですか。

【小川漁政課長】この漁業経営セーフティネット活用推進事業の対象となります経営体でございます。この分につきましては、先ほど少しご説明の中で実績で申し上げさせていただきましたとおり、この事業自体が令和4年度から実施しておりまして、令和4年度が経営体としまして支援対象になりました経営体が3,346、令和5年度が3,295、令和6年度、今年度でございますけれども、3,276が対象の経営体となっております。この分につきましては、やはり経営体全体、水産業としての経営体全体のところの減少等々もあるかと思えますけれども、一定3,200前後の経営体を対象として支援をさせていただいているという状況でございます。

【前田委員】そうすると、経営体にこのセーフティネットに入っていない経営体というのはどれぐらいあるんですか。

【小川漁政課長】今回、令和5年度の漁業センサスでいいますと、県内に4,805経営体がございます。この中で今回の漁業経営セーフティネット活用推進事業の対象としておりますのが、沿岸漁業に携わっていただいている経営体を対象としておりますので、その方々がセーフティネットへ加入される際の積立金の3分の1を支援させていただいているという状況でございます。

【前田委員】ですから、沿岸漁業に携わっている経営体の方は、全てセーフティネットに入っているという理解を正しいですか。

【小川漁政課長】実際の加入数をしっかりと把握、今手元に数字がないんですけれども、今回、予算要求の際にこちらの方で、補足説明資料の2ページですけれども、想定している経営体数

が3,470を県としては今想定しております。その中で、令和6年度が3,871経営体を加入想定ということで算定しておりまして、約84.6%の方々に加入していただいているということで考えております。

【前田委員】事業目的が、加入継続に必要な積立金の一部を支援という書きぶりなので、この書きぶりだけ見ると辞める方もいるのかなとか、継続とか、そもそも加入が難しい方がいるのかなと読み込みをしたわけですね。

その時に、今言われたように84.6%というのは、これは3,470経営体の見込みからの実績の数字、それとも沿岸漁業に携わっている人の84.6%が加入しているということ、どちらなんですか。

【小川漁政課長】今、申しました令和6年度で想定しております3,871というものにつきましては、県の方で推計をした、今回このセーフティネット事業へ加入をされるであろう、していただきたいと考えている数字に対して、84.6%の3,276経営体に対しまして支援を行ったという形でございます。

【前田委員】すみません、後で個別に聞きますけれども、懸念しているのは、結局加入したくてもできないという方がいらっしゃるのかどうか、そこだけ最後に答えてください。もしできないんだったら、それは何が理由なのかということ、それを把握されているんですか。

【小川漁政課長】失礼しました。今回、この加入の積立金の3分の1を基本的に県の方で支援しまして加入をしていただきたいとか、継続していただきたいということで考えているんですけれども、確かに今加入されている方で、途中で退会をされる方もいらっしゃいます。この方は、漁業をもうやめるという方ですとか、ま

た、退会理由として、亡くなって退会をされて、その息子さん方、お子さん方に継続をして名義が代わるということもございます。ただ、今回、この加入に係る積立金がなかなか払えないから加入できないというところの正確な数字は、今、把握ができていないという状況でございます。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【虎島委員】 農林部の予算要求について質問したいと思います。

要求に対して満額の回答をいただいたというようにご報告を受けております。満額ということで大変すばらしい成果であるというふうに思いますけれども、課題はたくさんあって、担い手育成型の整備事業とか、災害が激甚化する中で、防災事業も大変重要なものであると思います。もうちょっと要求すればもうちょっともらえたんじゃないとか、そういうことも考えられますけれども、危険な箇所というのはランクづけして防災工事をされているというふうにお聞きしましたけれども、どのような形で要求しているのか。もうちょっと要求できたのか、その辺、程度感をお聞かせいただければと思います。

【吉田農村整備課長】 まず、要求に対して満額ということで、昨年度も満額の承認をいただいたんですけれども、例えばため池の整備関係につきましては、緊急度、優先度を順位付けをしながら、そういう度合いに応じて国に対して新規地区の申請をし、計画的に整備を進めてまいっております。

そういう中で新規採択をして実施設計を組んで、それから実際工事に入ると、こういうスケジュール感の中で、その年度年度で必要となる額を基本的には要求をしているところでござい

ます。

今回は、その整備に要する費用につきまして、来年度必要となる額を要求し、100%の満額割り当てをいただいたというところとなっております。

【虎島委員】 補正といえど、計画的にやられているということで理解いたしました。たくさんすべきところはあるとは思いますが、しっかりと整備を進めていただければと思います。

一方で水産部の方では、こういった要求に対する執行額というのはどのようになっているか、お聞かせください。

【本多漁港漁場課長】 漁港と漁場の整備事業につきましては、やはり要求という考え方は、補正予算でありますので、やはり工期が約1年間しかございません。常にできるものについて予算要求をしているという形になります。

当然、令和7年度の当初予算も今後考えられますので、それと合わせた形で来年度、どれだけの事業量が必要かというところで要求しているということです。

【虎島委員】 要求に対する回答ですね、補正がついた額、割合というのがわかりますか。

【本多漁港漁場課長】 要求額につきましては、要求額どおりに予算は付けていただいております。

【虎島委員】 こちらも計画どおりに進めているということで理解いたしました。ぜひ頑張ってください。お願いします。

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第117号議案のうち関係部分及び第118号議案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【中村(一)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり、それぞれ可決すべきものと決定いたしました。

審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

.....
— 午前11時 9分 休憩 —
.....

— 午前11時 9分 再開 —
.....

【中村(一)分科会長】 分科会を再開いたします。

以上で、本分科会関係の議案審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、予算決算委員会農水経済分科会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

.....
— 午前11時10分 閉会 —
.....

農水経済委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和6年12月11日

農水経済委員会委員長 中村 一三

議長 徳永 達也 様

記

1 議 案

番 号	件 名	審査結果
第 114 号 議 案	公の施設の指定管理者の指定について	原 案 可 決

計 1 件 （原案可決 1 件）

委 員 長 中村 一三

副 委 員 長 山村 健志

署 名 委 員 白川 鮎美

署 名 委 員 虎島 泰洋

書 記 中尾 勝三

書 記 山本 千亜紀

速 記 (有)長崎速記センター